

平成20年度
教育課程説明会資料②
(特別支援学校)

小学部・中学部各教科
道徳

外国語活動

総合的な学習の時間

特別活動

自立活動

平成21年1月

文 部 科 学 省

目 次

< 教育課程説明会資料① >

第1編 総説	1
第1章 教育課程の基準の改善の趣旨	3
第1節 改訂の経緯	3
第2節 改訂の基本方針	6
第3節 改訂の要点	9
1 学校教育法施行規則改正の要点	9
2 幼稚園教育要領の改訂の要点	10
3 小学部・中学部学習指導要領改訂の要点	11
第2編 幼稚園教育要領解説案	19
第1章 幼稚園における教育の意義	21
第1節 幼児期の特性と幼稚園における教育の役割	21
1 幼児期の特性	21
2 幼稚園における生活	26
3 幼稚園の役割	28
第2節 幼稚園における教育と幼稚園教育要領	30
第3節 幼稚園における教育の基本	31
1 人格形成の基礎を培うこと	31
2 環境を通して行う教育	32
3 幼稚園における教育の基本に関連して重視する事項	35
4 計画的な環境の構成	40
5 教師の役割	43
第4節 幼稚園における教育の目標	48
第5節 教育課程の編成	51
1 教育課程の編成の基本	51
2 教育課程の編成	53
3 教育週数	56
4 教育時間	56
5 教育課程の評価	57
第2章 ねらい及び内容等	60

第1節	ねらい及び内容の考え方と領域の編成	60
第2節	健康，人間関係，環境，言葉及び表現	63
第3節	自立活動	64
第4節	環境の構成と保育の展開	75
1	環境の構成の意味	75
2	保育の展開	77
3	留意事項	78
第3章	指導計画の作成に当たっての留意事項	84
第1節	指導計画の考え方	84
1	幼児の主体性と指導の計画性	84
2	教育課程と指導計画	85
3	指導計画と具体的な指導	85
第2節	一般的な留意事項	87
1	指導計画の作成	87
2	個別の指導計画の作成	91
3	入学から幼稚部修了までの生活	93
4	体験の多様性と関連性	94
5	長期の指導計画と短期の指導計画	96
6	学校内の協力体制	97
7	教師の役割	98
8	家庭や地域社会との連携	100
9	小学部以降の生活や学習の基盤の育成	102
10	幼稚園の幼児等と活動を共にする機会	104
11	学校医等との連絡	105
12	個別の教育支援計画の作成と他機関等との連携	106
第3節	特に留意する事項	108
1	安全に関する指導	108
2	行事の指導	109
3	知的障害のある幼児の指導	110
4	複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導	110
5	教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動	111
6	特別支援教育のセンターとしての幼稚部運営	113
7	障害種別ごとに留意する事項	114

第3編 小学部・中学部学習指導要領解説案	123
第1部 教育課程の基準と編成	125
第1章 教育課程の基準	127
第1節 教育課程の意義	127
第2節 教育課程に関する法制	129
1 教育課程とその基準	129
2 教育課程に関する法令	129
第2章 教育課程編成の基本と評価	133
第1節 教育課程編成の基本	133
1 教育課程編成の基本的な考え方	133
2 教育課程編成の手順	134
3 学校の教育目標の設定	137
第2節 教育課程の評価	138
1 学校評価における教育課程の評価	138
2 教育課程の改善	140
第2部 小学部・中学部学習指導要領総則等の解説	143
第1章 教育課程の編成及び実施	145
第1節 教育目標	145
第2節 教育課程の編成の一般方針	148
1 教育課程の編成の原則	148
2 道徳教育	155
3 体育・健康に関する指導	161
4 自立活動の指導	163
第3節 内容等の取扱いに関する共通的事項	165
1 各教科等の内容の共通の取扱い	165
第4節 授業時数等の取扱い	173
1 年間の授業時数の取扱い	173
2 総合的な学習の時間に充てる授業時数	178
3 自立活動の時間に充てる授業時数	178
4 年間の授業週数	179
5 特別活動の授業時数	180
6 授業の1単位時間	181
7 時間割の弾力的な編成	183
8 年間授業日数	184
9 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	184

第5節	指導計画の作成	187
1	各教科等及び各学年相互間の関連	188
2	学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の 指導計画	189
3	指導内容のまとめ方や重点の置き方	190
4	合科的・関連的な指導	191
5	個別の指導計画の作成	193
6	家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び 共同学習	194
第6節	教育課程実施上の配慮事項	197
1	個に応じた指導など指導方法の工夫改善	197
2	重複障害者の指導	199
3	児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実	200
4	体験的・問題解決的な学習及び自主的，自発的な学習の 促進	203
5	生徒指導及び進路指導の充実	204
6	課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等	208
7	見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動の重視	211
8	海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導	212
9	訪問教育における指導の工夫	214
10	情報教育の充実，コンピュータ等の教材・教具の活用	215
11	学校図書館の利活用	217
12	指導の評価と改善	218
13	学校医等との連絡	219
14	個別の教育支援計画の作成	220
15	部活動の意義と留意点等	221
16	特別支援教育に関するセンターとしての役割	222
第7節	重複障害者等に関する教育課程の取扱い	225
1	障害の状態により特に必要がある場合	225
2	重複障害者の場合	228
3	訪問教育の場合	230
4	重複障害者等に係る授業時数	231
5	学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い	231

< 教育課程説明会資料② >

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である 児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	1
第1 各教科の目標及び内容等	1
第2 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校	3
第3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校	7
第4 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校	12
第5 病弱者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校	16
第3章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科	20
第1節 各教科の基本的な考え方	20
1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科の考え方	20
2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校における指導の特徴について	22
第2節 各教科に係る改善の要点	29
第3節 小学部の各教科	30
第1 生活	30
第2 国語	59
第3 算数	65
第4 音楽	73
第5 図画工作	80
第6 体育	87
第7 小学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる 内容の取扱い	94
第4節 中学部の各教科	98
第1 国語	98
第2 社会	103
第3 数学	110
第4 理科	116

第5章	音楽	121
第6章	美術	126
第7章	保健体育	131
第8章	職業・家庭	136
第9章	外国語	146
第10章	中学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる 内容の取扱い	149
第4章	道徳	153
第5章	外国語活動	155
第6章	総合的な学習の時間	157
第7章	特別活動	159
第4編	自立活動解説案	161
第1章	自立活動の意義と指導の基本	163
1	自立活動の意義	163
2	自立活動の指導の基本	165
第2章	今回の改訂の要点	175
1	自立活動の変遷	175
2	障害のとらえ方と自立活動	178
3	今回の改訂の要点	183
第3章	総則における自立活動	185
1	教育目標	185
2	教育課程の編成	187
第4章	自立活動の目標（幼稚部教育要領 ねらい）	191
第5章	自立活動の内容	193
1	健康の保持	194
2	心理的な安定	201
3	人間関係の形成	206
4	環境の把握	212
5	身体の動き	220
6	コミュニケーション	227
第6章	自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い	236
1	指導計画の作成	236
2	指導計画の作成手順	239

3	他領域との関連	250
4	指導方法の創意工夫	251
5	自立活動を主とした指導	252
6	教師の協力体制	253
7	専門の医師等との連携協力	254

(資料)

1	小学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）	257
2	中学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）	260

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1 各教科の目標及び内容等

(第2章第1節第1款 小・中7ページ)

第1節 小学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

(第2章第2節第1款 小・中12ページ)

第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前より，小学校学習指導要領第2章に示

されているものに準ずることとしている。同様に、中学部の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについても、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここで言う「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。

このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、本節に示す視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要がある。

今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について、それぞれの学校に在籍する児童生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは、各教科全般にわたる指導上の特色あるしかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてであるというわけではないことに留意する必要がある。

先に示した小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第1款における「各分野」とは、中学校学習指導要領第2章に示す、社会科の〔地理的分野〕、〔歴史的分野〕及び〔公民的分野〕、理科の〔第1分野〕及び〔第2分野〕、保健体育科の〔体育分野〕及び〔保健分野〕、技術・家庭科の〔技術分野〕及び〔家庭分野〕を指しており、「各言語」とは、外国語科の「英語」及び「その他の外国語」を指している。

なお、第2章第1節第1款の1から4までに特に示している事項は、中学部においても適用されることになっているので、この点に留意することが必要である。

第2 視覚障害者である児童生徒に対する教育 を行う特別支援学校（小・中7ページ）

1 的確な概念の形成と言葉の活用（第2章第1節第1款の1(1)）（小・中）

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて，的確な概念の形成を図り，言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

視覚障害のある児童生徒は，視覚による情報収集が困難なために，限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合がある。特に実体や具体的経験を伴わない，言葉による説明だけで事物・事象や動作を理解してしまう傾向がみられる。これは，いわゆるバーバリズム（唯言語主義）と言われるものであるが，このような傾向を避けるためには，児童生徒の実態に応じて，事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心掛けることが大切である。その場合，見学や調査などの体験的な学習によって経験の拡充を図ったり，観察や実験，操作活動などによって直接体験させ，具体的なイメージを形づくったりすることができるよう配慮が必要である。特に，児童生徒が保有する感覚を活用して事物などをとらえることができるよう十分配慮するとともに，それと言葉を結び付けていくことが重要であることから，今回の改訂においては，「児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して」を新たに加えて示した。

2 点字等の読み書きの指導（第2章第1節第1款の1(2)）（小・中）

- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，漢字・漢語の理解を促すため，児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

視覚障害のある児童生徒が読み書きの手段として，点字と普通の文字のどちらを常用するかということは大切な問題である。原則的には，視覚障害についての医学的，教育的な観点から総合的に判断することになるが，視力や視野の程度，眼疾患の進行状態，学習の効率性，本人の希望や意欲などが重要な判断基準となる。

点字を常用して学習する児童生徒に対しては、点字の表記法を踏まえた系統的な指導が必要である。また、点字の読み書きを速くする指導も大切であり、特に読みについては、内容を読み取りながら、その先を予測して読み進む方法を併せて指導すると効果的である。

普通の文字の指導については、漢字の読み書きが中心となる。指導に当たっては、漢字を部首に分解し、部首に当たる基本漢字を徹底して指導する方法や漢字の読み書きの誤りの傾向を類型的に整理して指導に生かす方法などがある。また、文章の種類や内容に応じて読み分けることができる方法を身に付けたり、視覚補助具を活用して速く読み書きできるようにしたりすることが大切である。

点字を常用して学習する児童生徒に対する漢字・漢語の指導は、漢字の字義と結び付いた言葉が多い日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要であり、児童生徒の発達段階や興味・関心、意欲等を考慮して適切に指導していくことが大切である。特に、コンピュータ等の情報手段を活用する場合には、ディスプレイ画面上の文章を音声化して理解するために漢字・漢語の理解が必要であるので、この点も踏まえた指導が必要である。また、児童生徒の学習状況等によっては六点漢字、八点漢字など点字の漢字について指導することも考えられる。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の1(3)）（小・中）

(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

視覚に障害がある児童生徒は、動いているものや遠くにあるものを理解することなど、視覚や触覚によって直接経験することが困難なものがある。このような内容については、児童生徒の視覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を精選するとともに、基礎的・基本的事項の理解や導入段階の指導に重点を置いて、内容の本質や法則性を具体的に把握できるようにすることが大切である。例えば、「体育」、「保健体育」で視覚に障害のある児童生徒に各種のボールゲーム等を指導する場合は、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本動作の習得に重点を置いた指導を十分に行う必要がある。視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要しても、一度理解してしまえば、それをもとに予測し、演繹的に推論することによって、その後の発展、応用の学習は、容易にできる場

合が多いので、このような基礎的・基本的理解を促す指導が重要である。また、指導の順序等を考慮したり、観察・実験等の内容や方法を工夫したりして、効果的な学習ができるようにすることも大切である。

4 コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の1(4)）（小・中）

(4) 触覚教材，拡大教材，音声教材等の活用を図るとともに，児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して，容易に情報の収集や処理ができるようにするなど，児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

盲児童生徒に対する指導において留意すべき点を例示すると，次のとおりである。

- ① 視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえることができるようにすること。
- ② 聴覚の活用や視覚による観察の方法を身に付けることができるようにすること。
- ③ 視覚的イメージを，どの程度もっているかを把握すること。

したがって，盲児童生徒に対する指導を行うに当たっては，凸図や模型などの触覚教材や音声教材を活用して視覚的な情報を触覚や聴覚で把握できるようにしたり，モデル実験を行ったりするなど，指導内容や指導方法を工夫することが大切である。触覚や聴覚は，視覚に比べると詳細な情報を得ることが困難な場合が多いので，情報収集のポイントを明確にし，部分的，継続的な情報を総合して，まず全体像を大まかに把握し，続いて全体像との関連のもとに内容を詳しく理解するというような方法を身に付ける必要がある。

弱視児童生徒に対する指導は，視覚の活用が中心となるが，他の感覚器官の活用も併せて考える必要がある。弱視児童生徒の見え方は様々であり，視力のほかに，視野の広さ，色覚障害の有無，眼振やまぶしさの有無などの影響を受ける。そのため，指導の効果を高めるためには，一人一人に適した大きさの文字や図の拡大教材や各種の弱視レンズ，拡大読書器などの視覚補助具を活用したり，机や書見台，照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。

また，近年は，コンピュータや障害の状態に応じた周辺機器を用いて，点字と普通の文字とを相互に変換したり，ディスプレイ画面上の文字を拡大したり，文章を音声化したりすることによって，視覚的な情報を容易に収集・発信できるようになってきた。したがって，視覚に障害のある児童生徒がコンピュータ

等の情報機器や障害の状態に応じた周辺機器を活用できるようにしたり，情報通信ネットワークなどを活用したりすることによって，視覚的な情報の入手が困難であるという視覚障害に伴う困難を補って，問題解決的な学習等に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

5 見通しをもった学習活動の展開（第2章第1節第1款の1(5)）（小・中）

(5) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し，見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

視覚に障害のある児童生徒は，環境を把握したり，状況を判断したりすることに困難があるため，空間や時間の概念の形成が十分でない場合がある。しかし，児童生徒が見通しをもち，意欲的な学習活動を展開するためには，このような空間や時間の概念を活用して，授業が行われている教室や体育館，校庭等の場の状況や，取り組んでいる学習活動の過程等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切である。そのためには，系統的な地図指導や図形指導などによって，空間や時間の概念の形成を図ったり，実習や実技のなどの学習において，自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したり，時間的な見通しをもって行動できるように指導する必要がある。

第3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育 を行う特別支援学校（小・中7ページ）

1 言語概念の形成と思考力の育成（第2章第1節第1款の2(1)）（小・中）

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における言語に関する指導については、自立活動の指導の比重が大きいですが、その基本は、児童生徒の学校生活全般にわたって、留意して指導を行う必要があるということである。

このことは、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の4において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、自立活動の指導を行うことと示されている。したがって、国語科を中心として学校生活の多くを占める各教科の指導においても、言語の指導は格段の配慮を必要としていると言える。

言語の指導に際して最も重要なことは、それぞれの児童生徒が、日常生活の中で、指導しようとする言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているかということである。特に、言葉の意味を理解したり、それによつて的確な言語概念を形成したり、その指導の過程において言語による思考力を高めたりするためには、具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが極めて大切なことである。

したがって、各教科の指導に当たっては、常に、その基本となる言葉で考える指導に留意し、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成（第2章第1節第1款の2(2)） （小・中）

(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。

聴覚障害の児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いこ

とから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となる。こうしたことから、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、様々な機会を通じて、児童生徒の読書活動の活発化を促すことが、それぞれの全人的な育成を図る上で極めて重要なこととなる。

また、今回の改訂においては、児童生徒がそれぞれ主体的に読書に取り組むことができるようにすることに加え、身近な事柄や文字等から得た情報や自分の考えなどを書いて伝えたりすることができるようにするなど書く力の育成も重要であることから、「主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。」と示したところである。

一般的に、話し言葉によるコミュニケーションは、直接体験を主とする内容が多いとすれば、読書による経験は、間接的な内容が多いということができる。読書は、この間接経験を通じて、児童生徒が視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上で重要な活動である。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、「面白い」という実感をもち、「また読みたい」というような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要である。したがって、ときには、児童生徒がどのような読み方をしているか、果たして読んでいる内容が理解されているのかなどの観点から、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、更に児童生徒が自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切である。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の2(3)）（小・中）

(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

今回の改訂においては、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、義務教育の目的や目標が新たに規定され、従前にも増して、児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを徹底するとともに、それぞれの発達の段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることが重要視されている。

各教科の指導計画の作成に当たっては、今回の改訂において個別の指導計画を作成することが盛り込まれたことを踏まえ、これまで以上に、児童生徒の聴覚障害の状態等を的確に把握し、一人一人の児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要である。その際の重要な観点と

しては、児童生徒が「分かる」ことに支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するように努めることが大切である。

4 保有する聴覚の活用（第2章第1節第1款の2(4)）（小・中）

(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

科学技術の進歩等に応じて、今日、聴覚補償機器等の性能は格段に向上している。したがって、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用することは、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育全般にわたって重要なことであるが、各教科の指導に当たっても、このことは特に配慮すべきことである。

このため、定期的な聴力測定の実施や一人一人の児童生徒の補聴器の適切なフィッティングの状態などについては、これまで以上に留意するとともに、例えば、補聴器が適切に作動しているかどうかという観点から、授業の開始時に、教師が一人一人の児童生徒の補聴器を用いて、実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行うなどの配慮が欠かせないことである。

ここで、「補聴器等」とあるのは、児童生徒の聴覚活用という点では、必ずしも補聴器に限らず、人工内耳の装用も含め、例えば、水泳等の補聴器を装用できない場合の指導においては、教師の声を直に聞かせるようにすることなども含んでいることを意味している。

5 教材・教具やコンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の2(5)）（小・中）

(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

聴覚に障害のある児童生徒の指導に当たっては、可能な限り、視覚的に情報が獲得しやすいような種々の教材・教具や楽しみながら取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器を用意し、これらを有効に活用するような工夫が必要である。

特に、各教科の内容に即した各種の教材・教具を用いて指導する際には、児童生徒に何をどのように考えさせるかについて留意することが大切である。障害の状態や興味・関心等に応じて、発問の方法や表現に配慮したり、板書等を通じて児童生徒が授業の展開を自ら振り返ることができるようなまとめ方を工夫したりすることが重要である。

また、聴覚障害の児童生徒に対しては、視覚等を有効に活用するため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切である。その場合でも、視覚的に得た情報に基づいて、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって、十分噛み砕き、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切である。

6 言葉等による意思の相互伝達（第2章第1節第1款の2(6)）（小・中）

(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心、教育歴等の実態は多様である。したがって、各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要である。そこで、今回の改訂では、「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように」工夫するという表現に改めた。

また、各教科の指導においては、一人一人の児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、様々なコミュニケーション手段を適切に活用した話合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として一層活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様なコミュニケーション手段（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切である。その際、小学部や中学部のそれぞれの教育の目標を踏まえるとともに、それぞれのコミュニケーション手段が有している機能を理解し、さらに、一人一人の児童生徒の実

態を十分に考慮して、適切な選択と活用に努める必要がある。

なお、義務教育である小学部・中学部段階においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に努める必要があることから、それに結び付くように児童生徒の言語力の向上に努めることが大切である。したがって、聴覚障害の児童生徒にとっては、この時期、意図的・計画的に、後々の学習の基礎となる言語習得や言語概念の形成等に努める必要がある。

第4 肢体不自由者である児童生徒に対する教育 を行う特別支援学校(小・中7ページ)

1 表現する力の育成(第2章第1節第1款の3(1))(小・中)

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちであり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくない。今回の改訂においては、近年、児童生徒の障害が重度化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっていることから、各教科の指導において、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めることを明確にした。

表現する力を育成するためには、体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切である。そのためには、日常生活や学習活動において、不思議なことや面白いことに気付いたり、美しいものに感動したりする機会が十分になくてはならない。特に、各教科の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面を見たり、具体物を操作したり、いろいろな素材に親しみ作品を作ったりする体験的な活動を計画的に確保することが求められる。こうした具体的な体験を通して得られた気付きや感動が、生き生きとした表現へとつながるのである。

表現しようとする意欲を高めながら、個々の児童生徒の言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識や技能、態度や習慣の育成に努めることが大切である。言語発達の程度については、話したり書いたりする力だけでなく、言葉の意味理解や語彙なども把握する必要がある。身体の動きについては、自助具や補助具の活用による表現の可能性についても把握する必要がある。このような表現に関する実態を踏まえて、個々の児童生徒の表現する力を各教科の指導を通してどのように育成していくのか明確にして指導にあたることが求められる。

表現は、話し言葉や書き言葉をはじめとして、絵画や歌唱など様々な方法によって行われる。指導に当たっては、感じたことや考えたことを自由に表現させるなど児童生徒の意欲を大切にしながら、次第に多様な表現ができるように

指導の順序や方法を工夫することが大切である。

2 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の3(2)）（小・中）

(2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、肢体不自由児施設等において治療や機能訓練等が行われていることなどの関係から、授業時間が制約される等の理由によって指導内容を精選することが必要となる。

指導内容の精選に当たっては、児童生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということをも十分見極めることが大切である。

また、指導内容の精選とともに、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要である。

指導内容を精選する観点として、従前は「指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序を工夫すること。」と示していた規定を、「指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。」に改めた。今回の改訂において、各教科の指導を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視していることから、肢体不自由のある児童生徒に対する指導内容の精選に当たっても、基礎的・基本的な事項に重点を置くことを示すこととしたものである。

3 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の3(3)）（小・中）

(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科、特に、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの実践的・体験的な活動が中心となる教科の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれている。身

体の動きやコミュニケーション等が困難な児童生徒に対して、各教科における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要である。そのためには、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。したがって、指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、指導に当たっては、具体的な方法についても身に付けておくことが必要である。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

4 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫（第2章第1節第1款の3(4)（小・中））

(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある者が増加している。こうしたことから、今回の改訂において、児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫することを示すことにした。

肢体不自由のある児童生徒が、効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要である。学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、身体の操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることができる。例えば、文字を書くこと、定規やコンパスを用いること、粘土で作品を作る際などは、体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。また、よい姿勢を保持することは、学習内容を理解する点からも重要である。例えば、位置、方向、遠近の概念は、自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。したがって、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置や高さを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の児童生徒の場合には、課題を見て理解したり聞い

て理解したりすることに困難がある場合がある。こうした場合には、課題を提示するとき、注目すべき所を強調したり、視覚と聴覚の両方を活用できるようにしたりするなど指導方法を工夫することが大切である。また、地図や統計のように多数の要素が盛り込まれている課題や理科の実験のようにいろいろな要素を考慮する必要がある課題については、順序立てて考えることを繰り返し指導することが必要である。このように児童生徒の認知の特性を把握し、各教科を通じて指導方法の工夫をすることが求められる。

5 補助用具や補助的手段，コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の3（5））（小・中）

(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助用具や補助的手段を活用し指導の効果を高めるよう配慮することは極めて大切なことであり、適切な補助用具や補助的手段として、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助用具の例として、歩行の困難な児童生徒については、つえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記の代替をするコンピュータ及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられる。また、補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて、慎重に判断することが重要である。将来、改善が見込まれる児童生徒については、自立活動の指導との関連を図りながら指導を行うようにし、補助用具や補助的手段を適切に活用することが大切である。

第5 病弱者である児童生徒に対する教育 を行う特別支援学校(小・中8ページ)

1 指導内容の精選等(第2章第1節第1款の4(1))(小・中)

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

児童生徒は種々の要因により、一般に学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限等を伴う場合が多い。また、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する期間がそれぞれ異なる上、小・中学校から転入学してきた児童生徒については、学習の進度等の差がみられる。

各教科の指導計画の作成に当たっては、授業時数の制約をはじめ、児童生徒の病気の状態及び発達の段階や特性等を十分考慮し、教科の特質を踏まえて指導内容を精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する必要がある。基礎的・基本的な事項を選定するに当たっては、それぞれの教科として習得すべき事項という視点とともに、一人一人の実態に基づき個々の児童生徒にとって必要な事項という視点も十分考慮して行うことが大切である。

各教科の指導計画は、教科ごとの目標の達成を目指してそれぞれの教科について作成されるものである。この場合、各教科の指導の効果を高めるためには、それぞれの教科独自の目標を目指すとともに、他の教科との関連を十分図るよう作成する必要がある。すなわち、教科それぞれの目標や指導内容の関連性を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落しないよう配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互に関連を考慮した上で指導計画を立てることが必要である。また、必要に応じて、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動との関連を図ることも大切である。

また、短期間の入院や入退院を繰り返す児童生徒については、前籍校での指導内容や学習の進度等を踏まえた指導計画を工夫するなど、指導内容の連続性等に配慮して効果的な学習活動を展開することが必要である。

治療による効果や病気の進行等に伴い病気の状態等は変化するので、日ごろ

から医療機関と連携を密にして、教育活動に必要な情報を入手することが重要である。

2 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の4(2)）（小・中）

(2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科の指導計画の作成に当たっては、自立活動の指導と密接な関連を保つようにする必要がある。

各教科のうち、特に、小学部における体育科の「毎日の生活と健康」、「育ちゆく体とわたし」、「心の健康」、「病気の予防」、理科の「人の体のつくりと運動」、「人の体のつくり働き」、家庭科の「栄養を考えた食事」及び中学部における保健体育科の「心身の機能の発達と心の健康」、「健康な生活と疾病の予防」、技術・家庭科の「食生活と自立」などの心身の活動にかかわる内容については、自立活動における「病気の状態の理解や生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

3 体験的な活動における指導方法の工夫（第2章第1節第1款の4(3)）（小・中）

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱の児童生徒は、病気による種々の制限があることから体験が不足しがちである。そのため、各学校においては、児童生徒が様々な体験ができるよう指導内容を設定することが大切である。体験的な活動を伴う内容には、病気の状態等により実施が困難なものもある。そのような内容の指導に当たっては、児童生徒が活動できるように指導方法を工夫し、効果的に学習を行えるようにすることが重要であることから、今回の改訂においては、「体験的な活動における指導方法の工夫」を新たに加えて示した。

病弱の児童生徒は、治療上の必要から、身体活動の制限などの生活規制があ

ったり、運動・動作の障害があったりすることが多いため、様々な体験をする機会が不足しがちである。そのため、児童生徒の実態や興味・関心及び学校における各教育活動の特質等を考慮しながら、計画的に様々な体験を増やすようにすることが大切である。また、病院内に設置された学級等では、学習活動に制約を受けることがあり、さらに病気の状態によっては、ベッド上での学習を余儀なくされる場合も見られる。

そのような児童生徒の病気の状態や学習環境であっても、理科の実験や観察、社会科の観察や調査・見学及び家庭科の実習などの体験的な活動を伴う内容を指導する際には、児童生徒が実際に体験できるよう指導方法を工夫し、学習を効果的に行うことが大切である。

例えば、食物アレルギーのある児童生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更したり、外出のできない児童生徒が植物の観察を行う場合、ベランダや窓辺などに植物を植えたプランターを置いて観察させたりするなどして、児童生徒が実際に体験し、興味・関心をもって学習できるように指導方法を工夫することが重要である。しかし、病気の状態や指導内容によっては、指導方法を工夫しても、直接的な体験ができない場合がある。その際は、視聴覚教材等を適宜使用するなどして、学習効果を高めるようにすることが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の4(4)）（小・中）

(4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体活動の制限や運動・動作に障害がある児童生徒の指導に当たり、児童生徒の実態に応じて、教材・教具を工夫したり、入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したりするなどして、学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果が高められるよう指導することが大切である。

教材・教具等の工夫としては、例えば、長期間の療養で体験不足なため、具体的な事物が理解できない場合には、視聴覚機器や視聴覚教材を効果的に使用したり、体調が悪く教室に登校出来ない場合には、テレビ会議システム等の情報通信ネットワークを活用したりするなど、療養中でも、可能な限り児童生徒が学習することができるよう工夫することが必要である。

5 負担過重とならない学習活動（第2章第1節第1款の4(5)）（小・中）

(5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

児童生徒の病気の種類は、心身症、精神疾患、小児がん、筋ジストロフィー、アレルギー疾患、腎臓疾患、心臓疾患、骨・関節疾患、てんかん、肥満など多様であり、また軽い症状が現れる者から重篤な症状の者まで様々である。しかも、病気の状態の変化は病気によっても異なっている。したがって、それぞれの病気の特質や個々の病気の状態等を十分に考慮し、学習活動が負担過重になったり、児童生徒の病気の状態や健康状態の悪化を来したりすることのないようにする必要がある。

これらの点を例示すると以下のとおりである。

- ① 心身症や精神疾患の児童生徒については、心身の状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、例えば、うつ状態のときは、過度なストレスとなるような課題を与えないなど、個々に応じた適切な対応を行う。
- ② 筋ジストロフィー等の児童生徒の学習に際しては、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。
- ③ アレルギー疾患のある児童生徒の学習に際しては、アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、それらへの対応を適切に定める。特に、ぜん息の児童生徒の学習に際しては、換気など学習環境に十分に配慮する。
- ④ 腎臓疾患や心臓疾患等の児童生徒の学習に際しては、活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める。

第3章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の各教科

第1節 各教科の基本的な考え方

1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う場合は、下記のような知的障害の特徴を理解しておく必要がある。

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

そのような知的障害の特徴を踏まえ、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部の各教科等については、学校教育法施行規則第126条第2項及び127条第2項において、その種類を規定している。さらに、学習指導要領においては、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。

今回の改訂では、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実することや、具体的な指導内容を設定しやすくする観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

(1) 各教科の構成と履修

小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されており、それらを第1学年から第6学年を通して履修することになっている。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語を加えることができ、それらを第1学年から第3学年を通じて履修することになっている。外国語は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科である。このほか、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができる。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態などに即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

(2) 段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（ただし、高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階）で示してある。学年別に示さず、段階別に示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択し、指導しやすいからである。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校には、政令で定める就学基準によれば、「知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの」が在学している。次に、「知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」が在学している。

こうした児童生徒の知的障害の状態等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げている。

小学部1段階は、主として、障害の程度が比較的強く、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象として内容を示している。

この段階では、知的発達が極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。

小学部2段階は、障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする者を対象とした内容を示している。

この段階では、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

小学部3段階は、障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さが見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象として内容を示している。

この段階では、主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

中学部は、小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について

(1) 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、ほかの障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実地的な状況下で指導する。
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。各学校においては、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

(2) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれている。

これらの法的な根拠は、特別支援学校の小学部及び中学部において、知的障害者を教育する場合において特に必要がある場合、学校教育法施行規則第130条第2項に各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとされていることである。

なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に時間を設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の実態に即し、以下の説明を参考とすることが有効である。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。

(エ) 遊びをできる限り制限することなく，児童の健康面や衛生面に配慮しつつ，安全に選べる場や遊具を設定すること。

(オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には，遊びを促したり，遊びに誘ったりして，いろいろな遊びが経験できるよう配慮して，遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

③ 生活単元学習

生活単元学習は，児童生徒が生活上の目標を達成したり，課題を解決したりするために，一連の活動を組織的に経験することによって，自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では，広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では，児童生徒の学習活動は，生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また，小学部において，児童の知的障害の状態等に応じ，遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては，以下のような点を考慮することが重要である。

(ア) 単元は，実際の生活から発展し，児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり，個人差の大きい集団にも適合するものであること。

(イ) 単元は，必要な知識・技能の獲得とともに，生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり，身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

(ウ) 単元は，児童生徒が目標をもち，見通しをもって，単元の活動に積極的に取り組むものであり，目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

(エ) 単元は，一人一人の児童生徒が力を発揮し，主体的に取り組むとともに，集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。

(オ) 単元は，各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され，その一連の単元の活動は，児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

(カ) 単元は，豊かな内容を含む活動で組織され，児童生徒がいろいろな単元を通して，多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては，一つの単元が，2，3日で終わる場合もあれば，1学期間，あるいは，1年間も続く場合もあるため，年間における単元の配置，各単元の構成や展開について十分検

討する必要がある。

④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- (ウ) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

中学部の職業・家庭に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を、ほかの教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

(3) 教科別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設け、各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは、「教科別の指導」と呼ばれている。

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。

特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、ほかの教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く。）との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

(4) 領域別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「領域別の指導」と呼ばれている。

① 道徳

道徳の指導においては、個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

② 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く。）との関連を図るとともに、小・中学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

③ 自立活動

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する幼児児童生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒・行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語や運動の面而言えば、「理解言語の程度に比較して表出言語が極めて少ない。」、「全体的な身体機能の発達程度に比較して特に平衡感覚が未熟である。」などである。また、情緒や行動等の面而言えば、「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。」、「極めて動きが多く、注意集中が困難である。」などである。さらには、上肢や下肢のまひ、筋力の低さなど、あるいは自信欠如、固執行動、極端な偏食、異食、情緒発達の未成熟など、そして、てんかんや心臓疾患なども、随伴する状態等として挙げられる。

このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の内容の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

第2節 各教科に係る改善の要点

1 総則（第1章）内容等の取扱いに関する共通的事項（第2節第2）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合において、各教科等の内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することを総則に示した。

2 各教科（第2章）

ア 社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の見直しを行った。

イ 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いにおいて、各教科の指導に当たっては、具体的に指導内容を設定するものとするとともに、より一層生活に結び付いた効果的な指導を行うこと、教材やコンピュータ等の情報機器などを有効に活用するものとした。

第3節 小学部の各教科

第1 生活（小・中8ページ）

1 小学部の生活科の意義

小学部の生活科は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力を育てることを目標としている。

対象とする児童の学習上の特性等から、生活に役立つ指導内容を取り上げ、具体的な場面で実際的な活動を通じた指導が重視され、経験を通して、生活の中で活動できる範囲を広げたり、活動をより一層高めたりすることが大切である。

生活科の内容は、児童の学校生活や社会生活全般との関連が深いことから、生活の自然な流れに沿って指導することが重要である。また、生活科の内容は「基本的生活習慣」、「健康・安全」、「遊び」、「交際」、「役割」、「手伝い・仕事」、「きまり」、「日課・予定」、「金銭」、「自然」、「社会の仕組み」、「公共施設」の12の観点から構成している。これらの観点は、それぞれを単元として取り扱うことよりは、児童の知的障害の状態等、学校や地域の実態に応じて工夫し、幾つかの観点を組み合わせたり、ほかの教科等との関連を十分に図ったりして総合的に指導することが重要であり、このような指導を通して児童の生活していく力を高めることが大切である。

また、生活科の指導に当たっては、家庭等との連携を図り、日々の生活を充実し、将来の家庭生活や社会生活に必要な内容を、実際の生活を通して、身に付けていくようにすることが大切である。

2 改訂の要点

各段階の示し方を分かりやすくするとともに、児童の知的障害の状態等を踏まえ、より一層見通しをもって主体的に活動できるよう、内容を追加するなどの改訂を行った。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔生活〕）

1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や

技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 目標は、四つの内容で構成されている。
- ① 「日常生活の基本的な習慣を身に付け、」とは、児童が、日々の生活において、健康で安全な生活をするためには、生活に必要な身の処置に関する知識、技能及び態度などを確実に身に付け、習慣化していくことが重要であることを指している。
- ② 「集団生活への参加に必要な態度や技能を養う」とは、児童が、家庭や学校において、教師や友達などとの集団生活に進んで参加し、活動するために必要な態度や技能を養っていくことが重要であることを指している。
- ③ 「自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、」とは、児童が、家庭や学校の近隣の地域など身近な社会に関心をもち、様々な人々とかかわったり、公共施設等を利用したりすることや、学校の近隣や登下校時に見られる動植物や河川などの自然、太陽や月などの天体、気候、季節の変化などに気付き、興味をもち関心を深めることが重要であることを指している。
- ④ 「自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。」とは、児童が有する能力を最大限に発揮して取り組む生活のことであり、上記の①から③の目標に基づく活動の下に、児童が学校生活や社会生活などの生活に必要な基本的な知識、技能及び態度を、生活経験を積み重ねて着実に身に付けていくことが重要であることを指している。

4 内容(第2章第1節第2款第1〔生活〕)

(1) 内容構成の考え方

内容は、児童の生活に関係の深い「基本的生活習慣」、「健康・安全」、「遊び」、「交際」、「役割」、「手伝い・仕事」、「きまり」、「日課・予定」、「金銭」、「自然」、「社会の仕組み」、「公共施設」の12の観点から示されている。

(2) 内容

- 1 段階(1) 日常生活に必要な身の処置を求めたり、教師と一緒にしたりする。
- 2 段階(1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身の処置をする。
- 3 段階(1) 日常生活に必要な身の処置を自分でする。

① 各段階の内容(1)は、「基本的生活習慣」の観点から示している。

今回の改訂では、分かりやすく平易に示すため、1段階(1)について、前半部分の「身近生活の処理を求めたり、」を「日常生活に必要な身近処理を求めたり、」とし、2段階(1)について、後半部分の「身近生活の処理をする。」を「日常生活に必要な身近処理をする。」とし、3段階(1)について、「日常生活に必要な身近生活の処理を自分でする。」を「日常生活に必要な身近処理を自分でする。」とした。

② 「基本的生活習慣」の内容は、「食事」、「用便」、「寝起き」、「清潔」、「身の回りの整理」、「身なり」に大きく分けられる。

【食事】

食事については、手洗い、配ぜん、食事、食後の片付けなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師が手を添えるなどして食事等をするのが中心となる。食事の前に手洗いをすること、配ぜんをすること、食後に片付けをすること、こぼしたときはふいたり、片付けたりすることなどの活動により、徐々に食事の流れと基本的な行動の方法が理解できるようにすることが大切である。また、特にスプーンやフォーク、食器などの使い方等の指導や、よくかんで食べたり、適量を口に入れたりすることなどの指導が大切である。

2段階では、教師から言葉掛けや促しなどの援助を受けながら、自分で食事等をするのが求められる。食事の一連の流れが大体分かるとともに、こぼさないように食べる、食事中に立ち歩かないなど食事の際の基本的な態度を十分に身に付けることが大切である。

3段階では、できるだけ一人で食事をするに取り組むことが求められる。食事の準備(エプロンの着替え、手洗い、食器の運搬・配ぜん)、食事(あいさつ、適量をよくかんで食べる、食事のマナーなど)、片付け(食器をまとめること、運搬することなど)の一連の活動を友達と協力して行うことが重要である。

食事の指導に当たっては、食品の温度や口に入れやすい大きさなどについて、児童の実態に即したきめ細かな配慮が必要である。

また、食事の指導は、児童にとって明るく楽しい雰囲気になるように場の工夫をするとともに、食事のマナーについても、食前・食後のあいさつをするなど、基本的な態度や習慣が身に付くようにすることが大切である。併せて、近年の在籍児童の実態から、味覚に過敏な児童には、味付けを配慮したり、アレルギーのある児童には、食材を配慮したりすることにも留意して指導すること

が大切である。

【用便】

用便については、尿意等を伝えること、用便の手順や技能に関する事、用便後の始末に関する事、清潔を保つことに関する事が指導内容として挙げられる。

1段階では、一定時刻に用便に行くことや教師から手を添えられるなどして用便の手順を知ることなどが中心となる。また、尿意、便意、粗相などを教師に告げることができるようにすることが大切である。例えば、ズボンやパンツなどを脱いだり、着たりすること。男子の場合、便器の前にまっすぐに立って用を足すことなどの基本的な指導が大切である。また、用便の終了後には、教師が手を添えて、手洗いをすることを身に付けるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で用を足すことが求められる。また、男女の便所の区別をして用を足す、個室に入るときはノックをして入る、入ったら戸を閉める、用便後に自分でふく、水洗便所の水を流すなどの一連の活動において、必要な指導を行うようにする。また、トイレトペーパーの長さ、かぎの掛け方などのきめ細かな指導が必要である。

3段階では、援助がなくても自分で用を足すことが求められる。また、便器を汚さないようにして用を足す、自分の家や学校以外の便所を一人で使う、出掛ける前や休憩時には自分から用を足す、いろいろな種類のかぎの使用法を知るなどの指導が大切である。

用便の自立は、社会生活を送る上で極めて重要で、本人の自信にもつながる大切な事柄であることから、その指導は、学校生活の中だけではなく、保護者等との連携を図り、指導手順や方法などについてできる限り共通化することが大切である。

【寝起き】

寝起きについては、就寝の準備や片付けをすること、一人で就寝すること、あいさつをすること、衣服の着脱をすることなどが、指導内容として挙げられる。

1段階では、一人で寝ることができるようになることが中心となる。保護者等と一緒に寝ている場合には、一人で寝ることに不安をもたないように、着替えを援助するなどして、気持ちをリラックスできるようにすることが大切である。また、就寝前のあいさつ等も習慣化することが大切である。

2段階では、規則正しい生活となるよう、指示や促しなどの援助を受けながら、定時に寝起きできるようにすることが大切である。さらに、その援助も徐々に少なくするとともに、一人で寝まき、通学服や普段着などに着替え、あいさ

つができるようになることが大切である。また、就寝前や起床後の洗面や歯磨き、寝床の準備や片付けなどの活動を始めることも大切である。

3段階では、一人ですることを増やし、自信につなげていくことが大切である。就寝前や起床後のあいさつを自分から言ったり、自分で寝床を準備したり片付けたりすることなどを、日常的に行い、習慣化することが大切である。

寝起きに関することは、一日の生活リズムを整え、健康な生活を送る上で欠かせない重要な指導内容である。学校における直接的な指導の機会は少ないため、特に家庭等の協力が必要である。

【清潔】

清潔については、汚れた衣服の着替え、洗面や歯磨き、手洗い、タオルでふくこと、歯磨きをすること、入浴することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、歯磨き、洗面、手足を洗う、鼻をかむ、髪をとかす、つめを切る、耳あかを取る、ふろに入る、髪を洗う、湯あがりに体をふくなどの行動を、教師と一緒にできるようにすることが大切である。家庭等では、保護者等が行っていることでも、学校の集団の中では友達を意識し、自分もやってみようとする気持ちが見られることもある。

2段階では、教師の声掛けや促しなどの援助を受けながら、できるだけ一人でできるようにすることが大切である。1段階で示した内容のほか、特に、日常の様々な機会をとらえて、身体各部や衣服の汚れが理解できるようにすること、身体を清潔にする意識を育てることが大切である。さらに、髪のとかし方、つめの切り方、体の洗い方など、道具や用具を使うことは教師と一緒に繰り返し行い、身に付けるようにすることが大切である。

3段階では、自分から清潔を意識して活動に取り組むことが求められる。身体や衣服の汚れのほか、日常的に下着を交換すること、簡単な洗濯をすること、入浴時の身体各部の洗い方やふき方、入浴後に使用した洗面器やタオルの後片付け、理髪店の利用などの指導も大切である。

清潔に関する指導は、健康を維持するだけでなく、人とのかかわりを円滑にする上からも必要なことであり、身体を清潔にする感覚を段階的に育てることが大切である。

なお、身体を清潔にするための入浴時の指導について、学校では直接的な指導の機会が少ないため、家庭等の協力が必要である。

【身の回りの整理】

身の回りの整理については、持ち物の整理、自分の衣服や靴など使った物の整理が主な指導内容として挙げられる。

1段階では、教師が手を添えるなどして、自分のぼうし、かばん、靴、衣服

などを見分け、決められた場所に置くことが中心となる。指導に当たっては、児童が自分の持ち物の置き場所について意識するよう、声を掛けて促すことも大切である。

2段階では、1段階の援助を徐々に少なくし、ハンガーに掛けたり、下足箱に入れたりして整理できるようにすることが大切である。特に、身の回りの用品の名称、衣類の畳み方、収納場所や収納方法などを知ることが大切である。

3段階は、できる限り自分で、靴や衣服などの整理をすることが中心となる。特に、衣類に合わせた畳み方、かばんや文具などの収納場所や収納方法を知るとともに、習慣化することが大切である。また、旅行等に必要な物の準備や後片付け、雨具の後片付けなど、ふだんは使用しない物についても、その機会をとらえてていねいに指導することが大切である。

身の回りの整理については、低年齢の段階から、学校生活の日課に適切に組み込み、児童が習慣化できるように継続して指導することが大切である。さらに、児童の実態に応じて、ぼうし、衣服、靴などの置場などを識別できるように、一人一人のシンボルマークを決めたり、写真や名札をはったりして、自分の収納場所が分かるようにするなどの配慮が大切である。

【身なり】

身なりについては、着替え、身だしなみ、気候に応じた衣服の調節などが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、簡単な衣服の着脱を行いながら、例えば、ズボンにシャツを入れることなどについての指導が中心となる。また、季節や気温に応じた様々な衣服に慣れることとともに、天気に応じて傘の使用やレインコート、長靴等の身に付け方が分かったり、安全に使用したりすることができるよう指導することが大切である。特に、この段階では、着用しやすい衣服を用意することや、「うら」、「おもて」、「まえ」、「みぎ」、「ひだり」などの声を掛けることなどを配慮する必要がある。

2段階では、援助の程度を考慮しながら、一人で行う力を育てる必要がある。衣服の前後、表裏に気を付けながら着脱したり、鏡の前で、着脱後の簡単な確認をしたりすることが大切である。

3段階では、着替えの際などに、身だしなみを整えることが求められ、例えば、そで口や襟もと、すそを整えることなどに自分から気付くようにすることが大切である。

この段階の着替えでは、通学服から体操着などに着替えること、鏡で確認すること、寒暖や天候、活動や場所に合わせて衣服や履物を選ぶことなどに配慮する必要がある。また、前述の身の回りの整理と合わせて衣服を畳むことなど

とともに、衣服の汚れやほころびに気付き、自分から着替えをすること、適切な場所で着替えをすることなども大切である。

身なりについては、継続した指導が必要なものが多く、長期にわたる指導を心掛け、家庭等との連携を図る必要がある。

- 1 段階(2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- 2 段階(2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- 3 段階(2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。

① 各段階の内容(2)は、「健康・安全」の観点から示している。

各段階の内容(2)は、従前どおりである。

② 「健康・安全」の内容は「健康管理」、「危険防止」、「交通安全」、「避難訓練」に大きく分けられる。

【健康管理】

健康管理については、自分の体調など健康を意識し、健康を維持するための基本的な技能、体調が悪いときやけがをしたときの対応方法を身に付けること、自分の体の成長に興味をもつことなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、「がらがら（うがい）」、「のど」、「せき」などの言葉に触れながら、うがいをしたり、うがいに関心をもったりすることなどが挙げられる。また、帰宅時などに、手洗いの手順などとともに、手洗いを習慣とすることが大切である。さらに、体調が悪いときやけがをしたときに、教師と一緒に保健室へ行くなどして保健室の雰囲気になれることも大切である。

2 段階では、体調について意識し、体調の悪いときやけがなどを教師等に知らせることが求められる。例えば、朝の会で体調を発表したり、教師に痛い部位を伝えたりすることなどが考えられる。また、体重の変化が分かるなど身体測定の結果に関する興味・関心をもつことが大切である。さらに、手の汚れの状態を見て、手洗いができるようにすることが大切である。

3 段階では、自分から体調について意識し、治療や休養が必要である場合はできるだけ一人で保健室を利用することや、友達のけが等を教師に告げることなどが求められる。また、病気やけがをしたときは、落ち着いて簡単な手当を受けることができるようにすることが大切である。さらに、身体測定の結果や身体の変化などから、自分の身体の成長に関心をもつことも大切である。

また、自分の身体を洗うことや髪、つめの手入れなどの衛生面、食欲の変化等の体調の管理についても、関心をもって適切な対応ができるようにすることが大切である。

健康管理については、日ごろから児童の健康状態について十分に把握しておき、その状態に応じて対応できるようにすることが大切である。

月経の指導については、開始の時期や期間中の様子などに個人差があるので、家庭等の協力を得て、生理用品一式を用意しておくとともに、不安感をもたないで初経を迎えられるようにすることが大切である。処置については、用便、清潔、身なりの指導と関連させながら、初期の段階で個別に指導する必要がある。また、児童が、月経時に自分から女性教師に声を掛けるよう指導することも大切である。

【危険防止】

危険防止については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守るように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、様々な活動する中で、身の回りにある小さなボタンやおもちゃ、硬貨などをむやみに口の中に入れていないこと、階段や段差などに注意して歩くこと、ブランコやジャングルジムなどのけがや事故につながる危険な場所に一人では近付かないこと、また、刃物や器具類などを一人では扱わないことなどが指導内容として含まれる。

2段階では、教師の指示や援助を受けながら、物を投げたり、高いところへ登ったりするなどの危険な遊びをしないことや、ガスの栓、マッチ、刃物などの危険な物に、必要以上に触れないことなどが指導内容となる。そのため、投げる、高所に登る、器具類を使用するなどの指導を適切に進め、児童が安全な遊び方や安全な遊具や器具などの扱い方を知ることが大切である。

3段階では、自分で気を付けながら、安全に遊具や日常生活で使用する器具等を扱うことなどが挙げられる。特に、行動範囲の広がりに応じて、危険な場所や状況を知らせ、自分から回避したり、大人に知らせたりするなど、適切な対応ができるよう指導することが大切である。

危険防止については、日常の実際的な生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。

安全点検では、危険な物や危険な場所に気を付けるよう指導する必要がある。例えば、ガラスの破片、針、はさみ、刃物、ストーブ、ライター、マッチなどの危険な物や、工事現場、階段など危険な場所に関する注意を喚起す

ることが重要である。しかし、児童は、教師等の予想外の行動をとることがあるため、日常的に用いられる遊具、黒板消し、電気掃除機、冷蔵庫、トースター、アイロン、洗濯機などでも事故が起こりうることに留意する必要がある。特に、火を扱うことに関しては、安全な利用とともに、やけどや火事などにつながる危険な物であることを指導することが大切である。

また、道に迷ったときのために、家庭等へ電話して知らせること、見知らぬ人には付いていかないことや、寄り道せずに帰宅することなどを取り扱うことが大切である。

【交通安全】

交通安全については、安全に気を付けながら通行することや道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、交通信号に注意しながら道路を歩いたり、横断歩道を安全に渡ったりすることが重要である。具体的には、安全に歩くことでは、道路の中央は歩かないこと、接近する自動車や自転車などを避けることなど、横断歩道の渡り方では、教師と一緒に歩きながら、信号を確認すること、左右を見て安全確認を行い、片手を上げて車の運転手にアピールしながら横断することなどを実際に体験することが大切である。

2段階では、教師と行動を共にしながら、自動車や自転車などに気を付けること、友達と横に並ばないで歩くこと、道路の横断では手を上げて渡ることなどを知ることが大切である。また、歩行者用の信号を理解して道路を横断したり、踏切の警報機の意味を知り、正しく渡ったりすることなどがある。

3段階では、自分から交通安全に留意し、様々な信号機があることを知るとともに信号に従いつつ左右を確認して渡ったり、「止まれ」、「通行止め」、「横断禁止」、「危険」などの標識を理解したりすることが大切である。また、交通安全のための係員の指示に従うことや、自転車の使用に関して、交通ルールを実際の道路上で体験することなどがある。

交通安全に関する指導は、日常の社会生活をする上での基本的な事項である。その指導内容を正しく身に付け、安全に過ごせるようにしなければならないことである。直接、生命にかかわることなので、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなくその状況に合わせて指導する場を設定する必要がある。交通標識等の指導は、機会を見つけて、実際的な場面を通して行うようにする必要がある。また、地区の交通安全協会等と連携して交通安全教室を開くなどして、交通安全に関する意識を高めていくことが大切である。

【避難訓練】

避難訓練については、訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難することなどを身に付け、災害時に適切な行動ができるようにすることが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に避難訓練に参加し、騒いだり、走り回ったりせずに机の下に隠れたり、教師と手をつないだりして、避難場所に移動をすることが大切である。

2段階では、避難時に、教師等の指示により、友達と一緒に行動することが大切である。また、「火事」、「地震」、「避難」などの言葉の意味を理解することも大切である。

3段階では、避難時に、教師等の指示を適切に理解し、自分で安全な体勢をとったり、移動時には集団として行動したりすることが求められる。また、担任以外の教師の指示にも進んで従ったり、火災時には、ハンカチやタオルで口を覆ったりすることがある。さらに、避難訓練を通して、適切な行動の必要性を知るようにすることも大切である。

避難訓練については、火災、地震、不審者対応等の場面を想定して、定期的、計画的に実施し、きめ細かな指導をするとともに、日ごろから関心を喚起し意識を高めることが必要である。例えば、火災防止では、避難時に発煙装置や防災ずきんなどを用意するなどの工夫も考えられる。また、火災報知器や消火器などのおよその意味が分かり、ふだんは触れないようにする指導も大切である。併せて、地震や不審者対応の訓練では、指示をよく聞き行動すること、避難の方法を決めておくこと、児童に不安を与えないことなどに配慮することが大切である。

さらに、地域の消防署等の協力を得て、消火作業の実演などを見学するなどして、災害時の行動に関する意識を高めることが大切である。

- 1段階(3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。
- 2段階(3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。
- 3段階(3) 友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。

- ① 各段階の内容(3)は、「遊び」の観点から示している。
各段階の内容(3)は、従前どおりである。
- ② 「遊び」については「いろいろな遊び」、「遊具の後片付け」に大きく分けられる。従前は、「遊具の後片付け」は「遊具の後始末」であったが、指導内容の表現を踏まえ改めた。

【いろいろな遊び】

いろいろな遊びについては、自分の好きな遊びをすること、教師とごっこ遊びをすること、遊具を使って遊ぶこと、簡単なルールを守って遊ぶこと、簡単な遊具を作って遊ぶこと、簡単なゲームをすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と友達と同じ場所で、一人で好きなことをしたり、友達とかかわり合いながら遊んだりすることが大切である。また、教師の働き掛けを受け入れ、まねをするなどして遊ぶことも考えられる。その際には、児童が安定した気持ちで十分に身体を動かして遊べるよう配慮するとともに、安全な遊び場の設定や滑り台、ブランコ、砂場などの遊具の活用が大切である。

2段階では、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをすることが大切である。例えば、教師と簡単なごっこ遊びをしたり、鬼ごっこなどの簡単なルールのある遊びをしたりすることである。また、大きく身体活動ができる遊具を活用するとともに、簡単に操作したり、容易に移動させたりできる遊具の活用にも配慮することが大切である。

3段階では、友達と一緒にルールのある遊びを楽しんだり、簡単な遊具を作って遊んだりすることなどが指導内容となる。ルールのある遊びとは、順番を守ったり、交代をしたりするなどの約束や、勝ち負け、役割などがある遊びであり、それらを分かって遊ぶことが大切である。簡単な遊具とは、例えば、大きな積み木の家や橋などのほか、色紙、はさみ、粘着テープなどで作る遊び道具などが考えられる。また、この段階では、自分の好きなビデオなどを自分で選んで楽しんだり、共通の関心をもつ友達と一緒に楽しんだりすることも大切である。

いろいろな遊びに関する指導では、児童が多様な遊びができるよう、教室やプレイルームなどにおもちゃや遊具などを自由に扱えるようにしておくとともに、児童の様子に応じて、教師が遊具等を製作することも大切である。また、家族等、身近にいる人たちとの深いかかわりの中で、児童にとって自然に遊ぶことができることや、学校で体験した遊びが、家庭や地域などでも生かされるようにすることが大切である。

【遊具の後片付け】

遊具の後片付けについては、教師と一緒に遊具を片付けること、自分から片付けること、協力して片付けることなどが指導内容として挙げられ、準備から後片付けまで一連の活動としてとらえることが生活態度を育てる上で重要である。

1段階では、教師と一緒に、遊びに使った遊具を所定の場所に運ぶことが

大切である。児童にとって、後片付けも遊びの指導内容の一つとなるよう工夫することが大切である。

2段階では、教師に促されて、自分で使った遊具を片付けることが大切である。その際には、友達からの声掛けでも片付けることができるよう配慮するとともに、友達と一緒に大きな物を、協力しながら運び、収納することについても配慮することが大切である。

3段階では、自分から進んで遊具などの片付けることが大切である。そのため、児童が、遊具や教材を収納したり、取り出したりしやすいように用具入れなどに入っている物が分かりやすいように、写真カードをはり付けるなどの工夫をすることが大切である。

- 1段階(4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。
- 2段階(4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話すなどのかかわりをもつ。
- 3段階(4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。

① 各段階の内容(4)は、「交際」の観点から示している。

各段階の内容(4)は、従前どおりである。

② 「交際」については、「自分自身と家族」、「身近な人との交際」、「電話や来客の取次ぎ」、「気持ちを伝える応対」、に大きく分けられる。なお、従前の「感謝の気持ちやわびる気持ち」は、具体的な指導内容が設定できるよう考慮し、「気持ちを伝える応対」とした。

【自分自身と家族】

自分自身と家族については、自分自身のことや家族のことが分かること、簡単な紹介をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、自分自身に関する事で、例えば、名前を呼ばれたときに身振りや表情で応じたり、声を出したりすることが中心となり、挙手や発声で、自分を呼んだ人に対して返答することが大切である。

2段階では、自分自身に加え、自分の家族の名前が分かり、それらを紹介することなどが大切である。また、例えば、家族の名前を尋ねられたときに応じられるようにすることなども大切である。

3段階では、自分自身や家族について、仕事や兄弟姉妹関係などにも触れて簡単に話したり、紹介したりすることなどが大切である。

自分自身と家族に関する指導では、家庭等との連携が特に大切であり、学校での活動が、家庭等においても繰り返し経験できるようにすることが大切

である。

【身近な人との交際】

身近な人との交際については、担任教師や友達、親せき、隣人などの名前を覚えたり、あいさつをしたりすること、見聞きしたことについて会話を楽しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、身近にいる教師の名前を覚えたり、親しい友達と手をつないだり、ごく簡単な要求を表現することが大切である。この段階では、身近な人と表情、身振り、動作など活発なコミュニケーションが行われることが大切である。また、教師と一緒に、頭を下げたり、手を振ったり、握手したりしてあいさつすることも大切である。

2段階では、担任の教師や友達の名前を言ったり、身近な人に自分からあいさつをしたりすることなどが大切である。「おはようございます」、「さようなら」などのあいさつは、社会生活における人間関係を育てる上で大切なことである。また、教師等に見たこと、聞いたこと、遊んだことを話すことができることなども大切である。

3段階では、簡単な日常のあいさつをしたり、見たことや、聞いたこと、遊んだことを教師や友達と話し合ったりすることなどが大切である。さらに、学校の出来事を家庭等で話したり、家庭等での会話を学校で話したりすることなどが大切である。この段階では、困っている友達を手伝ったり、友達との約束を守ったりすることや、交際という観点から身近な人に年賀状や手紙などを出すなどの指導も大切である。

【電話や来客の取次ぎ】

電話や来客の取次ぎについては、電話の取次ぎや来客への対応を適切に行うことが指導内容として挙げられる。

1段階では、お客さんが来たことや電話がかかってきたことに気付き、関心をもつことが大切である。

2段階では、人の来訪を伝えたり、電話の取次ぎをしたりすることが大切であり、初歩的な伝言の経験を積み重ねることが必要である。

3段階では、電話や来客があったときには「はい、〇〇です。」、「今替わります。」、「〇〇先生、電話です。」、「〇〇先生にお客様です。」などを言って、適切に取次ぎをすることが大切である。また、校内に設置してある電話を活用し、児童が率先して取り次ぐことができるようにしておくことも大切である。

電話や来客の取次ぎについては、家庭等との連携を図り、できるだけ同じ方法で指導できるようにすることが大切である。

【気持ちを伝える応対】

気持ちを伝える応対については「ありがとう」や「ごめんなさい」などが気持ちを表す言葉があることが分かり、自分なりに表現することや、それらを含めたあいさつなどを習慣にすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、それぞれの場面に応じて教師に促され「ありがとう」や「ごめんなさい」などの気持ちを表す経験を積み重ねることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、適切な場面で「ありがとう」や「ごめんなさい」などをできるだけ言葉で言うことが大切である。

3段階では、人間関係や行動範囲も広がり、多くの人たちと接するようになったときにも、「ありがとう」や「ごめんなさい」などを相手に理解してもらえるよう、適切に言えることが大切である。

気持ちを伝える応対に関する指導では、教師のふだんの姿勢が児童の気持ちに影響を与えるため、人間関係の広がりに応じて、教師は、適切なモデルとなることが大切である。

1段階(5) 教師と一緒に集団活動に参加する。

2段階(5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。

3段階(5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。

① 各段階の内容(5)は、「役割」の観点から示している。

各段階の内容(5)は、従前どおりである。

② 「役割」については、「集団の参加や集団内での役割」、「地域の行事への参加」、「共同の作業と役割分担」に大きく分けられる。

【集団の参加や集団内での役割】

集団の参加や集団内での役割については、いろいろな行事に参加すること、集団の中で自分の役割を果たすことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、集団の中で活動することに慣れることが大切である。児童が学級・学年・異年齢集団など、人数や年齢幅が異なる集団に参加し、友達を知り、友達と一緒に活動をすることが重要である。

2段階では、学級・学年・異年齢集団など、人数や年齢幅が異なる集団に参加し、教師の援助を受けながら、集団活動で簡単な係活動を果たすことが大切である。例えば、友達と一緒に活動する中で、遊び道具を運搬したり、準備をしたりするなど簡単な係活動を行うことが挙げられる。

3段階では、児童が積極的に様々な集団活動に参加し、活動の準備や活動における役割を主体的に果たしていくことが大切である。特に、集団活動で

は、様々な役割があることを知り、ほかの係を意識しながら活動の見通しをもって、自分の役割を果たすようにすることが大切である。

【地域の行事への参加】

地域の行事への参加については、地域の行事に参加すること、そこで自分の役割を果たすこと、地域の行事を楽しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に地域の行事に参加し、例えば、地域の子供会や町内会の催しなどの楽しい雰囲気を味わうことが大切である。この段階では、学校外の集団活動に参加する際には、特に、安全に留意したり、無理のない参加を心掛けたりする必要がある。

2段階では、教師に援助されながら、地域の行事等に参加し、簡単な買い物をしたり、地域の人たちと一緒に活動したりすることなどが大切である。

3段階では、友達と一緒に行事に参加し、主体的に地域の行事等の催物などを楽しんだり、地域の人たちと協力して、行事等の準備や後片付けをしたりすることなどが大切である。

地域の行事への参加に関する指導では、地域社会に根ざした学習を展開することや地域社会の一員としての自覚がもてるようにすることが大切である。

【共同での作業と役割分担】

共同での作業と役割分担については、簡単な作業を共同で行う、作業において分担された個人の役割を果たすことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、簡単な作業を行うことが主な活動となる。その際には、楽しい雰囲気の中で共同作業ができるよう配慮することが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながらも、友達と一緒に作業に取り組むことが大切である。その際には、友達と協力して楽しく作業に取り組めるようにすることが大切である。

3段階では、作業分担や役割が分かり、自分から取り組んだり、役割を果たしたりすることが大切である。個々の児童の力が発揮できるよう、繰り返して活動に取り組めるようにするとともに、木工や紙工などを取り入れるなどして、児童が作業に取り組む機会を用意することも大切である。

共同での作業と役割分担に関する指導は、家庭等においても、役割を担えるよう連携を図りながら指導できるようにすることが大切である。

1段階(6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。

2段階(6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。

3 段階(6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。

- ① 各段階の内容(6)は、「手伝い・仕事」の観点から示している。
各段階の内容(6)は、従前どおりである。
- ② 「手伝い・仕事」については、「手伝い」、「整理整とん」、「戸締まり」、「掃除」、「後片付け」に大きく分けられる。

【手伝い】

手伝いについては、物を配ったり届けたりすること、伝言を届けること、作業を手伝うことなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、配布物を配ったり、教材等を運搬したりすることなどがある。手伝いの意味が十分に理解できない児童にとっても、徐々に手伝うことの喜びが味わえるようにすることが大切である。

2 段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で、配布物の手伝いをしたり、ほかの教室へ教材等を運んだりすること、また、簡単な道具や器具を教師と一緒に使用して、作業の手伝いをすることが大切である。その際、安全に留意するとともに、個々の児童に応じた手伝いを設定することにより、手伝いをすることに意欲がもてるようにすることが大切である。

3 段階では、日常生活の中で、自分から調理や製作などの様々な活動の手伝いをすることが挙げられる。その際、担任以外の教師とも連絡を取り合い、適切な指導が行われるよう、協力体制を心掛けておくことが大切である。また、この段階では、道具や器具に慣れるとともに、それらを大切に扱いながら安全に仕事の手伝いをすることが大切である。

手伝いに関連する指導で、道具等を扱う場合には、道具等の正しく安全な使用方法をきめ細かく指導することが必要である。特に、刃物、ガス器具、電気器具等、危険を伴う道具や器具の扱いについては、安全に十分に配慮し、適切な使用方法を指導する必要がある。

【整理整とん】

整理整とんについては、自分の所持品の整理をすること、学級で使う物の整理をすること、友達や学級の物を整理すること、不要物の選別と不要物を捨てることなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、学習用具をロッカーに入れるなどの自分の所持品を整理することが大切である。その際、自他の学習用具等の区別ができるようにし、個々の児童が、自分のロッカーやかばんなどに用具を収納できるようにすることが大切である。

2 段階では、教師の援助を受けながらも、できるだけ自分で机やロッカー

などの中を整理することが大切である。また、この段階では、友達が使った物や学級の備品についても整理することが大切である。

3段階では、自分の所持品だけでなく、友達が使った物や学級の備品の整理を行うことが大切である。例えば、掃除用具、運動用具、図書などを整理したり、学級の友達の履物をそろえたりすることなどが考えられる。また、不要物を選別し、所定の場所に廃棄することなども考えられる。その際には、整理整頓とんされた教室等の気持ちよさが実感できるような工夫が大切である。

整理整頓に関する指導は、あらゆる学習場面や日常の生活場面で、継続的に取り上げる必要がある。

【戸締まり】

戸締まりについては、窓や扉の開閉をしながらその意味を知ること、教室等にかぎを掛けたり、開けたりすること、自分で判断し、窓の開閉やかぎの開け閉めをすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に扉や窓の開閉を繰り返しながら、扉や窓の開閉に慣れるようにすることが大切である。

2段階では、扉や窓の開閉と同時に施錠方法を知り、どのようなときに開け、どのようなときに閉めるのかを理解することが大切である。

3段階では、窓の開閉やかぎの開け閉めが、いつ、どのようなときに必要なかを理解することが大切である。窓をどのくらいの開けたり、閉めたりするのかなどが分かるには、日ごろの積み重ねが特に大切である。そのため、児童に開閉の意味やタイミングなどを話しながら、手伝う機会を日常的につくって習慣化することが大切である。

戸締まりに関する指導では、学級等における係の活動との関連に配慮しながら、自発的な活動になるようにすることが大切である。

【掃除】

掃除については、自分の出したごみを拾うこと、身の回りにあるごみを拾って捨てること、掃除道具を使って簡単な掃除をすること、任された場所の掃除をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、ごみを拾ったり、ごみ箱のごみを捨てたりすることが大切である。その際、児童がけがをしないように安全に留意するとともに、大きなごみをごみ箱に入れるような簡単なことを習慣にしていこうとすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、できるだけ一人で、簡単な掃除をすることなどが大切である。その際、掃除用具の名称を覚えたり、使い方が

分かったりすることが大切である。

3段階では、分担された場所の掃除をすることが大切である。教室内の掃除に加え、例えば、廊下、玄関、プレイルーム、階段など教室以外の場所を分担することも大切である。その際には、それぞれの場所に適した掃除の方法や手順、用具の使い方などを身に付けるようにすることが大切である。

なお、掃除に関する指導では、児童が使いやすい道具を用意するとともに、ごみを集める場所をマークしたり、手を置く位置が分かるぞうきんを用意したりして、活動しやすいよう配慮しながら、達成感がもてるようにすることが大切である。

【後片付け】

道具の後片付けについては、手伝いや仕事が終わったら、道具や材料などの片付けを行うこと、仕事が終了したことを教師に報告することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、手伝いや仕事で使用した道具等の後片付けをすることが大切である。その際には、自分が使用した道具等を運ぶなど、徐々に慣れるようにすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら、仕事で使用した道具等の片付けをすることが大切である。その際には、友達からの言葉掛けでも片付けることができるよう配慮するとともに、友達と一緒に、協力しながら片付けることについても配慮することが大切である。

3段階では、手伝いや仕事の終了時に報告をしたり、自分から決められた場所に道具等を片付けたりすることが大切である。その際には、片付けをすることは、集団生活における大切なルールであることに気付くようにすることが大切である。

道具の後片付けに関する指導では、児童が道具等を収納したり、取り出したりしやすいように工夫することが大切である。

- 1段階(7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。
- 2段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。
- 3段階(7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。

① 各段階の内容(7)は、「きまり」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(7)について、従前の「学校生活の簡単なき

まりに従って行動する。」の「学校生活」を，1段階のほかの観点における内容や，2段階(7)及び3段階(7)の内容との関連を考慮し，「教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。」と改めた。また，2段階(7)及び3段階(7)について，実生活における社会的規範には，拘束性の強い「きまり」だけでなく，迷惑をかけない行動や作法などの生活習慣も含まれることから，「きまり」を「きまりやマナー」と改めた。

- ② 「きまり」については，「自分の物と他人の物の区別」，「学校のきまり」，「日常生活のきまり」，「マナー」に大きく分けられる。なお，従前，この「きまり」で扱っていた「日課」に関するものは「日課・予定」に移すことにした。

【自分の物と他人の物の区別】

自分の物と他人の物の区別については，自他の物を区別すること，他人の物を無断で持ち出さないこと，他人に借りた物は必ず返すことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師と一緒に自他の物を区別することが大切である。その際には，自他の物の区別が付くよう，持ち物や道具に色や模様が付いたシールをはったり，記号や名前を付いたりするなどの配慮が大切である。

2段階では，自他の物を区別することに加え，他人の物や学校の物品を無断で持ち出さないことなどが大切である。

3段階では，他人の物や学校の物品を無断で持ち出さないことに加え，物を貸し借りすることが挙げられる。また，落とし物を拾ったときは，教師に届けたり，持ち主を探して手渡したりすることも大切である。

【学校のきまり】

学校のきまりについては，学校生活におけるきまりを知って守ること，地域や社会におけるきまりを知って守ること，きまりの意義を知り，自発的にきまりを守るようにすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師からの声掛けや様々な合図などを聞いて，学校生活の簡単なきまりを教師と一緒に行動しながら知ることが大切である。例えば，決まった場所で靴を履き替えることや，廊下は静かに歩くことなどが挙げられる。

2段階では，学校生活では，廊下の右側通行，靴を履き替える場所，登校時刻や下校時刻など様々なきまりがあることに気付くとともに，教師の援助を受けながらも，それを守るようにすることが大切である。

3段階では，必要に応じて簡単なきまりを相談してつくることなどが大切である。その際，きまりは，共同生活を成り立たせていくことや地域におい

て安全に生活する上で重要であることを知ることが大切である。

学校のきまりについては、朝の会、帰りの会、登下校指導及び日常生活の具体的な場面で継続して指導することが大切である。また、円滑な社会生活を営む上で必要なきまりや約束を守ることは、学校だけでなく家庭等との連携が大切である。

【日常生活のきまり】

日常生活のきまりについては、日常生活における簡単なきまりを知って守ること、きまりを守りながら進んで施設等を利用することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、例えば、道路を歩くときや横断歩道を渡るとき、乗り物や公共施設を利用するときなど、きまりを守って行動することが挙げられる。

2段階では、教師の援助を受けながら、日常生活においてきまりがあることに気付き、それを守って行動することが大切である。例えば、信号を守って横断する、停留所や駅などでは並んで順番を待つ、順番を守って乗り物の乗降をする、決められた場所で遊ぶなどである。

3段階では、日常生活において、進んできまりを守ることが大切である。例えば、公園や遊園地、図書館などの公共施設や、電車やバスなどの公共機関を利用する際のきまりを守るなどである。

また、例えば、校内や通学路などの火災報知機や消火器などの非常用設備が設けられていることや、それぞれの設備の役割などを理解するとともに、それらにふだんは触れないようにすることや非常時におけるそれらの使用方法について、およそ理解できるような指導も大切である。

【マナー】

マナーは、日常生活における作法や習慣などで、集団生活において周りが不快に感じないような行為や振る舞いであり、食事を行儀よく食べることや公共の場で迷惑を掛けないことなどを身に付けることが指導内容として挙げられる。

2段階では、正しい姿勢で食事をする、食事中は席に座っている、口に食物が入っているときは話さないなど、身近な生活におけるマナーを、実際に守れるよう指導することが大切である。

3段階では、バスや電車、病院や図書館などでは静かに過ごすなど、公共の場でのマナーについて指導するとともに、その理由も分かり実際にマナーを守るようにすることが大切である。

日常生活のきまりやマナーに関する指導では、実際の活動を通して体験し

ながら、学習できるようにすることが大切である。また、公共図書館を利用するなど、校内での学習と公共施設等の利用とを関連付けて学習できるようにすることが大切である。

- 1 段階(8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。
- 2 段階(8) 教師の援助を受けながら、日課に沿って行動する。
- 3 段階(8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。

① 各段階の内容(8)は、「日課・予定」の観点から示している。

今回の改訂において、在籍する児童の障害の状態等の変化を踏まえ、より一層見通しをもった活動を重視する観点から、新たに設けられた内容である。

② 「日課」とは、学校生活で行われる毎日決められた授業等であり、「予定」とは、将来、学校生活等で行われる事柄である。この観点における内容の指導に当たっては、児童が日課や予定を理解し、見通しをもって主体的に活動することを目指すことが大切である。

【日課・予定】

第1段階では、学校生活で教師と一緒に日課に沿って行動することが大切である。この段階では、まだ見通しが十分もてないため、教師と同じような行動を教師からの声掛けを聞いたり、手をとってもらったりしながら、それらに従って一緒に行動することが大切である。

第2段階では、教師の援助を受けながら、次に何をするのが分かり、できるだけ一人で日課に沿って行動することが大切である。例えば、教師からの声掛けを聞いたり、次の行動を絵や写真で示したカード等を見たりして、できるだけ一人で行動することが求められる。また、この段階では下校後は何をするのかや明日の予定など、身近な予定について取り扱うことも大切である。

第3段階では、日常生活におけるおよその予定が分かり、行動できることが大切である。例えば、一週間程度の予定が分かり、カレンダーや予定表を見て学校行事や家庭の予定などに従って行動することが求められる。また、都合により予定が変更する場合に対応した指導も重要である。特に、児童は予定の変更に対応することが難しい場合が多く、変化への対応を少しずつ身に付けられるよう配慮することが大切である。

なお、「日課・予定」に関する指導では、算数科の指導内容と関連させたり、家庭と連携したりして、日常生活に生かせるようにすることが大切

である。また、予定表などは児童が分かりやすいよう、実物、写真、絵と文字を組み合わせるなど、提示方法を工夫して、予定された行動をイメージしやすくする指導が大切である。

- 1 段階(9) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
- 2 段階(9) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。
- 3 段階(9) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。

- ① 各段階の内容(9)は、「金銭」の観点から示している。
各段階の内容(9)は、従前どおりである。
- ② 金銭については、「金銭の扱い」、「買い物」、「自動販売機の利用」に大きく分けられる。

【金銭の扱い】

金銭の扱いについては、お金を大切に扱うこと、代金を支払うこと、硬貨や紙幣の種類を知ること、種類ごとに分類したり数えたりすること、お金を無駄遣いしないようにすること、もらったお金を保管すること、お金の遣い道を考えること、遣い道に従って遣うなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に簡単な買い物をするなどして、お金を渡すことやお金を財布に収納するなど、金銭を取り扱う方法を知ることが大切である。

2 段階では、援助を受けながら、実際にお金を支払い、お金の価値を徐々に理解することが大切である。また、お年玉やお小遣いなど、自分のお金を財布や貯金箱に大切に保管することやその使い方を知ることが大切である。

3 段階では、日常生活では、お金が必要なことが分かり、価格に応じて、硬貨や紙幣を適切に組み合わせて支払ったり、種類ごとに分類して数えたり、必要に応じて両替をしたりすることなどに慣れることが大切である。また、無駄遣いをしないことや遣い道を考えて遣うこと、必要に応じて銀行などを活用することも考えられる。金銭の扱いに関する指導では、実物のお金を使用するとともに、単に金銭の取扱いだけに終わることなく、その価値や意味にも触れることが大切である。また、家庭等における指導も考慮し、連携しながら指導を進めることが大切である。

【買い物】

買い物については、買い物をする事、物の買い方を知ること、決まっ

た額の買い物をすること，目的に合う買い物をすることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師と一緒に簡単な買い物をすることが大切である。品物を選んでレジまで持っていく，店の人にお金を渡す，品物を袋に入れるなどの体験をすることが大切である。

2段階では，教師の援助を受けながらも，できるだけ自分で買い物をすることが大切である。「これ，ください。」など，買い物に必要な簡単な言葉を使うこと，決まった額の買い物をすること，商店などで品物を選んで買うことなどが大切である。

3段階では，自分で目的に応じた買い物をすることが大切である。「幾らですか。」，「〇個ください。」などの買い物に必要な言葉を使うこと，簡単なおつりのある買い物をすること，値札を見ておよその値段が分かって買い物をすること，商店などでレジの場所が分かり，代金を支払うことなどが大切である。

買い物に関する指導では，遠足や修学旅行などの学校行事との関連を図ることなども大切である。また，買い物は，児童にとっては想像以上に緊張感を伴うものである。そのため，心理的な抵抗をできるだけ除き，買い物の楽しさを味わうことができるようにすることが大切である。

【自動販売機等の利用】

自動販売機等の利用については，教師と一緒に自動販売機を使うこと，身近にある自動販売機の種類を知り利用することなどが指導内容として挙げられる。

1段階では，教師と一緒に，自動販売機にお金を入れ，商品を選んでボタンを押し，品物を取り出すことに慣れることが大切である。

2段階では，教師に援助されながらも，できるだけ一人で自動販売機にお金を入れ，商品を選んでボタンを押し，品物を取り出すことで，およその使い方を知り，徐々に一人で操作できるようになることが大切である。

3段階では，簡単な自動販売機などを自分で利用することが大切である。また，自動販売機や自動券売機などの使用に当たっては，校外学習や遠足等の機会を利用したり，家庭等と連携したりして指導できるようにすることが大切である。

1段階(10) 身近な自然の中で，教師と一緒に遊んだり，自然や生き物に興味や関心をもったりする。

2段階(10) 身近な自然の中で遊んだり，動植物を育てたりして自然や生き物

への興味や関心を深める。

3段階(10) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。

- ① 各段階の内容(10)は、「自然」の観点から示している。
各段階の内容(10)は、従前どおりである。
- ② 自然については、「自然との触れ合い」、「動物の飼育・植物の栽培」、「季節の変化と生活」に大きく分けられる。

【自然との触れ合い】

自然との触れ合いについては、身近な自然の中で遊ぶこと、自然を利用した遊びをすること、校外学習などの際に自然に親しむことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に公園、川、野山、海などで楽しく遊び、自然の事物や事象に触れ、生き物などに興味・関心をもったりすることが大切である。

2段階では、自然の中で遊んだり、木の実拾い、落ち葉拾いなどをしたりしながら、自然の事物や事象に触れ、自然がその姿を変えることが分かったり、動物の動きなどに興味をもったりすることなどが大切である。

3段階では、自然を利用して遊んだり、校外学習等で海や山の自然に親しみ、草木、木の実、落ち葉などを集めたり、形や色などの特徴をつかんだり、植物の変化をとらえたりすることなどが大切である。また、自然の事象として天候の変化などについて学習することも大切である。

【動物の飼育・植物の栽培】

動物の飼育・植物の栽培については、身近に生息する小動物や草花を探したり様子を観察したり、触れたりして、それらに関心をもつこと、世話をしたり、育てたりして、成長や変化に気付くことなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に活動しながら、飼育している身近な動物や栽培している植物に興味をもったりすることが大切である。

2段階では、教師の援助を受けながら小動物を飼育し、生き物への興味・関心をもつことが大切である。また、飼育動物のために、校庭の草を刈ったり、給食室に野菜くずをもらいに行ったりすることなども、自分で育てるという実感をもつ上で大切である。

3段階では、身近にいる昆虫、魚、小鳥の飼育や草花などを栽培しながら関心を深めることが大切である。動物を飼育する場合は外敵の防止や気

温の変化などに十分配慮し、飼育環境を整えるようにすること、植物を栽培する場合は、発芽、開花、結実といった一連の成長の様子が分かるような種類を選び、長期にわたる観察を行うことが大切である。また、適時、除草したり、肥料を施したりすることも大切である。

動物の飼育・植物の栽培に関する指導では、飼育や栽培を継続できるように、条件を整えるとともに、教師も一緒に世話をし、生育の様子を見守り、共に感動体験を共有することが大切である。

【季節の変化と生活】

季節の変化と生活については、天気や空の様子に関心をもつこと、四季の特徴や天気の移り変わりに気付くこと、地域の行事と季節の関係について知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、晴れや雨などの天候の変化に気付くようにすることが大切である。

2段階では、天候の変化や、太陽、月、星などと昼夜とのかかわりに関心をもつこと、冬は寒く夏は暑いなどの季節の特徴に関心をもつことも大切である。

3段階では、天気予報や台風などの情報に関心をもつこと、太陽の出没の方角や月の満ち欠けなどを観察すること、四季の変化に関心をもつことなどが大切である。また、季節と行事の関係に関心をもつことも大切である。

季節の変化と生活に関する指導では、太陽や月、星などの天体を実際に見たり、四季の変化や天気予報に接したりして、日常生活とのかかわりに関心をもてるようにすることが大切である。

1段階(11) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。

2段階(11) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心を持ち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。

3段階(11) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。

① 各段階の内容(11)は、「社会の仕組み」の観点から示している。

各段階の内容(11)は、従前どおりである。

② 「社会の仕組み」については、「家族・親せき・近所の人」、「いろいろな店」、「社会の様子」に大きく分けられる。

【家族・親せき・近所の人】

家族・親せき・近所の人については、家族や親せきの様子に関心をもつ

こと，身近な地域に興味・関心をもち，自分とのかかわりに気付き，それらの働きを知ることなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では，自分の父母，兄弟姉妹，祖父母が分かり，家族と気持ちを安定させて生活することが大切である。また，隣近所の人などに関心をもつことが大切である。

2 段階では，家族がそれぞれ役割をもっていることに気付くことや，身近な地域で働く人などに対して関心を広げていくことが大切である。

3 段階では，家族や親せき，近所の人々の名前を言ったり，家族の職業や身近に見られる職業が分かったりすることが大切である。

【いろいろな店】

いろいろな店については，店の種類が分かること，店の名前を言うこと，それぞれの店で売っている品物が分かることなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では，近隣や通学路にある店に関心をもち，例えば，自分の好きな商品が置いてあることが分かることが大切である。

2 段階では，教師と一緒に買い物に行き，いろいろな種類の店やそこで販売している商品に関心をもつことが大切である。

3 段階では，いろいろな店の種類が分かり，それぞれの店の名称やそこで扱っている商品の名前が言えることなどが大切である。店や商品の名称については，実際に店に出掛け，その看板を読んだり，実際に買い物をしながら，商品の名称を確認したりすることが大切である。また，この段階では，商品はどこで生産されたのか，どこから運ばれたのかなどを調べ，工場や農家などへの関心を高めることも大切である。

【社会の様子】

社会の様子については，自分が住んでいる地域の自然や街の様子に関心をもつこと，自分が住んでいる地域の自然や街の様子の特徴が分かること，自分の住んでいる地域の名称，住所や県名が分かること，地域や社会の出来事に興味・関心をもつことなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では，自分が住む家の近所には商店，公園，学校，駅などがあることに気付き，そこに出掛けて関心をもつようにすることなどが挙げられる。

2 段階では，自分が住む町の公共施設やいろいろな商店，河川や山，公園などの様子に関心をもち，およその名称などを知るとともに，自分の生活との関連について知ることが挙げられる。

3 段階では，自分の住む地域や隣接する市町村の名称が分かること，自

分が住んでいる地域や周辺の地域の田畑，大きな河川，港湾，商業地や工業地，住宅地などのおよそが分かることが挙げられる。また，地域で見られる産業にも関心を深め，その働きを知ることが大切である。

また，社会の様子では，テレビ等で身近な社会の出来事を知り，関心をもつとともに，国民の祝日に関しても，そのおよその意味を分かることが大切である。

社会の様子については，児童が住む地域から少しずつ範囲を広げ，自分の住む町や隣接する町の様子，幾つかの都道府県名や我が国の国名などを指導することも大切である。

1 段階(12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。

2 段階(12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。

3 段階(12) 身近な公共施設や公共物などを利用し，その働きを知る。

① 各段階の内容(12)は，「公共施設」の観点から示している。

今回の改訂では，各段階の内容(12)の「公共物」を，公共物には，交通機関などが含まれており，それらに関する指導が重要であることから，「公共物など」とし指導内容を広げられるようにした。また，3段階(12)について，従前の「身近な公共施設や公共物の働きが分かり，それらを利用する。」を，児童の知的障害の状態等を踏まえ，2段階の内容に積み重ねていることを明確にし，また，経験や体験をより重視する視点から，「身近な公共施設や公共物などを利用し，その働きを知る。」と改めた。

② 「身近な公共施設」とは，児童の生活の中で身近な「公園や遊園地などの利用」，「公共施設の利用」に内容が大きく分けられ，「公共物」としては，公園の遊具，公衆電話，町内掲示板，学校の共有備品などと，電車・バスなどの交通機関などが挙げられる。

「利用し，その働きを知る。」とは，実際に公共施設や公共物などを利用することによって，生活の中でどのように使われるのかなど，およその働きについて理解することである。

【公園や遊園地などの利用】

「公園や遊園地などの利用」については，広場，公園，遊園地などで遊ぶこと，公園や遊園地で気に入った遊具等で遊ぶこと，公園や遊園地で目的の切符を買って遊ぶこと，公園や遊園地の自然や小動物に親しむことな

どを通して、その適切な利用をすることが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、学校の近くの広場、公園、遊園地などに行って遊ぶ経験を重ね、遊ぶ場所を知ることが大切である。

2 段階では、公園や遊園地などに行き、教師の援助を受けながら、気に入った遊び場や遊具で自分から進んで遊ぶこと、順番を待つこと、安全な遊び方を知ることなどが大切である。

3 段階では、公園や遊園地などを適切に利用することが求められ、例えば、目的の遊具利用券を自分で買って遊んだり、好きな動物に触ったりすることなど、目的に応じて利用することができるよう指導することが大切である。

「公園や遊園地などの利用」では、自然や遊具を大切にすることや、ごみをごみ箱に捨てるなどの指導も大切である。

【公共施設の利用】

公共施設については、公共施設を利用する、公共施設の名前を言う、公共施設の場所が分かる、公共施設の働き（仕事の内容）が分かることなどが指導内容として挙げられる。

1 段階では、教師と一緒に、児童にとって身近な広場、児童館や公衆便所などの公共施設を利用することが挙げられる。

2 段階では、図書館、体育館、児童館や公衆便所などの身近な公共施設を教師の援助を受けながら利用し、そのおよその働きが分かることが挙げられる。

3 段階では、警察署、消防署、郵便局、病院などを実際に利用し、およその仕事の様子が分かることが大切である。

公共施設に関する指導では、校外学習を意図的・計画的に設定するなどして、見学したり、体験したりすることが大切である。また、ほかの学習と関連させるなどして、郵便局に郵便物を持っていったり、ポストに手紙を投かんしたりすることなどの経験が大切である。

また、公共物に関する指導では、学校の下足箱、傘立て、ボールなどの共有物品・用具や、公園の遊具、公衆電話、町内掲示板、案内地図などの利用について、学校生活や公共施設の利用と関連させることが大切である。特に、標識や表示には様々な記号などがあることを知り、自分から探して適切に利用できるようにすることが大切である。

【交通機関の利用】

「交通機関の利用」については、交通機関の名称や利用方法、目的地まで行くための交通機関を知ることなどが指導内容として挙げられる。

1段階では、教師と一緒に、電車やバスなどを利用し、乗降時には、料金を支払うなどを体験することが指導内容となる。

2段階では、電車やバスなどを利用し、教師の援助を受けながらも、切符を購入したり料金を支払ったりすることなどに慣れるとともに、いろいろな交通機関があることを知ることが大切である。

3段階では、日常的に利用している電車やバスなどの切符を自動券売機などで買うことや、電車やバスを一人で利用して通学に慣れたり、目的地までそれらを確実に利用したりすることができること、また、交通機関が遅延した際の対応方法を知ることが大切である。さらに、校外学習時の目的地までの交通機関を知ることなども挙げられる。

「交通機関の利用」に関連して、通学で交通機関を利用する場合には、家庭やバス会社などとの連携を図り、バスや電車などの利用の方法や車内でのマナーなどの継続した指導が大切である。

第2 国語（小・中9ページ）

1 国語科の意義

小学部の国語科では、児童が日々の生活において、人の話を聞いたり、自分の気持ちを伝えて人と話したり、いろいろなものを読んで情報を得たり、必要に応じてものを書いたりすることを重視し、日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

国語科の内容としては、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の観点から構成される。小学部段階では、生活に必要な身近な国語を聞いたり、話したり、伝え合ったり、また、文字への興味・関心を育て簡単な国語を読んだり、書いたりして、日常生活で用いられる初歩的な国語の知識、技能を身に付け、生活の中で生かすことが重要である。その際、児童の身近な生活の中にある具体的な題材や、興味・関心を示す題材を用いて、児童の生活に密接に関連する国語を、確実に身に付けていくことが大切である。

日常生活に必要な国語を理解し、表現する力は、ほかの教科等とも大きく関連し、学習の基本となるものである。したがって、国語の内容の指導については、国語の時間だけでなく、学校のすべての教育活動を通して行われることが大切である。

2 改訂の要点

- (1) 目標は、「伝え合う力」を重視し、これらを養うとともに表現できることも含めて、国語表現の力や態度を育てるという視点から改めた。
- (2) 内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、児童の知的障害の状態等を考慮し、より分かりやすくする視点から改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔国語〕）

1 目標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

- (1) 目標は、従前の「日常生活に必要な国語を理解し、表現する能力と態度を育てる。」に、「伝え合う力」の重要性を踏まえ、それらを養い、表現することを加えて「伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を

育てる。」と改めた。

(2) 目標は、二つの内容で構成されている。

- ① 「日常生活に必要な国語を理解し、」とは、児童の生活に身近な人やものの名前、動作や状態、感情を表す言葉などを、日常生活で実際に周りの人たちと話をしたり聞いたりして、また、記号や文字を読んだり書いたりして、生活の中で生かす力として理解し身に付けることである。
- ② 「伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。」とは、日常生活を送る上で、人とのコミュニケーション能力を重視し、伝え合う力を養って積極的に表現しようとする意識や気持ちを育てることであり、国語を使って様々な事柄を表現する能力と態度を育てることである。「それら」とは、「(理解した)日常生活に必要な国語」と「(養った)伝え合う力」であり、それぞれについて表現する能力と態度を重視している。特に、小学部段階では、発語を促し、話をしようとしたり、意思を伝え合おうとしたりする意欲を育てることが大切であり、そのために、児童が学習において十分な満足感や成就感を味わえるようにすることが重要である。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔国語〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の三つの観点から構成されている。

(2) 内容

- 1 段階(1) 教師の話を知いたり、絵本などを読んでもらったりする。
(2) 教師などの話し掛けにこじ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- 2 段階(1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
(2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- 3 段階(1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
(2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。

- ① 各段階の内容(1)及び内容(2)は、「聞く・話す」の観点から示している。1段階(1)及び1段階(2)は、従前どおりである。

2段階(1)は、従前の「教師や友達などの話し言葉に慣れる」に「簡単な説明や話し掛けが分かる」を加えて、1段階との違いを明確にし、内容をより分かりやすくする視点から改めた。

2段階(2)及び3段階(1)は、従前どおりである。

3段階(2)は、従前の「見聞きしたことなどのあらましを教師や友達と話す。」を「自分の気持ちなど」を加えて、目標の「伝え合う力を養う」を踏まえて、伝える内容の例示を増やし、分かりやすくする視点から改めた。

- ② 1段階(1)の「教師の話を知いたり、」とは、教師から名前を呼ばれたり、言葉を掛けられたときなどに応じることである。教師の言葉に、振り向いたり、耳を傾けたり、簡単な指示を受けてものをよく見たりよく知いたりするようにすることが大切である。「絵本などを読んでもらったり、」とは、絵本のほか、紙芝居やまんがなどを読んでもらったり、写真や絵画などの中のものの名前などを読んでもらったりすることなどである。

1段階(2)の「教師などの話し掛けに応じ、」とは、教師や児童の身近な大人や兄弟、友達からの話し掛けに応答することである。「表情、身振り、音声や簡単な言葉」とは、話し手を見たり、音声で模倣をしたり、返事をしたり、簡単な言葉で表現したりすることである。特に、児童が話す言葉は、単語の一部であったり、明確ではなかったりすることもあることから、応答したことを賞賛するとともに、周囲の状況や前後の関係から、児童が話したことを推察して、それと同じ言葉を繰り返して、児童が聞けるようにすることなどが重要である。

2段階(1)の「教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。」とは、児童が生活の中でかかわる様々な人の話し言葉、テレビ、ラジオなどの媒体を通じた音声の口調、速度などに慣れ、見たり知いたりして、その内容を楽しむことを示している。また、相手の話を最後まで知いたりすること、教師や友達などの簡単な指示や説明、話し掛けを聞いて、その指示などに合わせた行動ができるようにすることを示している。

2段階(2)の「見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。」とは、見たり、知いたり、体験したりしたことを、簡単な言葉(例えば「○○をした。」など。)で相手に伝えることができるようにすることである。また、自分の名前や要求などの意思を相手に伝えること、簡単なあいさつをすること、友達と一緒に簡単なせりふのある劇などを行うことを通して、話すことに慣れることが大切である。また、生活経験に基づく興味・関心の広がり

ともに多くの言葉を獲得していくことから、人間関係を深め、多様な生活経験の場を用意しながら実際的な場面で言葉の指導をすることが大切である。

3段階(1)の「身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。」とは、教師や友達、身近な人などの話、テレビやビデオの中の言葉などを注意して聞き、大体的内容が分かることである。また、話を終わりまで注意して聞いたり、分からないときは聞き返したりすること、簡単な指示や説明を聞き取り、そのとおりに行動できるようにすることも示している。

3段階(2)の「見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。」とは、2段階(2)の内容を踏まえて、自分の気持ちや意思、希望などの大体的内容を話したり、発表したり、ときには分からないことを聞き返して会話をしたりすることを示している。特に、互いの気持ちや意思を伝え合うコミュニケーション能力を重視している。また、相手に伝わりやすいよう、なるべく正しい発音で話すこと、日常のあいさつをすること、相手に伝言をすること、電話での簡単な受け答えをすることなどを身に付けることが大切である。

「聞く」と「話す」の指導は、家庭等との連携を図り、児童が日々の生活においても人とのやりとりを円滑にできるよう、意欲を高める工夫をしながら、一体的に取り扱うことが大切である。

- 1段階(3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- 2段階(3) 文字などに関心を持ち、読もうとする。
- 3段階(3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。

① 各段階の内容(3)は、「読む」の観点から示している。

各段階の内容(3)は、従前どおりである。

「読む」ことは、絵や模様に関心をもつ段階から、記号、文字、表示などへの関心を広げ、語句や文などを読んで、内容を理解できるようにすることである。

② 1段階(3)の「教師と一緒に絵本などを楽しむ。」とは、絵本や紙芝居、テレビなどを教師と一緒に見たり、読んでもらったりしながら楽しみ、これらの活動を通して、身近な事物や動物などに興味・関心を広げることを指している。また、好きな絵本を自分で探して読んでもらったりすることも示している。

2段階(3)の「文字などに関心を持ち、読もうとする。」では、自分の

名前や身近なものの名前の平仮名，絵本やテレビ，まんがなどに出てくるものの名称や活動を知り，拾い読みなどをして言葉の数を増やしていくことなどを示している。また，文字だけでなく，日常生活で目に触れるいろいろなシンボルマークや簡単な表示などの特徴が分かり，これらへの関心や読もうとする意欲を育てることを意図している。

3段階(3)の「簡単な語句や短い文などを正しく読む。」においては，児童の実態に応じてできるだけたくさんの読み物を読むことができるようにすることが大切である。短い文としては，例えば，やさしい物語文の登場人物や話の前後関係をとらえるようにすることが大切である。また，絵本ややさしい読み物，テレビやコンピュータ画面に出てくる促音，長音等の含まれた語句や短い文，平仮名や片仮名，児童が身近に見られる簡単な漢字などを取り扱う。また，生活の中で目にする，例えば，「入り口」，「出口」，「非常口」，「立入禁止」などの簡単な表示や標識の意味が分かることを指している。

日常生活を営む上で必要な簡単な語句，文，標識，看板などを読むことができるようにすることは，児童にとって，人とのかかわりを広げ，また，自己の健康や安全を守り，生活力を高めるためにも大切なことである。その際，ビデオや掲示等を活用して，文字に親しむ環境の構成に配慮するとともに，児童にとって学習の課題が明確で，読もうとする意欲がもてる指導内容や展開に留意する必要がある。

- 1 段階(4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。
- 2 段階(4) 文字を書くことに興味をもつ。
- 3 段階(4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

① 各段階の内容(4)は，「書く」の観点から示している。

各段階の内容(4)は，従前どおりである。

書く力は読む力より，やや遅れて身に付いてくる。書こうとする文字を正しく読んで，内容を理解する基礎的な能力がある程度身に付いていることが前提である。したがって，ものの名称や事柄を聞いたり話したり読んだりしながら，文字に対する関心を深め，文字として表現しようとする気持ちを伸ばすようにすることが大切である。

② 1段階(4)の「いろいろな筆記用具」とは，クレヨン，チョーク，筆，はけ，鉛筆，ボールペン，水性・油性ペンなどを指し，児童がいろいろな筆記用具に触れ，なぐり書きであっても書くことを十分楽しめるような指

導内容を設定することが必要である。また、書くときの筆記用具の持ち方や正しい姿勢について、初期の段階や日常生活の中のあらゆる機会に、継続的に指導を行うことが大切である。

2段階(4)の「文字を書くことに興味をもつ。」とは、具体物や絵カード等と単語や文字カード等のマッチング、なぞり書きや模倣して書くことにより、人やものの名前は文字で表せることを知り、書くことへの興味・関心を育てることを意図している。また、平仮名の簡単な語句を見て書き写したり、自分の名前や身近なものの名前を平仮名で書いたりすることも示している。

3段階(4)の「平仮名など」とは、平仮名の濁音、半濁音や長音、よう長音などの文字、片仮名や身近に用いる簡単な漢字などを示している。題材としては、絵日記や簡単な手紙、体験したことの簡単な作文などが取り上げられ、助詞を正しく使って書くことができるようにすることが大切である。

なお、文字を書くことの指導については、手指の機能について、児童の実態を把握しておくことが大切である。また、筆記用具、マス目の大きさ、手本との距離等に配慮し、単なる繰り返しにはしないで受け答えなどを行いながら、意欲を高めるよう工夫することも大切である。

第3 算 数（小・中9ページ）

1 算数科の意義

小学部の算数科については、手や身体を使った体験的な活動を通して、日常生活に必要な数量や図形に関する初歩的なことを理解し、それらを個々の生活場面で取り扱う能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

算数科の内容としては、「数量の基礎及び数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係（表やグラフ）」、「実務（時計や暦）」から構成される。

小学部段階においては、児童が具体的な生活や活動を通して直接的に経験を広げたり、その経験を深めたりするようにし、できるだけ児童の数量的な感覚を豊かにすることが大切である。

数量的な感覚を豊かにしたり、実際的な数量に関する力を伸ばしたりするためには、生活の中で数量にかかわる具体的な活動などに重点を置き、児童自らが興味・関心をもち、その必要性を感じるような適切な課題設定や教材を用いた学習活動を展開することが必要である。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を踏まえ、1段階について、より初歩的、具体的な指導内容が設定できるようにする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1 [算数]）

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、三つの内容で構成されている。

- ① 「具体的な操作などの活動を通して、」とは、具体物を見たり、手で触れたり、体を動かして順番に並んだり、一定の数の音を聞いたりするなどの活動のことである。
- ② 「数量や図形などに関する初歩的なことを理解する。」とは、数、量、計算、図や形、位置関係のほか、時計や暦などについての、初歩的な事柄を理解することである。
- ③ 「それらを扱う能力と態度を育てる。」とは、数量、図形などに関する

初歩的な学習内容を日常生活の中で実際に活用することができるようにしたり、実際に使おうとしたりする意識を育てることである。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔算数〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は「数量の基礎，数と計算」，「量と測定」，「図形・数量関係」，「実務」の四つの観点から示している。

(2) 内容

- 1 段階(1) 具体物があることが分かり，見分けたり，分類したりする。
- 2 段階(1) 身近にある具体物を数える。
- 3 段階(1) 初歩的な数の概念を理解し，簡単な計算をする。

- ① 各段階の内容(1)は，1段階では「数量の基礎」，2段階及び3段階では「数と計算」の観点から示している。

今回の改訂では，1段階(1)について，従前の「具体物の有無が分かる。」を，児童の知的障害の状態等に即し，その内容が分かりやすく，具体的な学習活動を設定しやすいよう「具体物があることが分かり，見分けたり，分類したりする。」と改めた。

2段階(1)及び3段階(1)は，従前どおりである。

- ② 1段階(1)の「具体物があることが分かり，」とは，具体物を指差したり，つかもうとしたり，隠されたものを探したりするなど，具体物を対象としてとらえることができることであり，「見分け」には「個別化する」を，「分類」には「類別する」，「分類・整理する」，「対応する」を含んでいる。

「個別化する」とは，例えば，目の前で隠されたものを探したり，身近にあるものや人の名を聞いて指差したりすることなど，特定のものに着目することである。

「類別する」とは，形や色が同じものを選ぶこと（例えば，同じ色の積み木やボールをとる。），似ている二つのものを結び付けること（例えば，果物についての仲間集め。）などである。ここでは，様々な刺激のうちから，必要な情報のみを取り出し，ほかを捨象することが要点である。

「分類・整理する」とは，関連の深い一対のものの組合せ（例えば，いろいろなスリッパを対にしてそろえること。）や同じものの仲間集め（例えば，食事の時間に皿は皿，スプーンはスプーンに分けて片付けるなど。）

などのほか、ほかの種類や質の違いがある対象を含めた集合づくりをすることである。

「対応する」とは、例えば、盆や皿などを一人に一つずつ配ることなどである。また、具体物からの発展としては、分割した絵カードの組合せ（例えば、分割した自動車の絵を完成すること。）、関連の深い絵カードの組合せ（例えば、キリンとゾウ、ミカンとバナナなどの絵カードを組み合わせること。）など、半具体物を使用した初歩的な分析と総合が挙げられる。

1段階(1)の指導では、教具を使ったり、具体物を操作したりすることなどに興味をもち、自分の手足や身体を使って活動できるようにするために、教師が大きな動作を加えて賞賛したり、正しく操作できたら音や光が出る教具を用いたりするなど、確実に児童の感覚を活用することが重要である。

2段階(1)の「身近にある具体物を数える。」は、「数を数える」、「一対一対応をする」、「分類する」などの内容が挙げられる。

「数を数える」では、1～10の範囲で、一つずつ数詞を獲得していくことを指導する。その際、手を触れたり、動かしたり、両手で囲ったりしながら正確に対応させていくことが大切である（例えば、積み木などを積んで数を数えたり、比べて多い少ないが分かること。）。また、順序数をとったり、数字を読み書きしたりするなどの数詞の活用を、日常生活経験の中で繰り返し学習することが大切である。集合数の理解は、具体的な事物を加えたり減らしたりすることなどの活動（例えば、5までの数で、合わせて幾つ、幾つと幾つに分けられるなどを具体物や積み木に置き換えて理解すること。）を経て、加法・減法の基礎理解につながる重要な指導内容である。

「一対一対応をする」では、数の多少が分かり、多い方（少ない方）を指すことを指導する。例えば、給食の配ぜんやプリント配布などの生活場面において「同じ」、「足りない」、「余っている」の確かめを確実にすることなどである。

「分類する」では、1段階の指導を踏まえて、形、色、大きさに加え用途や目的や機能等に注目することが大切である。

3段階(1)の「初歩的な数概念を理解し、簡単な計算をする。」のうち、「初歩的な数概念を理解する」とは、2位数程度の数の意味の理解を指し、内容は「数唱」、「計数」、「記数」、「大小比較」、「順序数」、「合成・分解」などである。

「数唱」とは、数を言葉で言うこと、「計数」とは、具体物と数詞を一

対一対応すること、「記数」とは、数字を書くこと、「大小比較」とは、例えば、さいころ遊びや玉入れをして数比べをすること、「順序数」とは、例えば、次の数あて、前の数あて、逆の順で数詞を言うことなどである。

「合成・分解」とは、例えば、補数関係を中心に「5に幾つ足りない」、
「5は4と□」などを取り扱い、この段階では、10までの数を対象とする。数の合成・分解の指導は、数概念形成の上からも、また、四則計算の操作からも、極めて重要な基礎的学習であり、十分に時間をかけて理解の深まりを図ることが大切である。そのためには、「合わせる」、「分ける」などの言葉の意味を理解するとともに、具体物や半具体物を、合わせたり分けたり児童自らが繰り返して操作することが重要である。

「計数」においては、10ずつまとめて数えることなどにより、数多くのものを正確に数えたり、位取りの基礎を確実に理解したりできるよう指導する。また、具体物を数える場合、品物によって「個」、「本」、「冊」、「枚」などの呼称が変わることを、併せて指導することが大切である。

「簡単な計算をする。」については、具体物を用いておおむね10まで（和が10以下の加法及びその逆の減法を意味する。）の加減算や乗法・除法の意味の理解などを取り扱う。簡単な「加法、減法」の計算においては、合併（合わせて幾つ。）・増加（～を入れると幾つ。）・求残（残りは幾つ。）・減少（幾つ減った。）・求差（幾つ違う。）・不足（幾つ足りない。）など、日常生活の中でそれを用いる場合や、その意味について指導することが大切である。また、用語（例えば、合わせて幾つ、みんなで幾つ、残りは幾つ、違いは幾つなど。）・記号（ $+$ $-$ $=$ ）・式などの理解や筆算の方法を含む計算方法についての指導や、計算技能の向上を図ることも重要である。しかし、計算の学習は、ともすると形式的な計算の操作で終わることがある。むしろ、特に活動場面を通じて具体的に指導したり、具体物を使って繰り返し指導したりするなど、計算がそれぞれ用いられる場面で生かされるよう配慮することが大切である。

「乗法」については、2ずつ、5ずつでまとめて数えること（例えば、キャンデーを二つずつの集まりに分ける、 $2 \cdot 4 \cdot 6 \cdot 8 \cdot 10$ と数唱する、二つずつまとめて数えると数えやすいことに気付くことなど。）、
「除法」では具体物を等分すること（例えば、花が6本ある。二つの花瓶に同じように分けるには、幾つずつに分けるとよいかなど。）、半分に分けることなどにより、それらの計算の初歩的な意味を学習することに重点を置いて指導することが大切である。

- 1 段階(2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
 2 段階(2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
 3 段階(2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり，比較する。

- ① 各段階の内容(2)は、「量と測定」の観点から示している。

今回の改訂では，1 段階(2)について，従前の「身近にあるものの数量に関心をもつ。」の「数量」を，2 段階(2)の内容を考慮するとともに，より具体的な指導内容を設定できるよう「大小や多少など」と改めた。

2 段階(2)及び3 段階(2)は，従前どおりである。

- ② 1 段階(2)の「身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。」とは，量についての基礎的な概念を養い，大きい小さい，多い少ない，重い軽いなどの違いに体験的に気付いたりすることである。砂，水，ボール，積み木，粘土などの素材を使用して，例えば，教師と一緒にいろいろな大きさの砂山を作ったり，水をいろいろな容器に移し替えたり，積み木を積んで高さ比べをするなどの遊びが挙げられる。

大小，多少などは，比較から生まれる相対的なものであり，特に，1 段階では，二つのものの大小，多少を中心に，視覚等の感覚による判断の経験を大切にするとともに，児童が実生活で出会う様々な量やその大きさについて関心をもてるようにしたり，量についての感覚を育てたりすることなどに配慮することが大切である。

2 段階(2)の「身近にあるものの長さやかさなど」とは，遊びや生活の中にある具体物についての大きい小さい，多い少ない，長い短い，高い低い，広い狭いなどに関することである。

「比較する。」とは，この段階では，具体物を感覚的に直接比較して理解することを意味している。例えば，大きい小さいは，ボール，果物，布，紙，食器などの大きさ比べ，多い少ないは，給食の皿に盛り付けられた副菜の量や牛乳びんでの比較など，具体物を通じた指導が挙げられる。長い短いについても，例えば，測定の基礎として一端をそろえるという要素が必要であるが，鉛筆やクレヨン，箸の長さ^{はし}を比べるなどを通して指導することができる。高い低いについては，身長，ジャングルジムや鉄棒などでの高さ比べなどの指導が考えられる。

広い狭いについては，児童がとらえやすく，その差の大きいものについて指導することが大切である。例えば，25mプールとビニルプールの広さの比較についてなどである。

2 段階(2)では，大小，長短などは，その関係が絶対的なものでなく相対

的なものであり、比較するものの対象により変化することを指導する。

3段階(2)の「重さや広さなどが分かり、」とは、重い軽い、広い狭いに加え、対象物の状態や属性の抽出の仕方により使用されることがある太い細い、厚い薄い、深い浅い、遠い近いなどの内容を指している。

「比較する。」とは、三者や四者の比較において、比較級（例えば、ひもの長さ比べを行い、AよりもBの方が長い、長い順に並べる。）、最上級（例えば、Aが一番長い。）などの理解や用語を使うことができるようになることである。また、長さを任意の単位（例えば、ロープ、テープ、棒等を使って。）で表すことで、間接的にこれより少し長い、これと同じくらいなどと比較判断したり、ほかに利用する素地を養ったりすることなど、数量を生活に生かすような学習の展開を意味している。ボール投げや幅跳びの結果を例えば1mの棒や10cmのひもを使って比較し、1mや10cmの長さに親しむことなどの経験を豊富にすることにより、長さの感覚を十分身に付けることが大切である。

この段階の児童の生活では、様々な計器類に触れることも多い。例えば、電気製品や調理用品のメーターの表示が示す数値を読み、その意味を知ることとは生活を営む上でも、量の感覚を養う上でも大切なことである。

- 1 段階(3) 身近にあるものの形の違いに気付く。
- 2 段階(3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- 3 段階(3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。

- ① 各段階の内容(3)は、「図形・数量関係」の観点から示している。
各段階の内容(3)は、従前どおりである。
- ② 1 段階(3)の「形の違いに気付く。」とは、ものから形を抽出し、形の相違点や類似点に気付くことや同じ形のものを選ぶことなどについて指導することである。例えば、遊具の中から興味のある物を取り出すことや、身近な動物、粘土を使った型押し遊びや型抜きなどを見て、形に関心をもてるようにすることが大切である。形の違いに気付くためには、手を触れたり、視点を変えて見たりするなど、触覚を始めとして様々な感覚についての体験を重ねることに配慮することが大切である。

2 段階(3)の「基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。」のうち、「基本的な図形」とは、四角、三角、円を指し、「関心をもつ。」とは、「しかく」、「さんかく」、「まる」と名称を言う、指差しをする、型はめをするなどの

活動や日常生活の中で見られる時計、皿、机、ノート、サンドイッチ、標識等から、四角や三角や円を取り出す（例えば、□△○を見付けよう。）ことにより、図形への興味を育てることを意味している。この段階では、大きさや色など属性の異なるものについても形は同じであることを指導することが重要である。

また、位置についての基本的指導も大切である。自分を中心にした上下・中外・前後など、日常生活の中で体験できるよう配慮する。

「簡単な図表に関心をもつ。」では、例えば、がんばり表や健康チェックカード、的当てゲーム、ボウリング遊びなどにおける勝敗表の○や×の意味を理解し、記入したり、使用したりする。

3段階(3)の「基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、」とは、形の名称を言ったり、仲間集めをすることにより、正方形、長方形、三角形、円を理解することである。四角に「ましかく」と「ながしかく」があること（例えば、長方形の用紙を折って正方形を作ること。）や、三角に角が三つあることに着目し（例えば、いろいろな色板から三角形を取り出すこと。）、それらの違いが分かり、描くことができるよう指導することが大切である。

位置関係の指導内容では、左右の位置関係を指導する。基準となるものを中心として、例えば、机の左右の部分の指導する。また、例えば「右の入り口」と「入り口の右側」の違いなど、日常生活で用いられる言葉の用法を含めて、確実に理解できるよう指導することが大切である。

「簡単な図表を作ったりする。」とは、例えば、児童の日常生活に関連する指導や遊びなどの中から、毎日の天気調べやボウリング遊びなど、児童が興味・関心を示したり、容易に理解できる指導内容を取り上げ、○印などの簡単な記号を使用した表について、数を数えたり、比較したりすることにより、多少、同等などの数量関係の初歩的な段階を指導していくことである。また、○や□などを塗りつぶすことにより、棒グラフを作ったり、毎日の作業量や雨の日の多い月などのグラフを観察して発表したりすることなども発展的内容として指導できる。

2段階(4) 一日の時の移り変わりに気付く。

3段階(4) 時計や暦に関心をもつ。

- ① 各段階の内容(4)は、「実務」（時計や暦）の観点から示している。
各段階の内容(4)は、従前どおりである。
- ② 2段階(4)の「一日の時の移り変わりに気付く。」とは、時刻・時間や生

活と時刻とのつながりなどに関心をもつこと、生活の中でいろいろな種類の時計があることに気付くことなどが挙げられる。朝、昼、晩の違いを、日々の生活の中で理解したり、「きのう」、「きょう」、「あした」を区別したりできるよう、行為や出来事と関連付けて指導することが大切である。また、児童に最も身近な概念として、登校する日と休日に気付くことが大切である。

3段階(4)の「時計に関心をもつ。」とは、時計の仕組み、長針や短針、12までの数字の意味についての指導を通して、〇時とほぼ読めることを意味している。時計でおよその時刻が読めるようになるためには、日常生活の中で、意図的に時刻と行動との対応が行われることが重要である(例えば、スクールバスに乗る、算数の授業が始まる、給食が始まるなどの時刻が分かること、〇時になったら～をするなどの時計に関心を向ける指導。)。また、午前、午後などの用語については、およそ昼前・昼過ぎといった理解を図り、漸次正確な正午を基準とする理解へと指導することが大切である。

時計については、アナログ及びデジタルの両方式がある。デジタル方式については、時間の感覚を視覚的にとらえることは難しいが、直接的な表示により、時刻に関心をもちやすいという長所もある。なお、現在の生活の中では時計等の機器のデジタル化が進んでいるが、それぞれの長所短所を踏まえながら、児童の発達段階により、アナログ時計を使用するなど、指導の中で使い分けることが大切である。

「暦に関心をもつ。」とは、カレンダーの仕組みや作り方が分かり、およそ使えることを意味している(例えば、〇月〇日は何曜日が分かること。)。具体的には、自分たちの誕生日等に関心をもち、その日を覚えたり、カレンダーを見て、学校行事の日までのおよその日数を知ったりして、日付や曜日等の理解を図るよう指導する。また、曜日の名称や順序、1週間は7日、1月～12月までであること、1か月は30日(31日)であることなどを、カレンダー、日めくりカレンダー、黒板の日付、日直などの係活動に関連付けて指導することも大切である。

金銭に関する実務について、小学部では、生活科において取り扱うが、必要に応じて、生活科の指導内容との関連を図り、算数科で取り上げて指導することも大切である。

第4章 音楽（小・中10ページ）

1 音楽科の意義

小学部の音楽科は、児童が、多様な表現及び鑑賞の活動を、豊かに幅広く直接体験することを通して、音や音楽に出会い、興味・関心を広げ、音楽の美しさを感じたり、表現を楽しんだり、味わったりすることによって、音楽的な感受性を育て、情緒の安定や豊かな情操を養うことを目指すものである。

音楽科の内容としては、①遊びの中で自然に音や音楽に触れ、身体を動かしたり、楽器の音に気付いたり、操作したりするなどの音楽遊びに関する事、②好きな音楽や身近な人の演奏を聴いて楽しんだり、いろいろな音楽に関心をもって聴いたりするなどの鑑賞に関する事、③音楽に合わせ、リズムの特徴を感じ取って身体を動かしたり、簡単な表現をしたりするなどの身体表現に関する事、④打楽器などを使ってリズム遊びをしたり、リズム演奏をしたりなどの楽器に関する事、⑤好きな歌ややさしい歌の旋律の1部分を歌ったり、伴奏に合わせ、友達や教師と一緒に歌ったりするなどの歌唱に関する事が取り上げられる。

小学部では、児童が自然な形で音や音楽との新鮮な出会いを経験し、興味・関心がある好きな音楽に、身近な友達や教師と楽しみながらかかわることが大切である。また、徐々に児童が主体的な音楽活動を行い、それが教師や友達に受け止められ、認められる経験を積み重ねることによって、表現力を広げながら、音楽活動の意欲や関心を高め、音楽の美しさや楽しさを味わうことができるようにすることが重要である。

指導に当たっては、一人一人の児童の知的障害の状態等を踏まえ、教師や友達と楽しみながら主体的に活動できる学習環境を整えていく点に留意する必要がある。

2 改訂の要点

近年、学校において効果的に使用されている楽器等を考慮するとともに、児童の主体的な動きや実際的な活動を重視する視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさを味わうようにする。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、三つの内容で構成されている。

① 「表現及び鑑賞の活動を通して、」とは、歌を歌ったり、身体的な表現をしたり、あるいは楽器を演奏したり、音や音楽を聴いたりするなどの音楽活動の二つの学習領域である表現と鑑賞が、それぞれ固有にあるいは、相互にかかわり合いながら、児童が直接体験することや、実際の活動を主体的に展開していくことである。

② 「音楽についての興味や関心をもち、」とは、音や音楽をよく聴いたり、感じたり、楽器を見たりすること、あるいは楽器に触れたり、音を出したり、身体で表現したりする状況を大切にすることである。

児童が興味・関心をもてる活動を行うことによって、音楽活動に対する主体性が培われ、さらに、生活の場や対人関係の広がりに伴い、様々な音や音楽へのかかわりも広がり、音楽の楽しさや音楽の喜びを味わうような学習活動につながる。

初歩的な活動では、音楽が流れる中で遊んだり、音楽に反応して体の動きを止めたり、楽器を見たり触ったりすることなどを重視する。徐々に感覚の使い方が高まり、人とのかかわりが広がると、教師の歌や演奏を聴いたり、模倣表現をしたり、リズム合奏や友達と一緒に歌ったりすることなどがある。

③ 「その美しさや楽しさを味わうようにする。」とは、児童が心を引かれる音楽に出会い、音楽に聴き入ったり、口ずさんだり、あるいはリズムに合わせて身体を動かしたり、楽器を鳴らして楽しんだりするなどして、音楽の豊かさや美しさを感じ取ることと言える。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、1段階では「音楽遊び」、2段階及び3段階は、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の四つの観点から示している。

(2) 内容

1段階(1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。

(2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

- ① 1段階の内容(1)及び(2)は、「音楽遊び」の観点から示している。

1段階(1)は、従前どおりである。

今回の改訂では、従前の1段階(2)の「音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器でいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。」における「打楽器」について、児童の興味・関心を踏まえ、幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、「打楽器など」と改めた。

- ② 1段階(1)の「音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。」とは、教師の歌や演奏、CDや電子楽器などを利用し、児童が音楽が流れている中で遊び、音楽に気付き、休息すること、また、教師と一緒に音楽に合わせて身体の部位を動かす、歩く、走る、止まるなどの活動が挙げられる。

1段階(2)に示す「音の出るおもちゃで遊んだり、」とは、遊びの中で、がらがら、らっぱ、太鼓などの音の出るおもちゃに自然に触れたり、鳴らしたりする活動を通して、遊具に関心を示したり、意欲的にかかわったりすることである。

「扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして、」とは、特に児童が形、色、音色、感触に関心を示し、簡単に操作できる楽器で、実際に音を出してみることである。具体的には、ツリーチャイム、カバサ、鈴等を振ったり、揺らしたり、こすったりして音を出すことや、シンバル、ティンパニー、太鼓などの打楽器を実際に手で触れたり、バチで打ったりすることである。また、打楽器以外の「扱いやすい楽器」としては、振動を楽しむオートハープやギター等の弦楽器、傾けたりすることによって音が出る楽器、音の様子を視覚的にも感じるができる楽器、吹く楽器、声や言葉を音にすることができる楽器などが挙げられる。

1段階(2)に示す「楽しむ」とは、上記の活動によって、児童が様々な音に出会い、楽器にかかわることによって、音が鳴ることに気付くことや喜びを感じることで、また、教師と音や音楽を通して、やりとりすることによって、情緒の安定を促したり、心躍るような体験^{おど}をしたりすることである。

児童一人一人が、楽しい音楽経験を得られるようにすることを重視し、無理に表現させようとせず、自分から表現したくなるよう、場の設定や働き掛けをすることによって、児童が好み、楽しめる音楽活動ができるよう配慮することが重要である。

2段階(1) 好きな音や音楽を聴いて楽しむ。

3段階(1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。

① 各段階の内容(1)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、2段階(1)について、従前の「好きな音楽を聴いて楽しむ。」を、楽器の音だけでなく、生活の中の様々な音を聴くことも重要な指導内容であることから、「好きな音や音楽を聴いて楽しむ。」と改めた。

3段階(1)は、従前どおりである。

② 2段階(1)の「好きな音や音楽を聴いて楽しむ」とは、楽曲だけでなく、楽器の音そのものや、生活の中で聴く機会の多い乗り物、時計、ベル、流水、風などの音を聴く機会を広げるとともに、知っている曲やいろいろな楽器の音を聴いて、好きな音や音色、音楽を見付けることである。教師の演奏する歌や楽器を聴くなど、1段階より意図的な活動を行うことで聴く楽しさを味わうことができるように示した。

3段階(1)の「身近な人の歌や演奏などを聴き、」とは、教師や友達に加えて、近隣の人々などの歌や演奏を聴き、実際に楽器や歌う人々を見たり、静かに耳を傾けたりすることである。「いろいろな音楽に関心をもつ。」とは、行進曲、劇の音楽、踊りの音楽、郷土の音楽、わらべうた、諸外国の音楽などを、視聴覚教材などを活用したり、演奏している場面を見たりしながら関心をもって聴くことや、学校生活の中で流れる音楽に関心をもつことである。また、発展的内容として、身近な楽器などの音あて遊び等が挙げられる。

なお、学校生活の各場面や交流及び共同学習などで使用されている音楽などに関心をもてるようにしたり、教科と行事等との指導を関連付けたりすることで、いろいろな種類の音楽を楽しむことができるよう配慮する。

2段階(2) 友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。

3段階(2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。

① 各段階の内容(2)は、「身体表現」の観点から示している。

今回の改訂では、2段階(2)について、従前の「友達や教師とともにリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」を、児童の実態を踏まえ、よ

り初歩的な内容の設定が重要であることから、「友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」と改めた。

3段階(2)は、従前どおりである。

- ② 2段階(2)の「友達や教師とともに」とは、児童が友達や教師と一緒に身体を動かしたり、友達や教師の表現を見て楽しんだりすることである。

「簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。」とは、児童の自発的な動きにリズムや音楽を合わせることから始めるなどして、徐々に音楽を聴きながら身体を動かす楽しさを味わうようにし、「歩く」、「止まる」、「走る」、「止まる」などのリズムの違いを意識することである。さらには、「♪♪♪♪」、「♪♪♪♪」、「♪♪♪♪」等のリズムで、身体各部位を打つことや、打楽器を打ちながら歩いたり、走ったりすること、簡単なハンドプレイや動作模倣等の活動を通して、リズムの特徴に気づき、それに合わせた身体表現をしようとするなどである。

3段階(2)の「音楽に合わせて簡単な身体表現をする。」とは、音楽に合わせて、身近な動植物や乗り物の模倣表現したり、歌いながらハンドプレイをしたり、楽器や道具を使って身体表現したり、簡単なフォークダンスをしたりすることである。

なお、模倣表現は、自分と他人の区別ができるようになり、継続的に見たり聴いたりすることができ、もののイメージ化が可能になってから出現することが多いので、児童の様子を見ながら取り扱うよう配慮する。

2段階(3) 打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。

3段階(3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。

- ① 各段階の内容(3)は、「器楽」の観点から示している。

今回の改訂では、2段階(3)について、従前の「いろいろな打楽器を使ってリズム遊びをする。」を、児童の興味・関心などを踏まえ、楽器の種類を増やすとともに、初歩的な合奏など、幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、「打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。」と改めた。

3段階(3)は、従前どおりである。

- ② 2段階(3)の「打楽器など」とは、1段階で取り上げた打楽器に加えて、両手の協応を高めるタンブリン、ウッドブロック、ギロなどの楽器や、音階や和音を鳴らすことができる木琴、キーボード、トーンチャイム、和音を出すことができる笛などの楽器が挙げられる。「リズム遊び」と

は、自由に音を鳴らしたり、合図に合わせて楽器を鳴らしたり、大小、強弱、速度に合わせて楽器を鳴らしたりすることである。

3段階(3)の「旋律楽器に親しみ、」とは、例えば、けん盤楽器やリコーダーなどの音階が決められた位置にある楽器や、単音グロッケンやハンドベルなどの1音1音が別々に出せる有音程の打楽器を使って、曲の一部を演奏することまた、旋律楽器を打楽器のように演奏して、和声の一部を奏することなどである。そうした工夫により、旋律そのものを正しく奏することはできなくても、扱い方や奏法を工夫することによって、生徒の実態等に即して能動的にかかわることを促すことが大切である。

「簡単な楽譜」とは、楽器の絵を順番に並べて書いた絵譜や「どみみ」のように文字で音符、リズム、旋律、和音を書いた楽譜のことである。このような簡単な楽譜を用いて、見ることと演奏することを同時に行い、教師の演奏を模倣したり、合図に合わせてたり、簡単な絵譜や文字譜を視覚的に理解したり、確認しながら、さぐり弾きや部分奏、簡単な合奏をすることである。

児童の興味・関心、操作技能に対応し、様々な難易度の楽器を数多く取り入れ、扱う楽器を選択できるようにすることが大切である。両手の協応が可能な楽器や、音程があり連続的な手の動きを促進する楽器を選択し、それらを使って活動することによって、リズムの違いを感じ取ることができるよう配慮することが大切である。

2段階(4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

3段階(4) やさしい歌を伴奏に合わせてながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。

① 各段階の内容(4)は、「歌唱」の観点から示している。

各段階の内容(4)は、従前どおりである。

② 2段階(4)の「好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。」とは、好きな歌、なじみの歌、特徴的で分かりやすいところのある歌の一部を歌うことで、歌いたいという欲求を、引き出し、声で表現するという楽しさを味わいながら、歌うことである。

3段階(4)の「やさしい歌を伴奏に合わせてながら、」とは、やさしい歌を自分のペースだけで歌うのではなく、伴奏を聴きながら歌うことであり、「教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。」とは、伴奏が流れる中で教師や友達などの身近な相手に補助されながら歌った

り，人と合わせながら歌ったり，歌詞や曲を覚えて一人で伴奏に合わせてながら歌うということである。

なお，２段階及び３段階では，複数の感覚を使って活動する内容を取り扱っている。特に，３段階では，１段階，２段階の発展として，様々な曲を聴くことや，友達の演奏を見ながら合奏すること，伴奏を聴きながら（合わせながら）歌うことなど感覚を統合して表現したり，身近な人とかかわったりしながら音楽活動ができる内容としている。

第5 図画工作（小・中10ページ）

1 図画工作科の意義

小学部の図画工作科は、身近なものや人に働き掛けたり、周囲からの働き掛けを受けたりして、外界と児童との関係がつくられていく初歩的な児童の発達の段階を考慮しつつ、造形活動を通して豊かな情操を培うことを目指している。

造形活動は、人の根源的欲求と言われ、表現活動は心身の発達とかかわりを持ちながら欲求を満足させる。そのため、児童にとっては、このような活動自体を楽しむ経験を積み重ねることが重要である。活動内容は、児童の心身の発達の特性から、表現と鑑賞の2領域に材料・用具の領域を加えて示しているのが特徴である。

小学部の段階では、初歩的な表現活動、造形材料や用具の扱い、鑑賞を取り上げ、児童と児童を取り巻く環境との自然なかかわりの中で、造形活動を行うことが重視される。

このように、図画工作科では、児童の心身の成長発達に必要な欲求と行為と喜びを実現させる仕組みがあることや、造形活動自体を楽しむことなどから、情操を豊かにするばかりでなく、知的な発達や感覚・運動機能の発達を促す初歩的な学習活動としての意義もある。

また、図画工作科の取扱いについては、第1に、造形活動が容易に取り組み、かつ、何らかの具体性のある作品ができて、自分の力を自覚していくよりどころになること、第2に、外界のものを受容し、内部のものを外に表現する働きを助長する働きがあること、第3に、これらの活動を通して様々な技能を習得していくことなどについても大切にすることが必要である。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を考慮し、材料を例示するなど、より具体的な活動が設定しやすいよう内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1 [図画工作]）

1 目標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心をもち、表現の喜びを味わうようにする。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、二つの内容で構成されている。

① 「初歩的な造形活動によって、」とは、自然物や人工物など、身近にあるものへのかかわりそのものことである。

ものへのかかわり方には、児童の心身の発達の状態によって、目で見ると、手で触れる、力を加えて可塑性を楽しむといった遊びの展開や、描画におけるなぐり描きのように、無意図的で手指の運動とその結果を楽しむような活動などから、表出された形に意味付けをしたり、意図的に形をつくったり変形したりする造形活動へと展開していく道筋がある。発達の未分化な時期に見られる遊びに共通している段階の造形活動は、造形遊びと呼び、遊びの楽しさを味わいながら造形活動が展開されることを重視している。

「造形表現についての興味や関心をもち」とは、上記のような活動が行われる状況を大切にすることである。

② 「表現の喜びを味わうことができるようにする。」とは、児童自身の見たことや考えたこと、感じたことや想像したことなどを表出する活動によって、得られる満足感を味わうことである。

表現の喜びを味わう経験は、造形活動の対象となるものへの興味・関心を高め、次の学習活動の動機となって生き生きとした活動を生み出し、工夫や創造的な活動の土台をつくる。

小学部6年間の児童の発達には、大きな幅や質的な違いがあるので、指導段階ではこの目標を踏まえ、それぞれの発達の状態等に即して解釈してよい。例えば、1段階の「興味や関心」は対象を見分ける段階の興味・関心であったり、遊びの題材になるかどうかという興味・関心であったりしてもよい。3段階では、児童の造形表現の意図に適した材料としての興味・関心であってもよいのである。「表現の喜び」についても同様である。

いずれも、児童が自ら造形する楽しさを味わうようにすることを重視し、一人一人の特性が発揮できる造形活動への基礎的な能力を高める観点でとらえることが大切である。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔図画工作〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の三つの観点で構成されている。

小学校の図画工作科は「表現」と「鑑賞」の2領域で構成され、基本的には観点をこれに合わせているが、小学部では「材料・用具」に関する観点を内容に加えている。

1段階の「造形遊び」は、造形活動の初歩的な段階であり、表現、材料・用具、鑑賞を含む活動である。

2段階では「表現」と「材料・用具」を観点とし、3段階では「表現」、「材料・用具」と「鑑賞」の観点から示している。

(2) 内容

1段階(1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。
1段階(2) 土、木、紙などの身近な材料をもとに造形遊びをする。

① 1段階の内容(1)及び(2)は、「造形遊び」の観点から示している。

1段階(1)は、従前どおりである。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の「身近な材料をもとに造形遊びをする。」を、より具体的な指導内容が設定できるように前半部分に「土、木、紙など」と加えた。

② 1段階(1)の「かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。」

とは、無意図的ななぐりがきをしたり、かかれた形に意味付けをしたり、見たことや見えるものを児童なりにとらえた色や形で表したりすること、いろいろな素材に触れ、握ったり押ししたりして形を変えたり、つくったりして、素材の可塑性に興味・関心をもってかかわることなどを楽しむことである。

さらに、かいたり、つくったりしたものを飾ることも、これらの活動と一体で取り込まれるものであり、飾り付けを手伝ったり、作品に名札を付けたりする活動を通して、児童が飾る楽しみに関心をもつことが大切である。

1段階(2)の「土、木、紙などの身近な材料をもとに」とは、児童を取り巻く自然環境、生活環境、学習環境にある造形材料となる様々な素材を用いるという意味である。かいたり、つくったりする活動に介在する材料としては、身近にある土、砂、石、粘土、草木の自然物や、紙、布、積み木、アルミ箔、空き缶はくの人工物などが挙げられる。

「造形遊びをする。」とは、身近な材料をもとにして、かいたり、つくったりすることであり、発達の未分化な状態にある児童の遊びとして展開される活動である。造形遊びは、主題がなく、素材に親しんだり、絵画につながるなぐり書きを楽しむような遊びから、身近にいる親や教師と一緒に、動植物、乗り物などを題材にする場合に適した材料を選択したり、必要な用具に興味をもったりするなど、意図的な活動が展開されるものまで

ある。

造形遊びでは、教師と一緒に、遊びながら、身近な人、もの、事象などに興味・関心をもち、造形活動と豊かな感性が相補的に高まっていくよう、その環境を整え、造形遊びが表現することへの動機付けになることを重視している。

かく遊びについては、地面や壁、机や廊下の床板、新聞紙などが画用紙代わりになることもある。用具は、手指そのものであったり、棒切れなどたまたま手にしているものがペンやクレヨンなどの用具に代わったりすることもある。

つくる遊びについては、素材そのものに触れて楽しむような遊びから、つぶす、伸ばす、ちぎる、丸める、破る、接合する、積み上げる、崩す、並べる、穴を開けるなど、造形材料の可塑性に気付き、造形の楽しさを味わうような活動が展開されるものまである。用具は、のりなどの接着剤や、握ったり、押したりして使う簡易なものである。

「造形遊び」は、児童の興味・関心に基づく活動を重視するので、いろいろなものにかかわる中で、これらをなめたり、かんだりすることもあると予想される。そこで、身近な自然物や人工物、用具などの衛生や、安全面に十分注意することが大切である。

2段階(1) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。

3段階(1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。

① 各段階の内容(1)は、「表現」の観点から示している。

各段階の内容(1)は、従前どおりである。

② 2段階(1)の「見たことや感じたことを絵にかいたり、」とは、見たことや見えるものの素朴な表現に加えて、感じ取ったことを絵や版画に表現し、大きな動物はより大きく、赤い色はより赤く、小さなものや関心の低いものは表現の対象から除かれるなど、見て感じたことが児童自身の表現としてまとめられ、素朴な表現であっても確かな自己表現となることである。

かく表現では、身近な人、動植物、自然、体験したことなどを題材にして、生活の広がりや写し取る表現ができ、クレヨンや水彩絵の具、カラーペンなどを使って表現した内容が、見る者に伝わるようになることである。版画では、器物の型を押したり、スタンプングを連続して模様をつくった

りすることなどが挙げられる。

「(見たことや感じたことを) つくったり,」とは、かくことと同様に、見たり感じたりしたことを簡単な工作物につくり、その作品で表したものに意味付けをして確かな自己表現をすることである。

つくる表現では、人物、動植物、ロボット、面、模様などを題材にして、粘土、紙材、草木、アルミ箔、箱、空き缶などを用い、のり、粘着材、ステープラー、はさみ、へら、シャベルなどを使って活動することが考えられる。また、表現する意図に合う材料・用具の選択や、使い方の工夫とあいまって、それらの活動が豊かになることに留意する必要がある。

「それを飾ったり,」とは、かいたり、つくったりしてできた作品を大事にすることである。教師と一緒に作品を、教室や廊下に掲示することに関心をもつことなどが挙げられる。

3段階(1)では、2段階(1)の内容に、「想像したことを」かいたり、つくったりし、「工夫して」表現することや、さらに、これらの作品を「使ったりする。」ことを加え、内容を発展させ広げて示している。

「想像したことを工夫して絵にかいたり、つくったり,」とは、見たこと感じたことが直接経験によって得られる表現の題材であるとすれば、直接経験から離れて、想像したことを題材として絵や版画や工作物に表現することであり、その主題や意図を確かにするために表現を工夫することである。2段階(1)では、表現された内容が見るものに伝わる段階であるのに対して、3段階(2)では、色や形を工夫して表現内容をより確かに伝えたり、想像したことを表現するために、主題を明確にして題名を付けたり、説明したりする積極的な造形活動となる。

表現される主題は、児童の生活に結び付いた学校行事、社会の行事、自然事象の体験などの題材や、童話などの親しみのある話などの題材の中から取り上げることが大事である。このような題材では、児童が共通した経験をすることから、共同でかいたり、つくったりすること、学校行事で使う飾りや道具を協力してつくることなども取り上げられる。

工作物としては、動物や器物の特徴をとらえて粘土などで表現を工夫したり、紙や木、針金やゴムなどを使って簡単な動くおもちゃをつくったりすることなどが挙げられる。

想像したことを工夫して絵にかいたり、つくったりする楽しさは、造形表現の意欲を高め、一層確かな自己表現へと発展し、表現を豊かにすることになる。

「それを飾ったり、使ったりする。」とは、かいたり、つくったりして

できた作品に愛着をもち、大事にしたり，使って楽しんだりすることである。初歩的な鑑賞活動に発展する内容であるが，表現と一体の活動として扱うことが大切である。このような活動を通して，作品を飾る楽しさや実用品として使用する楽しさを味わうことができる。

「表現活動」では，用具を持った手を大きく回すなどの粗大な運動を伴う活動もあり得る。周囲の児童にはそうした行動を予測できないこともあるので，活動のスペースを十分確保したり，安全確保のためのきまりを事前に指導したりすることが大切である。

2段階(2) 粘土，クレヨン，はさみ，のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。

3段階(2) いろいろな材料や用具を工夫しながら，目的に合わせて使う。

① 各段階の内容(2)は，「材料・用具」の観点から示している。

今回の改訂では，1段階(2)と同様に，2段階(2)について，従前の「身近な材料や用具を親しみながら使う。」に「粘土，クレヨン，はさみ，のりなど」と材料・用具を加えて分かりやすくした。

3段階(2)は，従前どおりである。

② 「材料・用具」は，造形活動に不可欠なものであり，材料の性質や用途が分かったり，いろいろな用具の使い方を習得したりすることが造形的表現を豊かにし，ほかの学習や日常生活における課題解決に役立つことから，これを内容として取り上げている。

2段階(2)の「身近な材料や用具を」とは，造形遊びでかかわる身近な自然物や人工物のほか，新素材のボード，粘土，石，紙，針金，プラスチックなどの造形材料があり，用具には，クレヨンや水彩絵の具，カラーペンなどに加えて，のり，粘着材，ステープラー，はさみ，へら，シャベルなどが挙げられる。

「親しみながら使う。」とは，材料や用具を使い慣れることである。

3段階(2)の「いろいろな材料や用具を工夫しながら，目的に合わせて使う。」とは，材料や用具の種類を増やし，表現の意図に即した材料や用具の選択幅を広げたり，工夫したりして，表現を豊かにすることである。

扱われる造形材料としては，2段階(2)に例示される材料で，大きさ，硬さ，塑性などが異なるものや，ゴムや板材，造形材料として開発された新素材などが挙げられる。用具としては，かなづち，ペンチ，のこぎり，きり，小刀，くぎ，ねじ，接着剤など日常生活で扱われる簡易な木材加工

用具，金属加工用具が挙げられる。

表現に適した材料や用具の使用は，繰り返し経験することで，材料の性質が分かり，用具の使い方を習得するとともに，材料・用具の選択や使い方工夫とあいまって，創造的な造形表現の基礎的な能力がはぐくまれることになる。

また，材料や用具は，豊かな表現に欠くことのできないものであるから，表現に関する指導内容と一体で扱い，生活経験や発達によって異なる一人一人の表現能力を一層伸長できるように，児童個々に必要な用具を整えることが大切である。

なお，児童の造形活動が活発になるほど，いろいろな性質をもつ材料を扱うことになるため，加工過程で生ずる材料の切断面や破片などの取扱いに注意することが重要である。用具の使用に関しても，安全で正しい使い方，用具の持ち歩き，後片付けなどについて留意することが大切である。

3段階(3) 友達と作品を見せ合ったり，造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。

① 3段階(3)は，「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「友達と作品を見せ合ったり，造形品などを見ることに関心をもつ。」を，初歩的な鑑賞の内容として，具体的な指導内容を設定できるようにする視点から，後半部分を「造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。」と改めた。

② 「作品を見せ合ったり，」とは，自他の作品に題名や名前を付けて飾ったり，作品を見ながら表現した内容を説明したり聞いたりして，いろいろな表現の違いに気付き，関心をもつことである。また，いろいろな作品へ関心を広げ，自分なりによさや美しさ，面白さなどを感じて，見方や感じ方を豊かにし，鑑賞活動に親しむ態度を育てることも大切である。

「造形品などの形や色，表し方の面白さなどに気付いたりする。」とは，自分や友達の作品，街中など身近にある美術作品，暮らしの中にあるデザインされた造形品，造形的に構成された公園や広場などの工作物や自然の風景などを見て，形や大きさ，明暗などによる色合いの違いに気付き，興味・関心を抱くことなどである。

鑑賞に親しむ態度を育てるには，校内や学級の適切な場所に，児童の作品や身近な生活の中にある造形品などを展示するなど，日常的に作品に触れる機会が得られるよう鑑賞の環境を整えることが大切である。

第6 体 育（小・中11ページ）

1 体育科の意義

小学部の体育科では、基本的な運動や遊びなどの適切な運動の経験を通して、健康の保持増進及び各種の運動の基礎的スキルを養い、体力の向上を図るとともに、情緒の安定を促し、社会性を豊かにし、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを目標としていることが特徴である。児童は、楽しく運動したり遊んだりする経験を通して、運動スキルを高めるばかりでなく、生活への積極的な態度も身に付け、望ましい人間関係を形成していくことができるようになる。また、体育指導によって身に付いた力は、健康・安全で自律的な生活を営む習慣形成の確立につながっていくものである。

体育で取り扱う指導内容としては、基本の運動、ゲーム、体づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳、ボール運動及び表現運動がある。

小学部においては、児童の興味・関心に応じた遊びや楽しいゲームを取り入れるなど、日常生活に必要な基本となる運動を、身体活動に結び付けることが必要である。また、児童は分かりやすく具体的な身体活動を繰り返し経験することによって、身体活動に喜びを感じたり、自信を付けたりすることができるようになる。そのため、児童の心理的な緊張を解きほぐしながら、児童が体を動かすことが好きになるような工夫をすることが大切である。

なお、保健に関連する指導内容は、生活科の「基本的生活習慣」、「健康・安全」で取り扱っており、体育指導上必要な健康・安全に関する内容は、「体育」で示している。

2 改訂の要点

児童の知的障害の状態等を考慮し、より具体的に活動を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第1節第2款第1〔体育〕）

1 目 標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 目標は、四つの内容で構成されている。

- ① 「適切な運動の経験」とは、児童の日常生活に必要な活動、つまり、はう、歩く、走る、跳ぶなどのことである。これらの動きは成長とともに身に付き、それとともに言語、情緒、社会性の面も発達する。これらの面で望ましい発達を遂げるためには、いろいろな遊びや活動を豊富に経験することが重要である。児童は、興味・関心や生活経験に即した運動や遊びを繰り返すことによって、運動の楽しさや喜びを味わうことができる。このような経験を通して、運動に親しみ、生活に必要な様々な技能を習得し、情緒も安定し全人的な発達を促すようにすることが大切である。特に、小学部段階では、児童が楽しく思い切り身体を動かすことが、体育の出発点であると言える。
- ② 「健康の保持増進」とは、健康・安全についての実践的な理解を通して、自らの生活行動や身近な生活環境における課題を把握し、改善することができる資質や能力の基礎を培うことを意味している。
- ③ 「体力の向上を図り、」とは、各種の運動を適切に行うことによって活力ある生活を支え、たくましく生きるための体力の向上を図るということである。そのためには、発達段階に応じて高める体力の内容を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を様々な活動を通して自然に学ぶなど、体力の向上を図るための実践力を身に付けることができるようにする必要がある。
- ④ 「楽しく明るい生活を営む態度を育てる。」とは、生涯にわたって運動を豊かに実践するための資質や能力、健康で安全な生活を営む実践力及びたくましい心身を育てることによって、現在及び将来とも楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指しているものであり、小学部における体育科の重要な視点である。

動きの少ない児童も、基本的な運動を学習することによって、自己の潜在的能力の発現を感じ、動くことに興味・関心を示すようになる。それにより、情緒的に安定をもたらし、新しい自己の発見で動きが積極的になって日常生活に変化をもたらし、明るく行動することにもつながっている。

4 内容（第2章第1節第2款第1〔体育〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、1段階は、「基本の運動」、「運動遊び」、「きまり」の観点から、2段階及び3段階は、「基本の運動」、「いろいろな運動」、「きまり・安全」の観点から示している。

(2) 内容

- 1 段階(1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。
- 2 段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- 3 段階(1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。

① 各段階の内容(1)は、「基本の運動」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(1)について、従前の「教師と一緒に歩く、走るなどの基本的な運動をする。」を、教師と楽しく体を動かし、いろいろな動きや運動に親しむことも重要であることから、指導内容を広げることができるようにするとともに、表現を整え、後半部分を「楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。」と改めた。

2 段階(1)は、従前どおりである。

3 段階(1)について、従前の「歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動をいろいろな方法で行う。」を、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、後半部分を「姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。」と改めた。

② 「基本の運動」では、歩く、走るなどの動きを基本にして、未分化でやさしい運動から指導を始め、転がる、はう、跳ぶ、またぐなどの運動を取り入れたり、運動の姿勢、方向、回数を変えたり、低い平均台や跳び縄などを使ったりして、多様な動きを経験するようにする。はう、歩く、バランスをとる、座る、しゃがむ、階段を上るなどの日常生活の基本的な身体活動を繰り返し、十分に体験することが大切である。また、跳ぶ、ける、ぶら下がる、捕る、投げる、つかむ、離す、動作を止める、速めるなどの動きも合わせて行い、粗大運動に関する基礎的運動能力の向上を図ることも重要である。

1 段階(1)では、児童が安心して楽しく運動に入れるよう、始めは教師と手をつないだり並んだりして、一緒に歩く、一緒に走るなどの配慮が重要である。さらに、階段の上り下りをしたり、小山・固定遊具・プレイルームで遊んだり、しゃがんだり立ったり、その場跳びをしたり、転がったりするなどの運動に広げていくことが大切である。なお、その際に手足を十分に伸ばしたり、曲げたり、脚を前後左右に開いたり、腕を振ったり回したりするなど、簡単な手や脚の運動を取り入れていくようにする。

2 段階(1)では、児童が自分から、一人で歩く、走る、跳ぶなどの基本

的な運動を含む多くの活動を通して、徐々に運動に慣れるようにし、さらに、大また小またなどの歩き方をしたり、直線上を歩いたり、1列に並んで歩いたりする。また、同じ調子で駆け足をしたり、緩やかなカーブを走ったり、折り返しリレーをしたりする。

3段階(1)では、後ろ歩き、横歩きなどいろいろな歩き方をしたり、リズムに合わせて行進したりする。また、やや長い距離をゆっくり走ったり、全力で短い距離を走ったり、ジグザグ、S字のコース、リレーなどで走ることを楽しんだりする。さらに、片足跳びをしたり、体の前後屈、側屈をしたり、動きを途中で止めたり、速めたり、いろいろな動きをまねて体を動かしたりする。

- 1段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。
- 2段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中の運動などに親しむ。
- 3段階(2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中の運動などをする。

- ① 1段階(2)は、「運動遊び」の観点から、また、2段階(2)及び3段階(2)は、「いろいろな運動」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の後半部分の「水遊びなどする。」を、児童の知的障害の状態等やほかの教科における同段階の内容を考慮し、「水遊びなどを楽しく行う。」と改めた。

2段階(2)及び3段階(2)は、従前どおりである。

- ② 器械・器具などを使った遊びや運動などを行う場合は、ゲーム的な内容を十分に取り入れて、体を動かすことの楽しさや体を動かす快い体験を得られるようにすることが大切である。特に、児童の興味・関心、特性等に応じて、「○○体操」、「○○遊び」、「○○運動」等を工夫することが大切である。

1段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った遊び」とは、 ترامポリンの上で揺れを楽しんだり、低い跳び箱に乗り降りしたり、またがったり、遊具にぶら下がったり、よじ登ったり、飛び下りたりして楽しく遊ぶことである。また、マットの上でごろごろ転がったり、低い平均台の上を手を引かれて歩いたり、ボールを転がしたり投げたり、的当てなどをしたりして、楽しむことが大切である。

「表現遊び」では、音楽が流れている場所で体を動かしたり、はねたり、跳んだりする。この場合、音楽科の1段階の内容との関連を図ることが大切である。

「水遊び」では、プールの周りでじょうろを使って遊んだり、ひざよりも浅い深さのプールの中で、教師と一緒にいろいろな遊具を浮かべたり沈めたり、水をすくったりかけたりするなどして遊んだりすることである。

この段階では、用具や伴奏音楽、教師のかかわり方などを工夫して楽しく授業を展開することが大切である。

2段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った運動」とは、固定遊具、トランポリン、ジャンピングボード、低い平均台などを使った運動や、低鉄棒を使ってぶら下がったり、跳び箱を使って、またぎ乗りやまたぎ下りをしたり、マットで、横転や前転をしたりすることである。また、ボールをついたり、けったりして遊んだり、近い距離で投げたり受けたり、ボール送りゲームをしたりする。

「表現運動」では、動物などのまねをして遊んだり、簡単なリズム遊びをしたり、音楽に合わせて歩いたり跳んだりすることなどが考えられる。

「水の中での運動」とは、ひざくらいまでの水中を歩いたり、走ったりして遊んだり、顔や頭を水の中に入れていろいろな遊びをしたりすることである。

この段階では、このように体を動かして、運動したり遊んだりすることに親しむことが大切である。

3段階(2)の「いろいろな器械・器具・用具を使った運動」とは、馬跳びや縄跳び遊びをしたり、鉄棒にぶら下がり体を前後に振ったり、低鉄棒で前回り下りをしたり、跳び箱を使って跳び上がり跳び下りをしたりすることなどである。また、マットで連続横転や連続前転をしたり、平均台の上を歩いたり、ボールをけりながら走ったり、ドリブルしたり、円形ドッジボールをしたりする。

「表現運動」では、音楽に合わせて自由な表現をしたり、簡単な振り付けをしたダンスをしたりすることなどである。

「水の中での運動」とは、プールの中で基石拾いや輪くぐりをして水に慣れたり、水の中で目を開いたり鼻から息を吐いたりして、沈み方、浮き方に慣れたり、補助具などにつかまってばた足などをしたりすることなどである。

1段階(3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。

2段階(3) 簡単なきまりを守り，友達とともに安全に運動をする。
3段階(3) いろいろなきまりを守り，友達と協力して安全に運動をする。

① 1段階(3)は、「きまり」の観点から，2段階(3)及び3段階(3)は，「きまり・安全」の観点から示している。

今回の改訂では，1段階(3)と2段階(3)について，中学部・高等部と表現を統一し，後半部分の「運動する。」を「運動をする。」と改めた。

3段階(3)について，「いろいろなきまりを守り，力を合わせて安全に運動する。」を，より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から，後半部分を「友達と協力して安全に運動する。」と改めた。

② 「きまり」，「きまり・安全」に関する指導は，集団行動におけるきまりの定着や事故を未然に防ぐという視点から行われることが大切であるが，児童の知的障害の状態等に即して，指導内容を設定し，その指導方法を工夫する必要がある。

1段階(3)の「簡単な合図や指示に従って，楽しく運動する。」とは，笛・太鼓などの楽器や児童が理解できる簡単な言葉掛けにより，楽しんで遊びながら，走ったり，跳んだり，転がったりなどの運動をすることである。この段階では，特に，教師と一緒に活動しながら，簡単な合図や指示の理解を図ることが大切である。

2段階(3)の「簡単なきまりを守り，友達とともに安全に運動をする。」とは，1段階を踏まえて，安全に運動する上で必要な簡単な約束が分かり，その約束を踏まえながら，友達と一緒に，けがをしないよう注意して活動することである。また，「簡単なきまり」の指導では，教師の援助を受けながら，1列に並んで歩く，合図に従って集合する，自分の位置に並ぶなどを取り上げることも大切である。

3段階(3)の「いろいろなきまりを守り，友達と協力して安全に運動をする。」における「いろいろなきまり」とは，安全に運動する上で必要なきまりで，事故がおきないようにするための約束のほか，簡単なゲームのルールや用具等の準備，後片付けにかかわるきまりなどである。「友達と協力して安全に運動する。」とは，友達と協力して，事故のないよう約束やきまりを守って活動することである。また，「いろいろなきまり」の指導では，集合・整列をする，適切な間隔で1～2列で整列すること，自発的に用具等準備や片付けをすることなどを取り上げることが大切である。

体育の指導では，児童の知的障害の状態等を十分に考慮して，安全に留意し，事故防止のために，用具等の使用前の安全確認や使用後の保管など

に十分に留意することが重要である。また，水泳指導においては，特に，児童の健康状態や体調の把握，気温，水温や水深，水質などについて，十分に注意を払うとともに，指導体制や監視体制の整備を図ることが重要である。

第7 小学部における指導計画の作成と各教科 全体にわたる内容の取扱い（小・中11ページ）

（小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款第2）

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容が概括的に示されていることから、教科ごとにとり扱いを示さずまとめて示している。

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、一人一人の児童の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする観点から、従前の前半部分の「指導計画の作成に当たっては、児童の知的発達遅滞の状態や経験等を考慮しながら、」の「児童」に「個々の」を加えることとした。また、知的障害という障害名が定着し、その正確な理解が進んでいることから、同名称を使って明確に表す観点から「知的発達遅滞の状態」を「知的障害の状態」と改めた。また、具体的な指導内容の設定が重要であることから、従後の後半部分の「効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。」を「具体的に指導内容を設定するものとする。」と改めた。

小学部段階における児童は、一人一人の知的障害の状態、入学前の生活経験の内容や経験の程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態などが大きく異なっている。そこで、指導計画の作成に当たっては、それらを考慮しながら、一人一人の児童の知的障害の状態や経験等に応じて、各教科に示された内容を選定することが重要である。その際、児童の興味・関心、学習活動の必要性なども考慮し、それぞれの児童の状態に応じて、例えば、2段階の一部と1段階の一部の内容を選定し、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また、選定された指導内容を適切に組み合わせ、児童の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際には、児童の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

併せて、指導に際しては、ねらいを明確にしつつ、より具体的な指導内容を設

定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、各教科等を合わせて指導を行う場合だけではなく、教育活動全体にわたって、生活に結び付いた効果的な指導を進めることが重要であることから、従前の前半部分の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導計画を作成するに当たっては、」を削除した。また、従前の後半部分の「個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」を、児童が見通しをもって諸活動に取り組むことが、より一層意欲を喚起することにつながることを考慮して、「児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。」と改めた。

生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の児童の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。そのためには、児童の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、児童が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。

さらに、児童の様子を逐次把握したり、適切な師範を示したりできるよう、教師と児童が共に活動できるようにするとともに、指導の過程において、事前の指導計画に沿わない場合も想定し、児童の学習状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりする工夫も大切である。

3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。

この項は、従前どおりである。

児童の学校生活が充実するようにするためには、教室などの学習環境を整備していくことが重要である。小学部においては、生活の自然な流れに沿って、一連の活動に見通しをもって意欲的に取り組むことができるような活動を組織することが大切であり、そのための環境設定を工夫する必要がある。特に、安全な環境を整えることが重要であり、児童の障害の状態等を考慮し、児童が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるように安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の遊具や物品、校庭の遊具、通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、物品の取扱いなどに留意することが大切である。

併せて、児童によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導が大切である。

4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

この項は、従前どおりである。

児童の基本的な生活習慣の確立を図り、生活経験を広げていくためには、学校における指導内容や指導方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校において学習した内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、学習した内容を深化したり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるよう、家庭との連携や情報交換などの工夫が大切である。

そのためには、学習した内容を十分に生かすことができるよう、実際の生活に即して活動を設定し、その成果を適切に評価して、児童がより意欲的に取り組むことができるよう、指導方法等を工夫することが大切である。

5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

この項は、今回の改訂で、知的障害のある児童の指導に当たって、教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有効であることから、新たに追加

された内容である。

知的障害のある児童に対する指導に当たっては、一人一人の児童の知的障害の状態や経験，興味・関心などを踏まえるとともに，使いやすく効果的な教材・教具を用意したり，実生活への活用がしやすくなるよう，できるだけ実際に使用する用具等を使ったりすることが重要である。

補助具の活用に当たっては，活動を効果的に補助したり，児童のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。また，自力で取り組むことを目的に補助具を取り外す場合は，段階的に進めるなどして，児童の負担を考慮することが大切である。

さらに，コンピュータ等の情報機器の活用により，児童の意思表示をより明確にしたり，数や文字を効果的に指導したりすることができることから，児童の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ，適切な機器を選択して，各教科等の内容の指導において，効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

第4節 中学部の各教科

第1 国語（小・中12ページ）

1 国語科の意義

中学部の国語科では，生徒が日常生活に必要な国語についての理解を深め，人の話を聞いたり，人と気持ちや意思を伝え合って話したり，また，読んだりする様々な情報の中から自分に必要な情報を適切に選択したり，必要に応じて，ものを書いたりして，生活する力を高めるための能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

中学部では，小学部で培った日常生活に必要な国語の理解や表現力を深め，伝え合う力を高めるとともに，生徒の生活の広がりに伴って，「聞く・話す」，「読む」，「書く」力を高め，表現力を更に伸ばして生活で活用することに意義がある。

小学部での学習の状況を踏まえ，生徒の身近な生活体験に密接に関連をもった具体的な言語を確実に身に付けていくことが大切である。また，生徒の身近な生活の中にある具体的な題材や，興味・関心，意欲を喚起する題材を用いて，生徒の言語能力や思考力を更に伸ばし，言語生活をより一層豊かにしていく必要がある。

また，国語の内容の指導については，国語の時間だけでなく，学校生活すべての教育活動を通して行われることが大切である。

2 改訂の要点

- (1) 目標は，日常生活に必要な国語及び「伝え合う力」を活用する能力と態度を育てることが重要であるという視点から改めた。
- (2) 内容は，目標の改訂を踏まえるとともに，「聞く・話す」，「読む」，「書く」の各観点について，生徒の知的障害の状態等を考慮し，より分かりやすくする視点から改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔国語〕）

1 目標

日常生活に必要な国語についての理解を深め，伝え合う力を高めるとともに，それらを活用する能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前の「日常生活に必要な国語についての理解を深め、表現する能力と態度を育てる。」に「伝え合う力を高める」を加えてコミュニケーション能力を重視するとともに、年齢段階を考慮して「それらを活用する」ことが重要であるという視点から、後半部分を「伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。」と改めた。

(2) 目標は、二つの内容で構成されている。

① 「日常生活に必要な国語についての理解を深める」とは、中学部では、小学部での指導を踏まえながら、個々の生徒の言語経験、生活経験に十分配慮しながら、日常生活に必要な国語を理解する能力、国語で表現されたものの内容や事柄を理解する能力を伸ばすことである。

② 「伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる」とは、日常生活の中で、人と対話し、意思の疎通を図る力を高めて、国語を使って様々の事柄を表現する能力、また、表現しようとする意欲や態度を育て、生徒が生活でそれらを活用できる力を伸ばすことである。「それら」とは、「(理解を深めた)日常生活に必要な国語」と「(高めた)伝え合う力」であり、それぞれについて表現する能力と態度を重視している。さらに、将来の社会生活に必要なコミュニケーション能力を身に付けることが大切であることから、中学部では、小学部での指導を踏まえて更に高めるために、生徒個々の言語能力の発達や生活経験に基づき、指導の目標や指導内容を具体的に設定する必要がある。特に、中学部段階では、生徒のコミュニケーション能力を伸ばすことにより、集団生活への適応力を更に高めるとともに、社会生活の拡大を図ることが大切である。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔国語〕）

(1) 内容構成の考え方

国語科の内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の三つの観点から示しており、小学部国語科の3段階の内容を踏まえて設定している。

(2) 内容

(1) 話のおよその内容を聞き取る。

(2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。

① 内容(1)及び内容(2)は、「聞く・話す」の観点から示している。

「聞く・話す」の指導は、言葉の習得を促す指導も含み、日常生活を送る

上でコミュニケーションの手段として最も基本となるものである。

今回の改訂では、内容(1)について、従前の「話の内容を大体聞き取る。」を、話を「大まか」に聞き取るという程度が生徒の実態に即していることを明確に表現する視点から「話のおよその内容を聞き取る。」に改めた。また、内容(2)について、従前の「見聞きしたことなどを相手に分かるように話す。」を、小学部の3段階(2)の内容との関連を考慮するとともに、より幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、前半部分を「見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを」と改めた。

- ② 内容(1)の「話のおよその内容を聞き取る。」とは、日常生活の中で、教師など周りの大人の説明や家族、友達の話聞いて、その内容を大まかに理解したり、簡単な放送や録音を聞いて内容の概略を聞き取ったりすることができるようにすることである。また、簡単なメモを取りながら聞いたり、分からないときは聞き返したり、指示や説明を聞き取って行動したりすることも示している。

内容(2)の「見聞きしたことや経験したこと、自分の意見など」とは、見聞きしたことや体験したこと、自分の気持ちや意思、意見や要望、人への伝言などを、感情や状態、動作を表す言葉を使い、事柄の順序をたどって、およその用件を話すことができるようにすることである。また、例えば、学級会などで自分の意見をみんなに分かるように話したり、人に尋ねられたときははっきりと応答したりできるようにする。その際、「いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どうしたか。」に沿って話したり、発音、速さ、声の大きさに気を付けて話したりすることができるようにする。さらに、自分や家族の名前、住所、学校や学年などの簡単な自己紹介がきちんとできたり、必要に応じて相手に合わせてていねいな言葉を使ったり、電話などでの基本的な応答の方法を学んだりして、社会生活に必要な「聞く・話す」力を伸ばすことが大切である。

また、「聞く・話す」の指導では、言葉を使用する能力及び簡単な語句や文、短い詩などを理解する能力を伸ばすため、言葉遊びの題材として、例えば、簡単ななぞなぞや生活に身近な「急がば回れ」、「ちりも積もれば山となる」などのことわざ、「注意一秒けが一生」、「マッチ一本火事のもと」などの標語、さらに、自然や季節の言葉を取り入れた簡単な俳句などを取り扱うことも考えられる。

「聞く・話す」の指導は、国語の教科のみならず、日常生活の中で、コミュニケーション活動を活発にして、生活に必要な言葉や態度を身に付け、活用できるよう指導することが大切である。特に、生徒の学習上の特性等

を考慮すれば、必要に応じて即時に指導することが大切である。

(3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。

① 内容(3)は、「読む」の観点から示している。

内容(3)は、従前どおりである。

② 日常生活の中での簡単な語句や短い文章などを読み取ることで、生徒の生活範囲が広がり、生活する力が高まる。また、中学部の段階になると、情緒的な面の広がりが見られることから、年齢にふさわしいいろいろな文章に接し、情景や心情を読み取って情操を深めていくことは、人間形成の上からも極めて重要なことである。

「簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。」においては、例えば、やさしい物語文を読み、時間的な順序や事柄の順序などを考え、およその内容をつかむようにすることが大切である。また、自然や季節などの美しさを表した詩や紀行文などにより、情景や場面の様子などを想像し、読むことへの意欲を高め、情操を豊かにしていくことが大切である。さらに、例えば、短い劇の脚本を読むことや演じることを通して、事柄の流れや登場人物の心情などを理解することも考えられる。

また、学校や町、公共施設等で目にする、例えば、校内の各室の名前、交通機関や乗り場の表示、安全や危険、指示を知らせる標識や案内板、いろいろな店の看板やポスター、広告などの意味が分かって行動できることが大切である。また、生活に必要な身近なものの使用法や簡単な料理法の説明書、納品書、請求書、領収書などを読む、興味のある新聞記事や雑誌などを読む、コンピュータ画面の電子メール等の文字を読むなどして、楽しく、潤いのある生活を送ることができるようにすることが大切である。

なお、中学部においては、生活の広がりに対応して平仮名、片仮名、漢字に加えてローマ字などの文字を取り扱うことが大切である。また、日常生活においては、外来語に触れる機会が多いことから、その意味が分かるようにすることも大切である。

(4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

① 内容(4)は、「書く」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

② 国語科における「書く」の指導は、中学部段階では、文章を書くことを

技術的に指導するだけでなく、生徒がいろいろな生活経験をし、生活に対する取組の中で、文章を書く場面をつくっていくことが大切である。

「簡単な手紙や日記など」としては、年賀状や暑中見舞い、旅行先からの絵はがきのほか、近況報告、簡単な礼状などを書くことが挙げられる。そのほか、例えば、体験したことの報告、連絡ノート、飼育動物や植物の観察日記、社会見学の記録、行事の案内状や招待状、壁新聞、卒業文集などが考えられる。これらを書くときには、必要な事柄、事柄の前後、時間的な流れや文章全体のバランスなどを押さえることが大切である。その際、文中における主語と述語の関係に注意することの指導が大切である。さらに、句点、読点の使い方、長音、よう音、促音、はつ音、助詞の使い方、また、必要に応じて漢字や片仮名の使い方などに気付くようにすることが大切である。また、自分のことについて、氏名や住所、趣味などについて、正しく書くことができるようにすることも大切である。

書く指導においては、読む指導に併せて、生徒の能力、興味・関心に応じてファクシミリやコンピュータなどの操作、毛筆などを取り入れることも考えられる。

第2 社会（小・中12ページ）

1 社会科の意義

中学部の社会科では，小学部の生活科で学んだ集団生活への参加に必要な態度や技能，自分と身近な社会や自然とのかかわりの内容を更に深め，自分たちの住んでいる地域社会を中心とした社会の様子，働きや移り変わりなどについての学習活動を通して，学校や地域などで充実した生活を送るために必要な技能を習得し，社会生活に必要な基礎的な能力と態度を身に付けることを目標としている。

中学部では，こうした能力と態度を育てるため，集団生活を送るために必要なきまり，社会生活を豊かにする公共施設の利用の仕方，地域社会における日常の様々な出来事や外国での主な出来事などの中から，生活を有意義に送るのに必要な基本的な内容を生徒や地域の実態等に即して選択，配列する必要がある。

また，生徒が生活の中で体験的な学習を通して，これらの内容に関心をもつとともに初歩的な知識や技能を身に付けるようにすることが大切である。また，内容の取扱いに当たっては，生徒にとって生活に即した分かりやすいものとなるようにできるだけ具体的な内容を取り上げる必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮するとともに，近年の情報社会の状況等を踏まえ，より具体的な指導内容を設定できるよう内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔社会〕）

1 目標

社会の様子，働きや移り変わりについての関心と理解を深め，社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

(1) 目標は，従前どおりである。

(2) 目標は，二つの内容で構成されている。

- ① 「社会の様子，働きや移り変わり」とは，新聞，テレビ，インターネットなどのメディアで取り上げられる社会情勢，政治，経済の仕組みの初歩的な内容，時間的な移り変わりの観点から眺めた社会の変化のことである。このうち，「社会の様子，働き」では，生徒の生活行動範囲の広がりに対

応し、自分と家庭や学校を中心とした地域社会とのかかわりや、社会生活のおおよそのきまりの理解を深めることをねらっている。また、近年、生徒が外国人と接する機会も多くなったこと、新聞、テレビ、インターネットなどのメディアを通じて外国の情報も多く得られるようになったことから、我が国と関係の深い国の生活の様子について関心をもち、そのおよそを理解することも必要である。

「社会の移り変わり」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身近な環境の時間的な移り変わりのことである。中学部では、これらの移り変わりに興味・関心をもつことができるように、身の回りにおけるいろいろな変化の例を取り上げて、指導することが必要である。

- ② 「社会生活に必要な基礎的な能力と態度」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身の回りの生活に必要な主なきまりを知り守ること、例えば、公共施設や公共物の役割が分かることなどが挙げられる。これらの力は、いずれも生徒の公民的資質の基礎となるものであるので、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮し、できるだけ生活に密着した指導内容を取り上げ、体験的な活動を通して身に付けることができるように指導することが大切である。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [社会]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「集団生活ときまり」、「公共施設」、「社会の出来事」、「地域の様子や社会の変化」、「外国の様子」の五つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。

(2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。

- ① 内容の(1)及び内容(2)は、「集団生活ときまり」の観点から示している。

今回の改訂では、内容(1)の前半部分の、「集団生活に慣れ、」を、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、「集団生活の中での役割を理解し、」と改めた。

内容(2)は、従前どおりである。

- ② 内容(1)に示した「集団生活の中での役割を理解し、」とは、学級や学校の集団において、その生活の流れに乗り、友達との交友や、共に活動す

るなどの適応を図ることである。「自分の意見を述べたり，相手の立場を考えたりして，互いに協力し合う。」とは，例えば，学級や学校の中で，役割を分担して仕事をする，困ったとき，分からないときは，人に尋ねたり教えてもらったりする，友達などが困っているのを見たときは，手助けをするなどの具体的な活動を通して，助け合って生活することが必要なことを理解することである。

特に，身近な問題を仲間と話し合う中で，自分の意見を述べたり，相手の意見を聞いたりするなどして，互いの意思の疎通を図ることができるようにすることが大切である。

内容(2)に示した「社会生活に必要ないろいろなきまり」とは，家庭，学校，地域社会など生徒の身の回りを中心とした社会でのきまりを指し，例えば，学校の時間割に沿って行動する，月や週のきまりを知る，道路の右側を歩く，信号にしたがって，道路を横断する，列で並ぶなど，学校や地域社会で円滑な生活を送る上での基本的なきまりが挙げられる。このようなきまりを知り，生活の中でそれを守ることを身に付けていくことが円滑な社会生活を営むためには大切なことである。

「集団生活ときまり」では，自他の人格の尊重，社会的義務や責任の遂行，公正な判断などの内容の基礎的な部分を扱う指導に当たっては，生徒の日常生活の行動と関連付けて具体化するなど配慮する必要がある。

(3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり，それらを利用する。

① 内容(3)は，「公共施設」の観点から示している。

内容(3)は，従前どおりである。

② 「日常生活に関係の深い公共施設」とは，生徒の生活の中で身近な公園，広場，公民館，児童館，市役所（町，村役場），学校，図書館，郵便局，警察署（派出所），消防署，病院などの公共施設を指す。また，「公共物など」とは，学校の共有備品（机，椅子，図書，コンピュータ等の情報機器など），電車，バス，公衆電話などの公共のための物を指し，このほかに，新聞，テレビ，ラジオ，インターネットなどのメディアがある。

「働きが分かり，」とは，それらの公共施設や公共物のおおよその役割や仕組みを知ることであり，「それらを利用する。」とは，自分の生活の中に取り入れることができるようにすることである。生徒によっては，一人で利用できる施設もあれば，家族や友達，教師と一緒に利用して目的を達

成するものもある。ここでは、それらの働きと自分や友達などの生活との関係を知ることにより、公共施設や公共物などが社会生活をより快適に営むのに役立つことを理解することが大切である。

例えば、公園や広場が人々の憩いの場となっていること、市役所（町、村役場）では地域の人々が生活するために必要な様々な仕事をしていること、大規模な小売店では一度にいろいろな品物を買うことができることなどを知り、それらを利用すると社会生活を快適に営むことができることを理解することである。

また、外出するとき電車やバスを利用したり、テレビやラジオで好きな放送番組を視聴したりすることや、情報通信ネットワーク等を活用して興味のある情報に触れることが、快適な生活を送ることに役立つことに気付くようにすることも、その働きを理解するための手立てとなる。

公共施設の指導に当たっては、地域のそれらの公共施設を地図で確認したり、絵地図を作って記入したり、インターネットで調べたり、実際に施設の見学や公共物を利用するなどして、位置と名称と働きを一体的に結び付けることができるようにすることが大切である。

また、ここで取り上げた公共施設を日ごろから家庭でも利用することによって、生徒がより身近なものに感じ、積極的に利用しようとする意識を育てることにつなげることが大切である。

(4) 日常生活で経験する社会の出来事や通信，メディアなどに興味や関心をもち，生産，消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。

① 内容(4)は、「社会の出来事」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の前半部分の「日常生活で経験する社会の出来事に興味や関心をもち、」を、生徒の日常生活において、通信，メディアに係る事項の重要度が顕著になっていることを踏まえ、「社会の出来事や通信，メディアなどに興味や関心をもち、」と改めた。

② 「日常生活で経験する社会の出来事」とは、実際に見聞きした体験などから得られる様々な社会の動きや事件の様子であり、生徒の住む市（町、村）などの地域社会で見聞きする様々な出来事のことである。例えば、居住地付近の出来事、使用している交通機関の様子、季節の話題、地域社会で催される行事などの情報であるが、近隣の様子をとらえるという観点から指導内容を設定することが大切である。

今回の改訂で加えた「通信，メディアなど」とは、新聞，テレビ，イン

ターネット，そのほかの情報を入力する手段を意味している。この場合の情報とは，日常生活で体験する出来事だけではなく，我が国や隣国などの出来事などを含む。これらの中には，中学部の生徒には理解が難しい事項がある場合もあるが，世の中の流れのおよそをとらえるという観点での指導が大切である。

「生産，消費などの経済活動」とは，生産，運輸，販売，消費に関する活動を指し，例えば，米，野菜，果物を作る農家の活動，海で魚をとる漁師の活動，工業製品を作る工場の活動，それらの生産物を市場に運ぶ運送活動，運ばれた生産物を販売する活動などがある。こうした一連の活動の様子を実際に見学したり，テレビ，ビデオ，インターネットなどを活用し，それらの情報に触れることにより，自分の生活とのかかわりについて興味・関心をもつようにする必要がある。

最近では，消費経済の流通形態が変化し，地域にある個人商店や市場を利用することが少なくなりつつあることを踏まえ，清涼飲料水・交通機関の切符などの自動販売機の取扱い，地域の大規模な小売店やコンビニエンスストアの利用など具体的な活動によって，生徒の興味・関心を高めることが必要である。

また，生産，消費などの諸活動は，生徒にとって比較的理解しやすい内容であることから，それらの諸活動を通して，我が国の産業の様子や社会の出来事に発展させていくことが大切である。

(5) 自分が住む地域を中心に，我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。

① 内容(5)は，「地域の様子や社会の変化」の観点から示している。

内容(5)は，従前どおりである。

② 「我が国のいろいろな地域の様子」とは，自分の住む市（町，村）や学校のある市（町，村）を中心に近隣の市（町，村）の地形，主な産業，人々の生活の様子などを指す。中学部では，生徒の生活行動範囲の拡大に合わせて，具体例を基にそれらの地域の様子が，場所によって違うことに気付くことができるようにすることが大切である。

ここでは，自分の住む市（町，村）や学校のある市（町，村）にある産業と比べて，それぞれの地域の特色や様子をとらえることが大切である。また，簡単な絵地図を見たり，交通の路線図などを書いて調べたりする活動を通して，地域の道路の様子やそれがほかの地域と結び付いてい

ることをとらえることができるようにする。これらの活動を通して、地域の様子が場所によって違うことや人々の生活の様子の違いについて理解を深めるようにすることが大切である。

「社会の移り変わりに関心をもつ。」とは、家庭、学校、地域社会など生徒の身近な環境の時間的な移り変わりや人々の生活の変化に気付くことである。ここでは、生活の変化を考える手掛りとして、例えば、地域の郷土館を利用し、昔の衣服や生活の道具と現在の衣服や生活の道具の違いを調べることにより、生活するのに便利なようにいろいろなものが変化していることに気付くようにすることが挙げられる。こうした活動を通して、過去から現代に至る地域社会の生活の変化について、興味・関心をもつようにすることが大切である。

「我が国のいろいろな地域」の生活の中には、そこに住む人々の生活の知恵が生かされていることに気付くようにすることが大切である。また、生活の様子を考える際に、「公共施設」の内容と関連付けると一層理解しやすくなる。

「社会の移り変わり」では、歴史の内容に触れることもあるので、各種の視聴覚教材やコンピュータ等の情報機器を有効に使い、生徒の身近な問題として興味・関心をもつようにすることが大切である。

(6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

① 内容(6)は、「外国の様子」の観点から示している。

内容(6)は、従前どおりである。

② 「外国の様子」とは、外国の自然、気候、風土、人々の生活などを指す。例えば、熱帯、温帯、寒帯地方の人々の衣服、料理の種類、食事の習慣、住居の様子、あいさつの言葉など、そこに住む人々が暮らす生活の様子のことである。これらについて調べることは、外国の文化や習慣を理解し、ものの考え方の違いを考える基礎となる。ここでは、外国の人々の生活の様子を知ることを通して、国内だけでなく国外にまで視野を広げることができるようにすることが大切である。

「世界の出来事」とは、新聞、テレビ、インターネットなどから得られる世界の主な国の政治、経済、文化、スポーツなどの主な出来事を指す。これらの内容は、テレビやインターネットなどを利用して視覚的に理解を深めることができるので、実際の指導に当たっては、それらを活用し、学習を具体的に展開する工夫が必要である。

外国の様子を指導に当たっては、近年、生徒が外国人と接する機会も従前より多くなってきていることから、ALT、留学生、地域に住む外国人などと触れ合う活動を取り入れることにより、世界の人々の暮らしなどに興味・関心をもつことができるように工夫することも必要である。また、総合的な学習の時間と関連をもたせるなどして、適切に取り扱うことも考えられる。

最近では国際的な規模の催事も多くみられ、その際に、我が国をはじめ諸外国の国旗に触れることがあるので、地図などでその国名と位置を確認するなどして、我が国や外国の国旗に対する親しみがもてるようにすることが大切である。また、内容(5)の「地域の様子や社会の変化」とも関連させながら、多様な文化を尊重できる資質や態度を育成していくことが大切である。

なお、諸外国の一部には得られる情報が少ない国もあるので、指導に当たっては、最新の資料を用いることにより、諸外国の様子が実態に即したものとなるよう配慮する必要がある。

第3 数 学（小・中12ページ）

1 数学科の意義

中学部の数学科については、日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての学習を深め、それらを実際の生活場面で取り扱い、生活に生かしていく能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

数学科の内容としては、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、そして「実務」の観点から構成される。特に実務においては、金銭、時刻・時間、暦など、生徒の実生活に関連の深い内容を取り上げている。金銭についての実務の内容は、小学部「生活科」の「金銭」の内容との関連を図る必要がある。

中学部段階において指導される数量的内容は、社会生活などを営むために必要な基礎的な能力となることを踏まえる必要がある。また、生徒の実際の生活や具体的な活動を通して直接的な数量的経験を多くし、生徒の感覚を豊かにするとともに、日常生活における処理能力を高める必要がある。

生徒の数量的感覚を豊かにしたり、生活の中で実際に活用できる力を伸ばしたりするためには、生徒自らが興味・関心をもち、その必要性を感じ、目的意識をもって主体的に理解を深められるように、生徒の実生活に関連した具体的な指導内容を発達段階に即して設定することが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より幅の広い指導内容が設定できるようにする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [数学]）

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、三つの内容で構成されている。

① 「日常生活に必要な」とは、指導される数量的内容が、ものの数を数えたり、現金の計算をしたり、調理実習で材料の重さを量るなど、生徒がよりよい生活を営む上において、また、社会生活や自立のための基礎的な能力として、役立つものでなければならないという意味である。

- ② 「数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、」とは、初歩的な数、量、計算、図や形、位置関係のほか生活に必要な視点からの実務について、基礎的な事柄の理解を深めることである。
- ③ 「それらを扱う能力と態度を育てる。」とは、数量、図形などに関する初歩的な指導内容を日常生活に生かすための技能や、その技能を実際に使おうとする意欲を育てることである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔数学〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の四つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。

① 内容(1)は、「数と計算」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「初歩的な数量の処理や計算をし、日常生活の中で使う。」を、履修内容は、生活において活用することを前提としていることから、「日常生活の中で使う。」を削除するとともに、前半部分に「日常生活における。」を加え、表現を整え、日常生活につながる指導内容を設定しやすくするという視点から改めた。

② 「日常生活における」とは、学校生活や家庭生活などにおけるという意味であり、そうした場においては、基本的には、生活に使うものの数を数える、現金の計算をする、調理で材料の重さを量るなどに役立つ指導内容の設定が大切である。

「初歩的な数量の処理をする。」の「初歩的な」とは、小学部算数科の指導を踏まえ、中学部ではおおむね3位数までの数や量を取り扱う。「数量の処理をする。」とは、数え方の工夫（例えば、はがきやおはじきなどの具体物を10ずつまとめ、さらに、それらを10個集め、その大きなまとまりを100であると把握することなど。）、正しく数える（例えば、操作しやすい素材として紙、封筒、ボルトやナットなどを数えることや1,000までの数え方が分かること。）、やや広い範囲の数の表し方や読み方（例えば、3位数までの222, 220, 202など。）、数の大小、順序及び0の意味（例えば、何もない、空位、基準の位置。）など、数についての理解を深めることを意味している。

「初歩的な計算をする。」とは、2位数以下の加法、減法及び乗法や除法についての基礎的な内容を意味している。「加法、減法の計算」については、それを適用する場の基本的なもの（増加、合併、減少、求差、不足など）を取り上げ、その意味を理解し計算方法を知ることにより重点を置くとともに、筆算形式の定着など計算技能が十分身に付くよう指導することが大切である。また、「数系列」、「10の補数（数の合成分解）」（例えば、文化祭の看板に10個の造花を取り付ける、7と幾つで10になるかなど。）、「単位をそろえることの意味（位取り）」など数の構成についての指導は、この段階から取り扱うことになる。「繰り上がりや繰り下りのある計算」の理解の基礎として必要なものである。

乗法や除法の指導においては、それらが用いられる場と意味の理解が大切である。乗法の場合には「倍」、除法の場合には「等しく分ける」、「幾つに分ける」などの概念を、形式的な計算練習の反復指導のみでなく、様々な日常的な素材の処理を通して、指導することが重要である。

「乗法」の指導においては、小学部の内容「2ずつ、5ずつまとめて数えること」を発展させ、実際の生活で使用する場面が多い「2の段」、「5の段」及び「3の段」の「九九」を取り扱う。「除法」については、小学部の内容「まとめて数える、等分に分ける」などの具体的操作の経験を踏まえて、「等分除」や「包含除」について、2つや5つずつに分けることの意味の理解を十分に図ることが大切である。

数の理解のための指導と計算機を使った計算のための指導は、それぞれ独立して扱われるものでなく、相互に関連させて深め合うものである。計算の結果、正答を出した場合は、成就感や満足感などから意欲や自信を育てることとなるが、ともすれば計算方法という操作のみへの傾倒を招くこともあり得る。また、誤答が続いた場合は、失敗感が重なり、ひいては数学嫌いにも陥りやすい面ももっていることに配慮する必要がある。

また、実生活の上で、計算の意味や計算した結果の使い方等についての理解を図ることが重要である。指導に当たっては、生活の中で加算や減算が必要な場面を設定したり、現金の計算に置き換えたり、やさしいものから始めたりする工夫が大切である。

(2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。

- ① 内容(2)は、「量と測定」の観点から示している。
内容(2)は、従前どおりである。

- ② 「長さ・重さなど」の「など」とは、太い細い，厚い薄い，深い浅い，遠い近い，容積（かさ），広さ，温度など，生徒の生活に関連した量を意味している。

「単位が分かり，測定する。」とは，簡単な単位を用いた間接的な比較ができるということである。具体的には，客観的基準としての「ものさし」，「はかり」，「計量カップ」などを使用した測定方法やそれぞれの単位関係について指導することである。

「長さ」については，日常生活の中での相対的概念である長い短いを発展させ，「cm」や「m」などの単位を用いて数値化してとらえたり，基点を確認した上で，ものさし（30cm，1m）で様々なものを正確に測定したり，直線を引いたりすることなどを取り扱う。この場合垂直方向に測定することになる身長計や20m程度までの長さが測れる巻尺など，日常生活に密着した題材を取り上げることが大切である。また，「100cm」は「1m」であることを指導し，板，布，テープなどを素材として体験的に測定して実感したり，50m走や100m走などの体験を通して理解したりすることも大切である。

「重さ」については，例えば，調理実習などを通して，属性にとらわれず重さを抽出し，「100g」及び「1kg」を取り扱う。また，実際の使用場面で，量感を養うことに留意する。なお，「1kgは1,000gである」という量の単位の関係が理解できなくても，日常生活で使われる単位として，「g」や「kg」という用語に慣れることも大切な指導内容である。

「温度」については，温度計や体温計の目盛りを見て測定するとともに，冷たい，熱い，寒い，暑い，などの体感的理解を手掛かりとして，温度を意識できるようにすることが大切である。また，体温計では，生徒の発達段階により，「〇度〇分」という読み方を取り扱う。

「広さ」については，広い狭いの比較の指導である。例えば，黒板や画用紙のような平面的なものについての広がりを理解するようにする。

「容積（かさ）」については，任意の単位（例えば，バケツ3杯分の水，大きじ一杯分のしょうゆなど。）を用いた比較の指導や基準容器（計量カップ）で正確に計量する技術を指導することにより単位「リットル」を取り扱う。また，商品によって「cc」や「ml」で表されていることも取り扱うことが大切である。量と測定においては，正確に計測したり，測定結果を正しく処理したりする能力が要求されると同時に，数値化されたものが実感としてとらえられ，より合理的な生活が営めるようにすることが大切である。例えば，1mや1kgの感覚をつかむこと，5mや10mの長さにつ

いておよその目測ができることなどである。

(3) 図形の特徴や図表の内容を理解し，作成する。

- ① 内容(3)は、「図形・数量関係」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「図形の特徴や図表の内容を理解し，作成したりする」の「作成」に幅広い内容が含まれていることから，表現を整え，「作成したりする。」を「作成する。」と改めた。

- ② 「図形の特徴を理解し，作成する。」とは，小学部の内容を発展させ，直線や辺，直角に関心をもってその数に着目したり，大きさ調べをしたりするなど，分析的に図形をとらえることである。

具体的には，定規を使って直線を引いたり，直角が分かり，三角定規を使って直角になっているものを探したりすることなどにより，正方形や長方形，三角形の違いについて操作を通して理解することである。また，円の形をなぞって描くなどの具体的な活動を通して，円の性質について理解することなどである。位置関係については「上下」，「前後」，「左右」の3種類を，基準点を押さえて理解できるようにするとともに，例えば，「上から○番目，左から○番目のロッカー」など，具体的な学校生活や社会生活で使えるような理解を深めていくことが大切である。

「図表の内容を理解し，作成する。」とは，例えば，ゲームの結果を○×で表に表したり，絵グラフを作成したりすることや，気温の変化，作業学習における日々の生産量，体重の月ごとの変化などを，棒グラフや折れ線グラフの作成や理解へ発展させるなどの指導のことである。その際，いろいろなグラフに触れるとともに，グラフが，事象の変化や全体の傾向をつかむのに便利であることなどに気付くよう指導することが大切である。

(4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

- ① 内容(4)は、「実務」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「金銭や時計・暦の使い方に慣れる。」の「時計・暦」を，指導内容に幅をもたせられるよう，「時計・暦など」と改めた。なお，金銭に関する内容は，小学部においては生活科の内容として示し，中学部では数学科の実務の内容として示している。

- ② 「金銭などの使い方に慣れる。」とは，簡単な両替をしたり，買い物をしたりすることや，各種カードを利用できるようになることなどを意味し

ている。この段階では、例えば、生活の中での買い物について、現金を適切に出せたり、お釣りをきちんと数えて受け取れたりすることなどを重視する。そのためには、まず貨幣の種類を指導し、現金が正しく数えられるようにするとともに、両替などの等価関係についての理解を図ることが大切である。具体的には、生徒がもつ数概念にこだわらず、1,000円紙幣が500円硬貨2枚に相当するなどのポイントを押さえ、可能な限り、実際の金銭を処理する場を設けて指導する。

また、1,000円、2,000円という数え方を通して、1,000円単位の理解を図るようにする。さらに、例えば、157円の買い物では、200円を支払えば釣り銭がもらえるなど、購入金額以上の金額を支払う場合の概算ができるようにすることが大切である。実際には、例えば、調理の際の食料品、書籍、CDやDVDなど、生徒の興味・関心や生活の中での必要性を重視した買い物指導などがある。

この段階では、将来、社会生活を営む上から、消費についての指導も重要である。中でも、物品には定価があり、購入する際には消費税を含めて支払うことや、計画的な消費をするための預貯金の指導、あるいは小遣い帳の指導などは欠かせない事項である。なお、日常生活での使用頻度が増えている現金や切符に代わる各種カードなどの使用については、個々の生徒の実態や地域性などに応じて指導することが望ましい。

これらの指導を通して、「数と計算」の理解が向上することも期待でき、関連した指導が大切である。

「時計などの使い方に慣れる。」とは、「時計の仕組みの理解」（例えば、長針、短針の動き方、それらが表している意味、文字盤についてなど）、「正確な時刻の読み取り」、「単位関係の理解」などを意味している。時刻の指導では、時と分、ちょうど〇時、〇時半、〇時少し前、そして10分単位、5分単位、1分単位へと細かなステップで指導する。時間の指導では、時刻を読み取り、その上で時間の経過を理解しなければならないため、単なる数の計算でなく、時間を量としてとらえるようにすることが大切である。この場合、学校の時間割、遠足などの日程表、バスの時刻表など、生活と関連付けて指導することが大切である。

「暦などの使い方に慣れる。」とは、カレンダーの仕組みやその使い方、去年、今年、来年などの年の流れ、年号などが分かることである。例えば、〇月〇日は〇曜日、あと〇日で休日、今度の遠足は〇日の〇曜日、来年は西暦〇〇〇〇年（平成〇〇年）など、学校生活の中で日課表や行事予定などと関連付けて指導することが大切である。

第4 理 科（小・中13ページ）

1 理科の意義

中学部の理科は，小学部における生活科の内容との関連を考慮し，生徒の日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き，事物や事象を対象として内容を示している。

中学部では，基本的には，それらに関する初歩的な事柄についての理解を図り，それらを日常生活で生かすことによって，自然や生命を重視する心情や態度を育成することを目標としてきた。

一方，近年，科学技術の進歩はめざましく，生徒を取り巻く生活環境は，便利になってきている反面，地球の温暖化など，自然環境が著しく変化していることから，身近な自然の仕組みや働き，事物や事象に目を向け，自然を大切にしたり，科学的にものごとを考えたりすることが，生徒にとって，より一層求められるようになってきている。

そのため，これまでの理科の目標では，自然の仕組みや働きなどの理解を中心としていたが，今後は，事物や事象への理解を深め，できるだけ科学的に考える態度を養うことも大切となってきた。

理科の内容としては，これまでも，人体のつくりや身近な動植物に関すること，電気，薬品，油脂類などの身近な事物や，生活に関連する機械・器具に関すること，太陽，月などの天体や気象の変化に関することなどを取り上げており，それらを効果的に指導することが求められる。

特に，生徒が，関心をもったり，初歩的な知識を習得したりするためには，日常生活の中で基礎的な体験を重視した具体的な活動の設定が必要であり，指導上の取扱いについては，その点に留意する必要がある。

2 改訂の要点

- (1) 目標は，生徒が身近な自然の仕組みや働きを大切にするだけでなく，事物や事象を含めて，できるだけ科学的に考えることも重要となっている視点から改めた。
- (2) 目標の改訂を踏まえるとともに，生徒の知的障害の状態等を考慮し，より具体的な活動を設定しやすくする視点から内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [理科]）

1 目 標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にすることを育てる。

- (1) 目標は、従前の「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き」を、自然に関する事柄だけでなく、事物や機械・器具などに関する事柄の指導も重要であることから、「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなど」として範囲を広げた。また、生徒の知的障害の状態等を考慮した科学的な見方などの指導も重要であることから「科学的な見方や考え方を養うとともに」を加え、さらに、「自然を愛する豊かな心情を培う。」を、具体的な活動を設定しやすくするために、「自然を大切にすることを育てる。」と改めた。
- (2) 目標は、四つの内容で構成されている。
- ① 「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなど」とは、人体のつくりやその機能、栽培している植物や飼育動物のほか、通学途上に見られる動植物などの身近な生物の様子、電気、薬品、電気器具などの身近な事物や機械・器具のおよその構造や役割、気象などの自然現象である。
 - ② 「初歩的な事柄についての理解」とは、基本的な理解であり、その根元的な原因や要因までを求めるものではなく、例えば、音声をとらえる器官、消化器官、植物の種子－発芽－花－実－種子、電気器具の役割やコード、スイッチなどの、基本的な構造の理解である。
 - ③ 「科学的な見方や考え方を養う」とは、日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物・事象などについて、できるだけ客観的にとらえたり、予測したりする力を身に付けることである。例えば、雲の様子から天気の変化を予測したり、気温や温度を数値で概括的に理解したりすることなどである。また、熱くなったものの冷え方や、日常生活で使用する道具の仕組みや働きが概括的に分かることなどである。
 - ④ 「自然を大切にすることを育てる。」とは、自然や動植物を大切にしようとする心情と態度を育てることであり、具体的には、植物を大切に育てること、動物をかわいがること、ごみや廃棄物を正しく処理することなどができるような心情に基づく実践的な行動を求めることである。前段の「日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解」を図ることにより、それらを大切にすることをすることができるようになることをねらいとしている。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [理科]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」、「自然」の四つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。

① 内容(1)は、「人体」の観点から示している。

内容(1)は、従前どおりである。

② 「人の体の主なつくりや働き」とは、人体を構成する目、耳、頭、手、足などの外形的にとらえやすい身体の各部位の構造やそれらの働き、また、肺、心臓、胃腸などの身体内部の器官の構造とそれらの働きである。

身体内部の器官の働きに関連して、具体的で理解しやすい事柄としては、食事と排せつ、呼吸、心拍などがあり、また、病気やけがのおよその症状、病気に関係するかびや細菌などのほか、消毒の働きや日常用いる医薬品、食品と栄養の関係などがある。

「関心をもつ。」とは、例えば、心音を注意深く聴くことなどであり、身体のかつくりや働き、日常で見られる健康に関する事柄に触れ、気付くことである。また、病気やけがの処置を興味深く観察したり、処置の結果に気付いたり、栄養のある食品があることに気付いたりすることなどである。

「人の体の主なつくりや働き」に関する指導では、身体のか動きや働きを、実際に目にしたり、体感したりできるようにするなどの活動や、医薬品等には正しい用法や取扱いがあることを知ることが大切である。

(2) 身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。

① 内容(2)は、「生物」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「身近な生物の成長及び活動の様子に関心をもつ。」の「身近な生物の成長及び活動の様子」を、生物の成長の状況だけでなく、その生物そのものの形状等の特徴などにも関心を深めることが重要であることから「身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。」と改めた。

② 「身近な生物」とは、学校や公園、通学途上などで見られる動植物であり、特に身近な生物は、学級園で栽培している植物や飼育している動物な

どがある。

「生物の特徴，その成長及び活動の様子」とは，例えば，身近にある主な植物の名称や特徴，身近にいる動物の習性や特徴，種子をまき発芽した植物の成長や，活動状況，開花や落葉などの植物の変化，幼生期から飼育した動物などの状況である。

「関心をもつ。」とは，例えば，動植物の変化の様子に気付いたり，興味をもって観察したり，関心をもったりすることなどがある。

「身近な生物の特徴，その成長及び活動の様子に関心をもつ。」に関する指導では，実際に動植物を見たり，触れたりするなどの直接的な体験が重要である。また，動植物に自然に触れることができるようにするためには，実際に植物を育てたり，動物を飼育したりするなどの活動が大切である。

(3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。

① 内容(3)は，「事物や機械」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「身近な事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。」の「身近な」を，日常生活における活動を重視する観点から「日常生活に関係の深い」と改めた。

② 「日常生活に関係の深い事物の仕組みと扱い」とは，例えば，日常生活で扱う電気，洗剤や石けん，砂糖や塩，サラダ油や天ぷら油などの食品，プロパンガスや都市ガスなどの熱源，コインやスプーンなどの金属，食品容器等に用いられるプラスチック，食器や鏡などに用いられるガラスなどの性質や用途，実際に使用する手順，保管や保守，取り扱う際に留意することなどについて，基本的な事項を知ることである。

「(日常生活に関係の深い) 機械・器具の仕組みと扱い」とは，自転車，ドリルや糸のこなどの機械類，懐中電灯や扇風機，洗濯機などの日常生活で使用する電気器具などについて，概括的に分割された構造部とそれらの取扱いを指している。例えば，自転車は車輪（タイヤ）部，ハンドル部，サドル部など，扇風機はスイッチ部，モーター部，羽根など，電動糸のこはモーター部，糸のこの取付け部，切る材料を載せる部分などで構成されていることを知ることである。また，取扱いについては，正しい使用法，保管や保守，取り扱う際に留意することなどについて，基本的な事項を知ることが大切である。

「日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱い」についての指導では、日常生活で扱うことができる道具などを実際に使用するなどの活動を重視する必要がある。また、機械・器具を扱う際には、特に、事故の発生を防ぐために、安全に留意するとともに、事前の点検等を怠ることのないようにすることが重要である。

なお、初歩的な知識の習得を目標とする場合には、課題が負担過重にならないように留意する必要がある。

(4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

① 内容(4)は、「自然」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

② 「自然の事物・現象」の「事物」には、水や土のほか、雨、雲、海、山、川、太陽、月、星などが挙げられる。「現象」は、気象の変化、太陽や星の動き、地震などである。

「興味を広げ、」とは、身近な自然の事物・現象が変化することについて関心をもつことである。

「日常生活との関係を知る。」とは、自然の事物・現象が日常生活に与える影響を概括的に理解することであり、例えば、「生物が生きるには水が必要である。」、「植物が育つには、土壌や温度などが関係している。」、「魚は海や川に生息していて、そこでとれる。」、「雲が出てきたので、雨が降る。」、「冬には寒いので、雪が降る。」、「夜になると太陽が沈み、暗くなるので月や星が見える。」などである。

「自然の事物・現象」に関する指導では、日常生活との関連性を重視し、指導に際しては適切な時期や場所を選択し、生徒が事物等と実際に触れるなどの活動に取り組めるよう配慮する必要がある。

第5 音楽（小・中13ページ）

1 音楽科の意義

中学部の音楽科では、思春期の心情面を考慮し、生徒が充実感や満足感を味わいながら、自己表現力を豊かなものに広げ深めることが大切である。

中学部では、小学部で培った基礎的な指導内容の定着を図るとともに、表現及び鑑賞の能力を培い、生徒の発想や着想を生かすことによって、音楽についての興味・関心を深めながら、生活と音楽の関連を図り、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てることを目標としていることが特徴である。

音楽科の内容としては、①自分の歌や演奏を再生して聴いたり、自然音、生活音、あるいは、あまり聴いたことがない楽器の音色に興味をもって聴いたりするなどの鑑賞に関する事、②リズムに合わせたり、曲想にふさわしい表現をしたり、フォークダンスや民謡を踊るなどの身体表現に関する事、③打楽器や旋律楽器を使って、簡単な楽譜や絵譜などを見ながら、独奏や合奏をするなどの器楽に関する事、④気持ちを込めて歌ったり、伴奏に合わせて斉唱や簡単な輪唱をしたりするなどの歌唱に関する事が取り上げられる。

中学部段階の生徒には、自由な発想を生かした自己表現活動を通して活動の幅を広げたり、発達の段階等を考慮して、生活に結び付いた表現活動や鑑賞活動を取り上げたりすることが大切である。また、指導に当たっては、ほかの教科等との関連を図り、音楽活動の日常化や生活化を図ることが重視される。また、「聴き分ける」、「見分ける」などの課題の達成や、音楽を用いて十分に心を開放し、社会性や協調性を養うようにすることが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、例示を増やすなど、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔音楽〕）

1 目標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 目標は、三つの内容で構成されている。

- ① 「表現及び鑑賞の能力を培い、」とは、「表現」については歌唱，身体表現，器楽の三つを示しているが，表現と鑑賞は別々に行うということではなく，むしろ，すべてを統合的に扱うことが重要である。「能力を培い」とは，生徒一人一人が小学部で身に付けた基礎的な能力を，楽しく音楽とのかかわる活動を通して，経験的に高めるということである。すなわち，音楽を特徴付けている様々な要素を聴き分けたり，曲全体の曲想を感じ取ったりする能力を身に付けることなどである。
- ② 「音楽についての興味や関心を深め、」とは，音楽を表現する喜びと共有できる喜びを実際に体験することを重視し，声の出し方や楽器の演奏の仕方に興味を深めながら，音をいろいろ工夫して，自分自身の音楽を創り，自ら音楽活動をする意欲を喚起することなどである。
- ③ 「生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。」とは，音楽活動の楽しい体験を積み重ねることで，自己表現活動を促したり，人とのかわりを活発にし，生活の中に音楽を生かしたりすることなどである。また，音楽の時間で学習したことを，ほかの授業や学級内での音楽的な活動に生かすなど，積極的に生活の中で生かす態度と習慣を育てることができるようになることである。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [音楽]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「鑑賞」，「身体表現」，「器楽」，「歌唱」の四つの観点から示している。

(2) 内容

(1) いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。

① 内容(1)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「いろいろな音楽を楽しく聴く。」を，ふだん聴いたことがない音を聴くことも大切であること，また，より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から，「いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。」と改めた。

② 「いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。」とは，バイオリン，チェロ，コントラバス，ハープなどの弦楽器の音色，フルート，クラリネット，トランペット，ホルンなどの管楽器の音色，ドラムなどの打楽器の音色など，曲の中で用いられている楽器の特徴的な音色に興味を

もって、積極的に聴くことである。

その際、自分の好きな音楽を選んだり、旋律を覚えたりすることや、自分の好きな歌や演奏を視聴覚機器によって聴くなど、進んで音楽を聴こうとする意欲や態度を身に付けることが大切である。

また、小学部で培ってきた鑑賞の力を基盤として、郷土の伝統音楽、我が国の民謡、世界の民謡、組曲、交響曲などの多様な音楽を聴くことによって、その曲の雰囲気や曲想を感じ取ることも指導内容として挙げられる。さらに、聴き慣れた音だけではなく、ふだん聴いたことがないような様々な楽器の音色の違いに関心をもって聴いたり、自然音や生活音に興味をもって聴いたりするなど、生活の中で様々な音を聴いて楽しむ習慣をもつことなども挙げられる。

鑑賞の能力を培うに当たっては、音楽を部分的に扱うのではなく、常に曲全体を味わい、音楽を聴くことに親しみをもつようにすることや、生徒一人一人の多様な感じ方を大切に、積極的な鑑賞活動を進めるよう配慮することが大切である。

(2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。

① 内容(2)は、「身体表現」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

② 「音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、」とは、音楽の曲想や雰囲気を感じ取り、イメージをつくりながら、自由に身体表現することであり、その際、一人一人の個性を生かし、表現活動の幅を広げ、自ら表現しようとする意志や心情を大切にすることが重要である。

「リズムに合わせて身体表現をしたりする。」とは、リズムの違いや特徴をとらえて身体表現をしたり、歌のゲームを楽しんだり、知っているフォークダンスを踊ることが挙げられる。また、民謡や世界の音楽などの特徴を感じ取りながら、相手の気持ちやリズムに合わせて踊ったり、踊りを通じて心の交流を深めたりすることの楽しさを味わうようにすることを重視する。

身体表現をすることは、生徒を精神的に開放し、のびのびと体を動かすことは快いものであり、心身の諸機能を高めるためにも有意義な活動である。生徒が自由な表現をするためには、指導方法の固定化を避け、生徒の興味・関心に応じられる弾力的な指導が必要である。

なお、交流及び共同学習の機会などに、ダンスや民謡などを用いることは、社会とのかかわりをもつ上で有効な活動である。

(3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。

① 内容(3)は、「器楽」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「打楽器や旋律楽器を使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。」を、生徒が様々な楽器にかかわれるような指導内容を設定できるようにする視点から、前半部分を「打楽器や旋律楽器などを使って、」と改めた。

② 「打楽器や旋律楽器など」とは、小学部段階で取り入れた楽器に加えて、我が国の伝統的な打楽器である和太鼓や弦楽器である琴、コンガ、ボンゴ、マラカスなどの世界の様々な楽器、マリンバ、鉄琴や電子ピアノなどの旋律楽器、雨の音や波の音、風の音などを出す楽器等である。

「自由に演奏したり、」とは、楽器を組み合わせで自分で音をつくったり、曲をつくったり、手作り楽器をつくって即興演奏をするなど、自分の個性を生かしながら、自分で表現することを示した。

「合奏や独奏をしたりする。」とは、打楽器や旋律楽器などを用いて、友達などと一緒に演奏したり、一人で演奏したりすることである。器楽の指導に当たっては、力をコントロールして強弱やアクセントを意識しながらリズム感覚を育てるとともに、楽器の音色や特色を生かし、楽曲に合った組合せを工夫して演奏できるように指導することが重要である。

なお、合奏に当たっては、テンプルブロック（音階木魚）、トーンチャイム（音階響きバー）やベルハーモニー（卓上ベル）、サウンドブロック（響く木琴）などの楽器や、リードを交換して一音一音を別々に出せる笛を使うなどして、旋律や和音の一部を演奏し、友達と一緒に演奏する喜びを共有できるよう配慮することも大切である。

生徒が進んで、新しい音や音楽を創り出していく学習を展開できるように指導内容・方法を工夫することが重要である。特に、生徒の主体性を重んじ、自分なりの奏法を工夫することで、いろいろな楽器に親しみ、かかわることを重視することが大切である。また、器楽指導では、技能が重視されがちであることから、個々の生徒の能力を考慮し、負担過重にならないよう配慮する必要がある。

なお、併せて正しい楽器の扱い方や収納方法などについて指導すること

が大切である。

(4) 歌詞やリズムなどに気を付けて，独唱，斉唱，簡単な輪唱などをする。

① 内容(4)は，「歌唱」の観点から示している。

内容(4)は，従前どおりである。

② 「歌詞やリズムなどに気を付けて，」とは，歌詞を正しく覚え，歌詞の表す情景や曲想について，生徒が見たことのある風景や経験したときの感情などを話し合い，一人一人が具体的イメージをもち，歌詞の内容を理解し，気持ちを込めて表現できるようにすることである。また，はっきりした音声で音程を整え，正しいリズムで歌うという音楽の基礎的な能力を基に，自信をもって自ら進んで歌うようにすることである。

「独唱，斉唱，簡単な輪唱などをする。」とは，教師や友達の歌や伴奏の響きを聴きながらきれいな歌声を意識したり，相手に合わせて，自分の声をコントロールしたりしながら歌うことである。特に，この段階では，いろいろな歌を聴いたり，歌ったりすることにより，知ってる歌，好きな歌，歌える歌の範囲を広げていくことが大切である。また，生徒の歌唱力を高める方法としては，友達や教師の歌やCDなどで美しい歌をより多く聴かせる機会を設定することが考えられる。特に，中学部段階では，歌うことを恥ずかしがる場合もあるので，一度に多くのことを生徒に求めないよう配慮し，生徒の主体的活動を重視していくことが大切である。

第6 美術（小・中13ページ）

1 美術科の意義

中学部の美術科は、小学部図画工作科の初歩的な造形活動の経験に基づいて、基礎的な表現力及び鑑賞力を伸ばし、豊かな情操を培うことを目標にしている。

造形活動は、ものの美しさを感じ取る感性を養い、創造力の基礎となる主体的な表現力や制作能力を伸ばして造形の喜びを味わい、これらの力を生かして豊かな生活を営むことができるような人間性をはぐくむものである。内容は、知的障害のある生徒の実態等から、表現と鑑賞の2領域に材料・用具の領域を加えて示しているのが特徴である。

中学部の段階では、基礎的な表現活動、表現に必要な造形材料・用具の扱い、鑑賞を取り上げ、生徒が本来的にもっている欲求に基づく表現活動と、自他の作品や造形品などへの関心を高めて豊かな感性を養い、人間らしさを培うことが重視される。

美術科の指導においては、主体的に表現し鑑賞する能力や態度を育てることを通して、意思表出の働きを助長したり、様々な知識や技能を習得したりすることなどについても重視することが大切である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容を設定できるよう内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔美術〕）

1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

(1) 目標は、従前どおりである。

目標は、二つの内容で構成されている。

- ① 「造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、」とは、小学部の図画工作科における初歩的な造形活動で培った造形表現や鑑賞への関心を基にして、生徒の主体的な造形活動を一層深めて、基礎的な表現及び鑑賞の能力を高めることである。

造形活動は、図画工作科の造形遊びから主題がはっきりした造形へ、楽しくのびのびとした活動から自分の心情や考えを表現する活動へ発展す

る。また、表現と鑑賞が一体的に機能して活動が深まり、自他の作品に対する関心とあいまって表現が豊かになる。したがって、表現と鑑賞の不可分な関係に留意しつつ、造形活動に関する知識や技能などの能力を培い、態度を育てることが大切である。

このように、中学部の美術科では、造形活動の主題が次第に明確になっていくことから、表現活動においては、絵画、彫刻、デザイン及び工芸が、鑑賞においては、自他の作品及び自然や造形品が扱われ、表現方法や鑑賞の対象が豊かになる。

- ② 「(造形活動によって)豊かな情操を養う。」とは、造形活動と情操の関係を示しており、造形表現や鑑賞活動を高めることによって、人の感情の一種といわれる情操、すなわち、美しさ、よさ、優しさなどに向かう最も人間らしい意思や感情が豊かになることである。

中学部の美術教育では、造形活動を通して、より楽しく、よりよく、より美しくと感じ取る感性を養い、豊かな情操を培うことが大切である。

4 内容（第2章第2節第2款第1 [美術]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の三つの観点で構成されている。中学校の美術科では、「表現」と「鑑賞」の2領域で構成され、基本的には観点をこれに合わせているが、中学部では、「材料・用具」に関する観点を加えている。

(2) 内容

(1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。

- ① 内容(1)は、「表現」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の後半部分の「かいたり、つくったり、飾ったりする。」を、中学部の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、活動の目的を明確にする視点から、「絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」と改めた。

- ② 「経験や想像をもとに、」とは、造形表現で取り上げる題材の所在を示しており、小学部の図画工作科の表現に関する指導内容で扱う、見たこと、感じたこと、想像したことのそれぞれの観点は同じであるが、中学部の段階では、経験の量的違いや想像の豊かさを踏まえた表現の広がり指して

いる。

「計画を立てて、」とは、主題やテーマの決定、表現に適した材料や用具の準備、表現のイメージなど、作品完成までのおおよその見通しをつけて活動することである。

「絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」とは、中学部段階の発達の程度や状態に見合った表現活動のことである。

絵をかくことに関する指導内容は、生徒の知的な発達や感じ方、表現活動の経験などを生かし、対象をよく見て、色や形などの特徴をとらえたり、感じたことを材料や絵の具の性質、用具の特長を生かしたりして表現することである。絵のほかに、版画にすることやポスターのデザインをすることなどが挙げられる。

表現においては、主観性の強い表現に加えて、客観的に目的に合わせて表現することが必要な指導内容も取り扱われる。例えば、自然の形や幾何学的な形を並べたり、繰り返したりして、模様や装飾に関心をもち、伝達機能をもつポスターなどの平面デザインでは、知らせる事項を考え、色や形の組合せを工夫するなどして表現することなどである。

絵や版画の題材としては、静物や風景の観察や描写、学校行事や社会行事などの印象、想像画などがあり、版画の方法としては、木版、ゴム版、リノリウム版などがある。デザインの題材としては、ポスター、案内表示・標識、表紙装丁デザイン、カット、模様・装飾などがある。

作品をつくることに関する指導内容は、主に、彫刻などの立体に表すこと、生活に役立つ器物をつくることなどであり、生徒の感性や、材料の性質や用具の特長を生かして表現したり、工芸品の制作などでは制作工程や手順が分かり、完成の見通しをもってつくったりすることである。

彫刻や立体の題材としては、人、動物、乗り物、建物などが、工芸品の題材としては、箱、筆立て、ペン皿、焼き物の器物などが挙げられる。

表現の方法としては、塑像や焼成工程のある器物の活用、いろいろな造形材料の性質を生かした加工、塗装加工などが挙げられる。

飾ることに関する指導内容は、つくった作品を教室や廊下の掲示板上に展示することや、実際に使用して、造形表現が生活に役立つことを経験し、関心を深めたり、愛着心をもって扱ったりすることである。

なお、中学部段階の造形活動は、扱う材料や用具が多くなり、その制作過程では電動糸のこ盤のような動力機械の使用もあることから、職業・家庭科の指導内容「道具や機械の扱い方が分かり、安全に作業や実習をする」の学習と合わせて、安全への関心を高め、適切な使用により、造形活動が

一層楽しくなることを経験できるようにする。

(2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。

① 内容(2)は、「材料・用具」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

② 「いろいろな材料や用具など」とは、小学部の図画工作科の「材料・用具」に関する経験を生かし、更に表現しようとする意図や、飾ったり、使ったりする用途や目的に合わせて取り扱う材料や用具のことである。

いろいろな材料とは、絵にかいたり、版画にしたり、平面のデザインをしたりする際の材料や絵の具などのほか、つくる表現活動で取り扱われる主な材料は、粘土、紙、石、布、木、金属、プラスチック、リノリウム、ニス、水性・油性塗料などである。また、これらの材料のほか、建築、土木工業用の資材なども、その対象にすることが可能であり、表現の目的に合った材料の選択肢を広げる観点で取り上げることが大切である。

主な用具は、水彩用具、塗装用具、接着剤、彫刻刀、簡易な木材・金属加工用具、糸のこ盤や研磨機などの電動工具などが挙げられる。

「扱い方を理解して使う。」とは、上記に挙げた材料や用具の性質や機能をよく知って使うことである。扱い方を理解するには、いろいろな材料や用具などを繰り返し経験することであり、それによって、性質や機能を理解するばかりでなく、同時に技能も習得される。

なお、材料や用具を扱う経験は、造形活動を活発にし、創造活動の基礎的な能力を培う観点から重要な指導内容である。中学部段階では、扱う造形材料や用具の種類が増え、その扱い方も多様になる。材料では硬質の素材や油性の塗料、溶剤の扱いに、用具では刃物や電動工具の取扱いに関して危険を伴うので、安全管理に留意しなければならない。

指導に当たっては、適切な扱いが安全確保につながることを理解させ、目的以外の用具の使用を禁じるなど、約束事を明確にすることが大切である。

また、用具の操作の難易度が、生徒の手指等の機能や活動の理解の状態などに応じたものであることに留意することが大切である。

(3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

① 内容(3)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「自然や造形品の美しさに親しみをもつ。」の「美しさ」を、美しさだけでなく、表現や形状の面白さにも関心をもつことが必要であることから、「美しさなど」と改めた。

- ② 「自然や造形品」とは、自然の風景や人がつくり出した絵画，彫刻，デザイン，工芸などの作品である。

「美しさなどに親しみをもつ。」とは、自然や造形品の美しさ，それらの色や形の特徴の違いに気付き，面白さなどを味わうことである。

自然や造形品の美しさに親しみをもつ基礎的な鑑賞を深めていくためには，季節や気候によって変化する自然に関心をもち，景色の形や彩りの美しさを感じたり，造形作品に表現されている色や形，用途や装飾などに関心をもって，表現の面白さや美しさを感じたりすることである。

そのためには，ふだんから鑑賞の環境を整え，生徒の作品や名画などに触れる機会をつくるように配慮するなどして，遠足などの校外学習と関連させて自然の美しさに触れたり，校内の作品展などと関連させて重点的に鑑賞したりできるようにすることが大切である。

第7 保健体育（小・中13ページ）

1 保健体育科の意義

中学部の保健体育科では、小学部段階の基礎の上に立ち、自己の運動技能・体力に応じた適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てることを目標としていることが特徴である。運動を実践していくことは、運動技能を高めるばかりでなく、生活への積極的な態度も養い、望ましい人間関係の形成を促すことになる。また、体育指導によって身に付いた力は、健康・安全で自律的な生活を営む習慣形成の確立につながっていくものである。

保健体育で取り扱う内容としては、体づくり運動、スポーツ、武道、ダンスなどの運動及び保健がある。

中学部段階では、確実な運動ができるように指導を充実することにより、運動に対する興味・関心を広げ、筋力、持久力、調整力等の全身的な体力の充実を図ることが重要である。また、保健体育の学習で身に付けた知識や運動能力は、学習や生活の効率をよくし、社会自立に必要な体力をはじめ、判断力、責任感、協調性などを育成することにつながり、さらには、情緒の安定を図り、社会性を豊かにすることが期待されるものである。

保健の指導に関しては、小学部の生活科の中の「基本的生活習慣」、「健康・安全」などの指導内容との関連に配慮しながら指導を行う必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動を設定する視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔保健体育〕）

1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、四つの内容で構成されている。

① 「（適切な運動の経験）を通して、」とは、生徒の特性と心身の発達にふさわしい各種の運動を行い、それらの運動を行う練習の順序や集団で運

動する時のきまりを守り，仲間との望ましい交友関係などを通して社会の一員としての自覚をもつことを意味している。

- ② 「健康・安全についての理解を通して，」とは，保健に関する初歩的な事項を理解することにより，自主的に健康や安全の管理ができるようになることを意味している。
- ③ 「健康の保持増進と体力の向上を図る」とは，身体運動を個人に適した内容と量で行うことによって，強く活動力のある身体をつくることである。
- ④ 「明るく豊かな生活を営む態度」とは，体育を通して身体的，知的，情緒的，精神的，社会的な面が徐々に発達し，社会自立に必要な態度を身に付け，また，余暇活動を通して，健康で自律的な生活を営む態度のことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔保健体育〕）

(1) 内容の構成

内容は，「いろいろな運動」，「きまり」，「保健」の三つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 体づくり運動，簡単なスポーツ，ダンスなどの運動をする。

- ① 内容(1)は，「いろいろな運動」の観点から示している。

内容(1)は，従前どおりである。

- ② 「体づくり運動」は，「体ほぐしの運動」と「体力を高める運動」で構成されている。

「体ほぐしの運動」は，いろいろな手軽な運動やリズムカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，自分や友達の体の状態に気付き，体の調子を整えたり，友達とかかわったりする運動である。

「体力を高める運動」は，体の柔らかさや巧みな動きを高めるための運動と，力強い動きや動きを持続する能力を高めるための運動である。腕の屈伸や前・上下・左右突き，内外回旋，ひざの屈伸や脚の前振りや開閉跳び，前後・左右への開脚，体の前後屈・側屈・ねん転，回旋，短縄跳び，長縄跳び等をしたたりする。また，これらの動きを曲に合わせて行うラジオ体操等を身に付けておくことは，将来の職場適応や余暇利用として役立つことが多い。

スポーツとしての特性をもった領域としては、陸上運動、水泳、球技、武道、器械運動等がある。なお、このほかに、スキー、スケート等の運動もあるが、実施できる地域が限られているので、地域の特性を考慮する必要がある。武道に関しては、生徒の実態に応じて、相撲等を適宜取り扱うことが挙げられる。簡単なスポーツとしては、規則やきまりの少ないもので、それらの指導内容の程度が高度でないものが挙げられる。また、種目によってルールを単純化したり、用具を工夫したりすることなどによって、易しいゲームや運動として、生徒が十分に楽しみ、体を動かすことができるものとなる。

陸上運動では、全力疾走をしたり、速度や方向を変えて歩いたり走ったり、かなり長い距離を走ったりすることなどがある。また、物を持ったり、かついだりして走ったり、幅広い障害物を跳び越えたり、約束を守ってリレーのバトンパスをしたりすることなども挙げられる。

水泳では、水の中で伏し浮きやけ伸びをしたり、補助具を使って顔を水に付けてばた足をしたりすることなどが挙げられる。

球技では、簡易ルールで、フットベースボール、ティーボール、サッカー、バスケットボール、バドミントン、卓球などが取り上げられるが、この場合、例えば、バスケットのゴールの大きさや高さを変えたり、バドミントンのシャトルの代わりに風船を使用したりするなど、使用する用具やルールを生徒の実態に応じて工夫し、生徒がスポーツを楽しめるようにすることが大切である。

器械運動では、低鉄棒で足抜き回りをしたり、高鉄棒にぶら下がって体を前後に振って跳んだりする。跳び箱で腕立て跳び越しをしたり、マットで前転後転や開脚前転後転をしたり、平均台の上で方向転換をすることなども挙げられる。

ダンスでは、音楽に合わせて、自由に身体表現する能力や態度を育てるために、音楽的領域（リズム）を工夫するとよい。また、簡単なフォークダンスや民謡なども含まれる。

(2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。

① 内容(2)は、「きまり」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「きまりや簡単なルールなどを守り、互いに協力して安全に運動する。」について、きまりとルールを区分して、具体的

な指導内容を設定しやすくする視点から、前半部分を「きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、」と改めた。また、「互いに協力して」を平易に、かつ、分かりやすくする視点から、後半部分を「友達と協力して安全に運動する」と改めた。

- ② 中学部の段階では、様々な種類のスポーツが取り上げられる。この場合、生徒の実態等から、ゲームの一般的なルールをそのまま適用するのではなく、ルールの数を少なくしたり、基準を緩めたりした簡易なルールを設定するなどの工夫をすることが大切である。このことによって、生徒の興味・関心、意欲を喚起することができる。

また、スポーツの実施に当たっては、友達と協力することが大切であり、それが安全につながることを理解して運動できるようにすることが必要である。なお、「ルールなど」の「など」は、水泳の際の「心得」を意味している。

(3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

- ① 内容(3)は、「保健」の観点から示している。
内容(3)は、従前どおりである。
- ② 保健に関する内容は、小学部の生活科における「基本的生活習慣」や「健康・安全」の指導を踏まえて、進めることが大切である。

中学部段階では、身体測定の結果や性徴を通して体の発育に関心をもち、身体各部の働きを知ったり、運動やゲームの後で汗をふいたり、うがいをしたりするなど、病気の予防や健康な生活に必要な習慣や態度を身に付けることが大切である。

また、進んで身体及び身の清潔に気を付けたり、寒暖に応じて着衣を調節したりすること、体調を考えて適度な運動をしたり、施設や用具の安全な使い方を知り、けがのないように気を付けて行動したりすることができるようにする。

さらに、栄養が偏らないようにバランスのとれた食事をし、食べすぎないようにして健康的な生活を送ることができるようにすることが大切である。なお、必要に応じて、小さなけがの処置や病気の際には、消毒薬や体温計を適切に使ったり、薬を指示に応じて服用したりできるようになることなども大切である。

一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、また、身体的成熟や心理

的な発達に合わせて、女子の初潮や月経の処置等に関する指導や男子の精通への対応など、性に関する指導を行う必要がある。性に関する指導を行う場合は、生徒個々の知的障害の状態等に応じて、適切な指導内容を設定し、家庭との密接な連携・協力の下に行っていくことが大切である。

保健の指導内容は、特に、家庭等との連携を密にしながら、生涯にわたってその能力や態度を育てることが大切である。また、家庭科の指導内容と関連付けながら、指導する必要がある。

なお、運動に関連した事故は、学校の管理下における事故災害の中で最も多い。事故を防止するためには、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境の整備を十分に行い、器械・器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。また、体育の時間には、生徒は開放的になり動きが活発になるため、不慮の事故を起こさないように、安全管理の面から細心の注意が必要である。特に、水泳指導においては、生徒の健康状態や体調、気温、水深、水温、水質などに十分に留意するとともに、指導体制や監視体制の整備を図ることが重要である。

第8 職業・家庭（小・中13ページ）

1 職業・家庭科の意義

中学部の職業・家庭科は、職業生活や家庭生活に関連の深い内容を一つのまとまりとした活動に取り組み、健康で明るく豊かな職業生活と家庭生活の両方が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要で基礎的な知識と技能を習得し、それらを日常生活や実習などで生かすことによって、実践的な態度を育成することを目標としていることに特徴がある。なお、中学部の職業・家庭科は、小学部の「生活科」の観点である「役割」や「手伝い・仕事」の内容との関連で示されている。

職業・家庭科の内容としては、働く喜びを味わうなどの働くことの意義に関すること、職業に就くための基礎的な知識に関すること、道具や機械の使い方に加え、材料の扱いや安全・衛生に関すること、役割の理解と協力に関すること、産業現場等における実習に関すること、楽しい家庭づくりのための協力に関すること、家庭生活に必要な被服、食物、住居に関すること、情報機器等の扱いに関すること、余暇を過ごす方法に関することが取り上げられている。

一般的に、職業教育は、特定の職業に就くために必要な知識、技能及び態度を身に付けることができるようにするものであるが、知的障害のある生徒に対する教育においては、これまで、将来の社会参加を目指し、社会人や職業人として必要とされる一般的な知識・技能及び態度の基礎を身に付けるようにすることを重視している。したがって、職業・家庭科は、将来の職業生活や家庭生活を見通し、自立的な生活に必要なことが内容となっており、それらの内容に関する実習を通して知識や技能の習得を図ろうとすることに特徴がある。

また、職業・家庭科においては、作業や実習など体験的な活動を通して学ぶことが特色であること、ほかの教科等と関連の深い内容が多いことなどに留意する必要がある。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動が設定しやすくする視点から、内容を改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1 [職業・家庭]）

1 目標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとと

もに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、三つの内容で構成されている。

① 「明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにする。」とは、働くことに関心をもち、将来は働くことを中心とした生活になること、社会の中で自己実現をするには働く生活が大切であることが分かるようにすることである。さらに、家庭生活においても、家族のそれぞれの役割や立場が分かり、家庭生活における自分の役割を果たすことによって家庭が成り立っていることが分かるようにすることである。「明るく豊かな」は、職業生活と家庭生活の両方で重視することに留意する必要がある。

② 「職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図る。」の「職業生活に必要な基礎的な知識と技能」とは、職業に就くためには、知識や技能が必要であり、道具や機械の使い方、材料の取扱い、衛生や安全に気を付けること、自分の役割や協力の仕方などが分かり、コンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れ職業や進路に関心をもてるようにすることである。

「家庭生活に必要な基礎的な知識と技能」とは、被服、食物、住居などを処理する基本的なことが分かり、それらを処理する技術のことである。家庭で使われている情報機器の扱いに慣れることや余暇の有効な過ごし方を知ることにも含まれる。

③ 「実践的な態度を育てる。」とは、職業生活や家庭生活の両方の大切さが分かり、作業や実習などの体験的な活動を通して、自分の力を発揮して働くことができるようするとともに、よりよい家庭生活をつくろうとする意欲をはぐくむことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔職業・家庭〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「働くことの意義」、「職業に関する基礎的な知識」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「産業現場等における実習」、「家庭の役割」、「家庭に関する基礎的な事項」、「情報」、「余暇」の九つの観点から示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「道具や機械」を「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」とした。

(2) 内容

(1) 働くことに関心をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。

① 内容(1)は、「働くことの意義」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「働くことに関心をもち、働く喜びを味わい、作業や実習に参加する。」を、学校での作業や産業現場等における実習などにおける体験を重視し、後半部分を「作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。」と改めた。

② 「働くことに関心をもち、」とは、物を作ったり、育てたりする活動に興味もち、作る、育てるなどの目的的な活動が働くことにつながることに気付くようにすることである。「作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。」とは、学校における作業や産業現場等において、作業の準備（手洗いや身支度、作業手順や工程の確認、材料や道具の用意など。）、主たる作業活動（作ること、育てること、運ぶこと、計数や計量を行うことなど。）、作業の片付け（半完成品の整理、完成品の計数や整理、材料や道具の片付け、諸点検など。）などの一連の活動に、生徒が実際に取り組み、それぞれの活動を確実に成し遂げ、達成感や成就感をもったり、製品などへの感想を受けて満足感を味わったりして、働くことに関心がもてるようになることである。したがって、作業や実習においては、一定期間続く一連の仕事を実際に行うことが大切となる。

指導に当たっては、自分の活動の目当てが分かるようにするために、作業分担を明確にするとともに、何のために作業を行っているのかが分かるように、作業工程や活動の全体が見通せるように、作業の場所を安全等にも配慮して設定することが重要である。また、一つ一つの活動が成し遂げられるような状況をつくるために、役割分担や道具、補助具を工夫したり、作業を行う場所や作業環境を整えたり、衛生等に配慮したりする必要がある。また、周りの人からの作業製品に対する感想に触れる場面などを設定することも大切である。

なお、作業や実習における作業の種類等については、本章第1節の2の(2)④作業学習において示してある。

(2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。

① 内容(2)は、「職業に関する基礎的な知識」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

- ② 「職業に就くためには、」とは、具体的に、生徒にとって分かりやすく、仕事に従事するようになるためにはという意味である。そのため、地域の人々や家族、先輩などが会社などで働いている様子を見て、身近な品物がどのようにして作られるかを職場見学で知ったり、物を作るために、多くの人々が仕事を分担し、協力して仕事をしたりしていることを知ることが大切である。

「基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。」とは、職業の名称や仕事内容、生産品や製品、商品の名称、会社や商店などの役割が分かるとともに、職業に就くためには、仕事をするための技術や態度を身に付けることが必要であることが分かることである。例えば、職場には多様な仕事があり、就労するためには、仕事に必要な技能を身に付けることが必要であることが分かることである。例えば、職場には多様な仕事があり、就労するためには、仕事に必要な技能を身に付ける必要があることや、職場では、仕事の好き嫌いをしないで最後まで成し遂げること、時間帯と場所などに応じた適切な服装、動作、言葉遣いが大切であることが分かることなどが考えられる。また、発展的には、将来の職業生活や家庭生活における自立的な生活に必要なコンピュータ等の情報機器の活用や、漢字検定などの資格取得や技能検定のあることに触れ、関心がもてるようにすることである。

「職業に関する基礎的な知識」に関する指導では、実際に職場見学を行ったり、事業所で就業体験をしたりするなど、体験的な学習を通して、お手伝いとは異なる働く活動の大切さが分かるようにすることが重要である。

(3) 道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。

- ① 内容(3)は、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「道具や機械の使い方などが分かり、安全に作業や実習をする。」を、材料の取扱いに関する指導も重要であることから、前半部分を「道具や機械、材料の扱い方などが分かり、」と改めた。また、食品を扱う際など、衛生に関する事項の指導が重要であることから、後半部分を「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」と改めた。

② 「道具や機械，材料の扱い方などが分かり，」とは，作業に必要な工具類や農具，工作機械や原材料の名称や簡単な操作の仕方，材料の扱い方を理解することである。「など」とは，道具や機械の手入れ，後片付けや整理整頓のことである。例えば，作業や実習で使う道具や機械の主要な部分の名称及び材料の種類や名称が分かることや，道具や機械を使って，原材料を無駄なく使って加工したり，製品の長さや重さなどを測ったり，数えたり，束ねたり，積み重ねたり，運搬したりすること，道具や機械の簡単な手入れや後片付けをすること，材料の管理・保管，簡単な伝票に記入することが分かることなどが考えられる。

「安全や衛生に気を付けながら作業や実習する。」とは，作業や実習において，食品や清掃，運搬・管理などに関する作業種の広がりが見られることから，安全だけでなく，衛生に関するいろいろな用語や表示に関心をもったり，危険な場所や物に注意を払ったり，作業前・作業後のうがいや手洗い，作業帽やマスクなどを着用するなど，自分や他人の安全や衛生，健康に気を付けたりして仕事をするのである。

また，「道具や機械」についての指導では，実際に作業で道具や機械を使うことを重視する必要がある。指導に当たっては，道具や機械の扱いやすい姿勢や服装，基本的な操作手順や方法，材料や用品などの持ち方などの取扱い，製品の取扱いなどを確実に指導するとともに，必要に応じて補助具を付けたり，自分の目で作業の結果が分かるようにしたりするなど，一人一人の生徒が道具や機械を安全や衛生に気を付けながら，作業の要領などが分かって扱えるように工夫することが重要である。

中学部段階では，生徒の実態等に応じて，安全や衛生に気を付けながら作業や実習をするために，補助具の工夫などにより，道具や機械の操作の安全性を高めることや，食品の材料などの基本的な管理に関する指導の工夫が必要がある。また，活動に合わせて作業場所を確保したり，原材料や道具，製品などを整理して保管したり，定期的に道具や機械の安全点検や食品の材料，製品の衛生点検をしたりすることも大切である。

(4) 自分の役割を理解し，他の者と協力して作業や実習をする。

① 内容(4)は，「役割」の観点から示している。

内容(4)は，従前どおりである。

② 「自分の役割」とは，作業工程における自分の分担のことである。「自分の役割を理解し，」とは，仕事の全体の内容と分担した仕事の内容や手

順が分かることである。また、自分の仕事について分からないときは、人に聞くようにすることも自分の役割の理解に含まれると考えられる。

「他の者と協力して」とは、同じ場で同じ仕事をする人と一緒に協調して仕事をしたり、他人の分担との関連を理解して、自分の分担の仕事をしたりすることである。仕事のきまりや指示などをよく守ったり、必要のないとき以外は、人の仕事に手出しや口出しをしたりしないことも、他人との協力的に含まれると考えられる。

なお、「役割」に関する指導では、一人一人の生徒が自分の力を発揮できるように、グループ別の編成などの分担を工夫したり、一緒に作業をする人の組合せを配慮したりするなどして、自分の分担をやり遂げられるようにする必要がある。そのためには、作業工程及び作業内容の分析を綿密に行うことが大切である。また、作業工程全体が見通せるように、作業場所や製品の流れを工夫することなども大切である。

(5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。

① 内容(5)は、「産業現場等における実習」の観点から示している。

内容(5)は、従前どおりである。

② 「産業現場等における実習」に示す「産業現場」とは、実際に産業にかかわっている企業や商店、農場などを指している。「等」とは、作業所などの福祉施設、市役所などの公的機関を指している。「産業現場等における実習」においては、一定期間、職場での生活や仕事を通して、職業生活の実際を経験し、働くことの大切さを感じたり、職場のきまりを知るなど社会に通用する働く力を身に付けたりすることによって、将来の進路選択につなげるようにすることが大切である。

「(いろいろな職業や職業生活)に関心をもつ。」とは、実習を通して、自分の住んでいる地域にある様々な職場やそこで働く人、働く生活に興味をもつことである。地域には、農場や魚市場、製材所、工場、商店、市役所などの様々な職場があり、道路清掃や樹木の手入れなど様々な仕事をしている人がいる。職場見学を通して、そこで働いている人の様子や仕事の内容、職場での生活に関心をもてるようにすることが大切である。また、実習においては、実習先の仕事に関する自分の分担を理解したり、実習先の職場の人と協力して仕事をしたりすることで、職業生活に関心を持ち、職業意識を育てるようにすることが大切である。

「進路に関心をもつ。」とは、実習を通して、生徒が自分の適性やもっている技能を理解できるようにすることによって、卒業後に就いてみたい仕事や働きたい職場などについて関心をもてるようにすることである。また、職種によっては技能取得や資格が必要なものがあることに触れ、関心をもてるようにすることである。

「産業現場等における実習」に関する指導では、学校内における作業や実習との関連性を重視し、適切な時期や場所を選択し、校内における実習の成果が生かされるようにするとともに、実習先の評価を校内における作業に生かすよう配慮する必要がある。

「産業現場等における実習」を計画するに当たっては、あらかじめ教育課程に適切に位置付けるとともに、以下のことに留意することが大切である。

- ア 関係諸機関や家庭との連携に基づいて実習を計画すること。
- イ 実習先の開拓に当たっては、学校の教育活動として行う実習の意義などが実習先に理解されるようにすること。
- ウ 実習先における担当者と、実習期間や実習時間、仕事内容、指導方法、配慮事項などを確認すること。
- エ 実習開始前までに、実習先に通うための指導を行ったり、仕事内容や実習先で必要とされる勤務態度などについて指導したりすること。
- オ 実習中における健康・安全に留意し、緊急時の対応などを実習先や家庭と確認すること。
- カ 実習中の生徒の評価を行い、実習終了後の指導に生かすこと。

なお、中学部における「産業現場等における実習」の実施に当たっては、賃金、給料、手当などの支払を受けないこと、教師が付き添って指導に当たることなどが必要である。

(6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。

- ① 内容(6)は、「家庭の役割」の観点から示している。
内容(6)は、従前どおりである。
- ② 「家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、」とは、保護者、兄弟姉妹などのそれぞれが、家庭生活の中で仕事を分担していることお互いが支え合っていることに気付いたり、家庭生活の中での自分の存在が保護者や兄弟姉妹などから認められたりしていることに気付くことであ

る。「楽しい家庭づくりをするために協力する。」とは、自分の身の回りのことを自分でしたり、家庭内の仕事の手伝いをしたり、家庭の団らんに参加したりすることである。

なお、「家庭の役割」に関する指導では、自分のことを自分でしたり、手伝いをしたりすることを通して、家族の一員として存在感をもてるようにすることが重要である。基本的な生活習慣にかかわる内容を自分で処理することや、手伝いをすることを発展させ、家庭内で簡単な仕事を分担し、それらの仕事を成し遂げるようにすることに配慮する必要がある。

(7) 家庭生活に必要な衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。

① 内容(7)は、「家庭に関する基礎的な事項」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「家庭生活に必要な被服，食物，住居などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。」において、「被服」，「食物」，「住居」と示していた部分を，より具体的に指導内容を設定できるようにする視点から，それらを「衣服とその着方」，「食事や調理」，「住まいや暮らし方」と改めた。

② 「家庭生活に必要な衣服とその着方，食事や調理，住まいや暮らし方」の「衣服とその着方（に関する基礎的な知識と技能）」とは，清潔な衣服，洗濯とアイロンがけ，簡単な縫いもの，染色，織物などにかかわることである。例えば，清潔な衣服を着ること，簡単な日常着などの手入れをすること洗濯用の器具の扱い方，洗剤の使い方などが分かり，簡単な日常着を洗濯すること，ボタン付けや布と針と糸を使って縫うこと，簡単な手芸作品を作ること，季節や場所などに合わせて自分で身なりを整えることなどが考えられる。

「食事や調理（に関する基本的な知識と技能）」とは，食事をすることや調理や食品の保管などにかかわることである。例えば，簡単な食品名や料理名，いろいろな食品を食べることが必要であること，食品の衛生的な保存の仕方，献立に合わせて材料を取りそろえること，食品の洗い方や切り方などが分かり，簡単な調理をすることである。また，盛りつけや配ぜんなどの食事の準備，後片付けをすること，食器棚を整理すること，メニューを見て料理を注文し，マナーを守って食事をするなどである。

「住まいや暮らし方（に関する基本的な知識と技能）」とは，住まいの清掃，管理などにかかわることである。例えば，自分の持ち物を整理する

こと、住まいの簡単な手入れや飾り付けなどの手伝いをする事、部屋の換気、採光、照明の仕方を知り、調整すること、照明器具、冷暖房器具を安全に使うこと、清掃用具を使って住居を清潔にすること、ごみを分別すること、掃除用の洗剤、殺虫剤を安全に使うこと、住居周りの環境の整備を行うことなどが考えられる。

「基礎的な知識と技能を身に付ける。」とは、これら家庭生活における衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方に関する基本的な事柄が分かり、それらを自分で処理できるようになることである。

衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方に関する実習の指導では、日常生活で実践できる指導内容を取り上げることが重要である。中学部の段階では、日常生活で必要とする基本的な指導内容を繰り返し取り上げ、それらを処理することに慣れるとともに、できる限り一人でそれらを処理できるようにすることが重要である。

(8) 職業生活や家庭生活中で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。

① 内容(8)は、「情報」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「職業生活や家庭生活中で使われる情報機器等の初歩的な扱いに慣れる。」の「情報機器等」を、ほかの教科との用語の統一を図り、「コンピュータ等の情報機器」と改めた。

② 「職業生活や家庭生活中で使われるコンピュータ等の情報機器」とは、コンピュータなどの情報機器や複写機（コピー機）などの事務機器、卓上電話や携帯電話、ファクシミリなどの通信機器などのことである。「初歩的な扱いに慣れる。」とは、情報機器に関心を持ち、簡単な操作を経験することである。例えば、職場や家庭で様々な情報機器が使われていることに関心を持ち、複写機（コピー機）や電話機、ファクシミリ、コンピュータなどの簡単な取扱いができることである。電話やファクシミリ、コンピュータなどで、仕事や家庭生活に関する簡単な用件を伝えたり、受けたりすること、仕事で複写機（コピー機）を使い書類をコピーすることなどが考えられる。

「情報」に関する指導では、実際に電話をかけたり、ファクシミリ、コンピュータで情報を発信や受信したりするなど、職場や家庭での具体的な活動を大切にすることに留意する必要がある。情報を受け取ったり発信したりする際にマナーがあることや、必要な情報を限定してやりとりするこ

となどに気付くようにすることも重要である。

(9) 家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。

① 内容(9)は「余暇」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「余暇を有効に過ごすための方法を知り，生活に生かす。」を，履修内容は，生活で活用することを前提としていること，また，中学部段階では，主として家庭生活における余暇の過ごし方を知ることがより重要であることから，「家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。」と改めた。

② 「家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。」とは，余暇の有効な過ごし方を自分の日常生活を通して実践することで，家庭生活に生かすことである。「家庭生活」とは，家族や施設の仲間など，一緒に暮らす他人との生活であり，「余暇の過ごし方が分かる。」とは，その中で自分の趣味や家庭での団らんで自由になる時間を有効に使うことである。

例えば，家庭生活の中で，テレビ，音楽，ゲーム，手芸，園芸，飼育などを楽しんだり，休日に買い物などして楽しく過ごしたりすることが考えられる。来客への対応や親せき，知人の家への訪問も家庭生活の余暇の活用につながる指導内容であると考えられる。

なお，「余暇」に関する指導では，家庭などでは，それぞれが様々な時間の過ごし方をしているが，それぞれが自由に過ごす時間だけでなく，食事や団らんなど共に過ごす時間や，互いに手伝いをする時間があることに気付くことなど，一緒に暮らす者にとっても，大切な共有する時間もあることが分かるようにすることが大切である。

第9 外国語（小・中14ページ）

1 外国語科の意義

中学部の外国語科では、生徒が英語などの外国語に親しむことや外国語の文字に興味をもち簡単な外国語の表現に関心をもつことを通して、外国語や外国への関心を育てることを目標にしており、高等部段階における外国語の学習につながるようにしている。

外国語科の内容は「英語」について示してあり、身近な生活の中で見聞きする英語の文字や表現に興味・関心をもつこと、簡単な英語で表現することが内容となっている。内容として英語が示されたのは、英語が国際的に広く使われていることもあり、中学校でも多くの生徒が学んでいるからである。

中学部段階では、外国語に親しむことや外国への関心を育てることが重視されている。生徒が外国語に親しみ、簡単な表現に興味・関心をもてるようにするためには、外国語人と触れ合うなど、生徒の生活や体験などと結び付けて指導することが大切である。

なお、中学部における外国語科は、生徒の実態等を考慮して設けることができる教科である。

2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態等を考慮し、内容の一部を、生徒にとってより身近な英語に親しむ視点から改めた。

3 目標（第2章第2節第2款第1〔外国語〕）

1 目標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 目標は、三つの内容で構成されている。

① 「外国語に親しみ、」とは、生活の中で目に触れる外国語の表記に気付いたり、外国人と接したり、テレビなどのメディアを通じて紹介される外国語を聞いたりすることによって、外国語を身近なものとして親しみをもつことである。

② 「簡単な表現を通して、」とは、日常生活に見られる身近にあるものや日常のあいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞の歌を歌っ

て楽しんだりすることを通してということである。

- ③ 「外国語や外国への関心を育てる。」とは、外国語を見聞きしたり、表現したりすることを通して、日本語とは異なる言語があることに気づき、その言語を使用する外国の人々の生活や文化などに対する興味・関心をはぐくむことである。

4 内容（第2章第2節第2款第1〔外国語〕）

- (1) 外国語科の内容としては、英語を扱っている。
 (2) 内容は、「英語とその表現への興味や関心」、「英語での表現」の観点から示している。

従前は、「英語への興味や関心」と「英語の表現への興味や関心」を観点としていたが、実際の指導においては、生徒にとって、より身近な英語そのものに親しむ内容として、まとめて取り上げられていたため、今回の改訂では、より具体的な指導内容が設定しやすくなるよう、「英語とその表現への興味や関心」とした。

「英語での表現」は従前どおりである。

- (3) 内容

英 語

- (1) 身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。

- ① 内容(1)は、「英語とその表現への興味や関心」の観点から示している。
 従前は、内容(1)の「アルファベットや簡単な語に興味や関心をもつ。」及び内容(2)の「簡単な英語の表現に興味や関心をもつ。」と分けて示していたが、今回の改訂では、それらをより实际的に、生徒の身近な生活の中で見聞きする英語として取り上げる視点から、「身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。」とまとめて示した。
- ② 「身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。」とは、学校や家庭など、生徒の毎日の生活場面で、よく見たり、聞いたりする英語の文字、単語、名称、話し言葉や様々な表現があることに気づき、使ってみようとする事である。
 中学部段階では、例えば、アルファベットを使ったゲームをしたり、簡単な英語の歌を聞いたりして楽しむことや、生活で使う用具、機器、パンフレット、新聞などに使われている簡単な語を探すことなども挙げられる。また、ビデオやDVDでやさしい英語を扱った教材等を見たり、コンピュ

一タで英語の文字当てゲームをしたり，外国のテレビ番組や物語などに興味をもち，それらを見て楽しむことや，外国の人々と一緒に楽しく活動したり，ゲームをしたりして触れ合うことなどが考えられる。

「英語とその表現への興味や関心」に関する指導では，身近な生活の中で様々に英語が使われていることに気付くようにするとともに，英語を話す人と触れ合い，一緒に活動する中で英語を聞いて楽しむ活動を取り入れ，外国人の生活の様子を知るようにすることが重要である。

(2) 簡単な英語を使って表現する。

① 内容(2)は，「英語での表現」の観点から示している。

② 内容(2)は，従前どおりである。

「簡単な英語を使って表現する。」とは，例えば，英語であいさつを交わす，簡単な動作を表す言葉を英語で話す，自分の名前を紹介する，ことなどである。また，ゲームの中で使われるアルファベットや簡単な語の発音を聞いたり，英語を使って身近な物品を言ったりすることなどがある。書く表現については，アルファベットや簡単な語を書くことに興味をもち，なぞり描きをすることなどがある。

「英語での表現」に関する指導では，生活の中の活動を通して学習できるようにすることが大切である。例えば，朝のあいさつに英語を取り入れて，一定期間，英語であいさつを交わすようにしたり，絵を描いたり，音楽を楽しんだり，体を動かしたりしながら，色，楽器の名称，動作を表す語など活動や使う物に関連する英語の表現を学ぶようにすることなどがある。

その他の外国語

その他の外国語の内容については，英語に準ずるものとする。

学習指導要領においては，外国語の内容として英語を示しているが，英語以外の外国語を扱う場合は，英語の内容に準じることとしている。

第10 中学部における指導計画の作成と各教科 全体にわたる内容の取扱い（小・中14ページ）

（小学部・中学部学習指導要領第2章第2節第2款第2）

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容が概括的に示されていることから、教科ごとに取り扱いを示さずまとめて示している。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、一人一人の生徒の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする観点から、従前の前半部分の「指導計画の作成に当たっては、生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等を考慮しながら、」の「生徒」に「個々の」を加えることとした。また、知的障害という障害名が定着し、その正確な理解が進んでいることから、同名称を使って明確に表す観点から「知的発達の遅滞の状態」を「知的障害の状態」と改めた。また、具体的な指導内容の設定が重要であることから、従後の後半部分の「効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。」を「具体的に指導内容を設定するものとする。」と改めた。

中学部段階における生徒は、身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚をもち始める時期である。また、社会生活面では、例えば交通機関を利用して外出するなど、行動の範囲も広がってくる。しかし、一人一人の知的障害の状態、生活経験内容や経験の程度、興味・関心、対人関係の広がりや適応の状態などが異なっている。指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の生徒の実態に即して各教科に示された内容を選定することが大切である。そして、それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。さらに、選定された指導内容を適切に組み合わせ、生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際、生徒の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

併せて、指導に際しては、より具体的な指導内容を設定することが必要である。

それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、各教科等を合わせて指導を行う場合だけではなく、教育活動全体にわたって、生活に結び付いた効果的な指導を進めることが重要であることから、従前の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導計画を作成するに当たっては、」を削除した。また、従前の後半部分の「個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」を、生徒が見通しをもって諸活動に取り組むことが、より一層意欲を喚起することにつながることを考慮して、「生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。」と改めた。

生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の生徒の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定した指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるよう指導計画を作成する必要がある。また、家庭生活や社会生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、生徒が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。併せて、生徒の実態に応じて、各種の資格などに関心がもてるようにすることも大切である。

さらに、生徒の様子を逐次把握したり、適切な師範を示したりできるよう、教師と生徒が共に活動できるよう工夫することや、指導の過程において、生徒の学習の状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりする工夫も大切である。

3 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。

この項は、従前どおりである。

生徒の学校生活が充実するようにするためには、教室などの学習環境を整備していくことが重要である。中学部においては生徒が活動の見通しをもって意欲的

に取り組むよう指導することが大切である。特に、安全な環境を整えることが重要であり、生徒の成長発達とともに活動範囲も広がることを考慮し、必要に応じて危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるよう安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室の中の道具や物品、校庭の設備などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、機械や物品の取扱いなどに留意することが大切である。

さらに、生徒によっては、健康に関する内容の理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生にも配慮した指導が大切である。

4 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

この項は、従前どおりである。

生徒が生活経験を広げ、生活する様々な技能を高めていくためには、学校における指導内容や指導方法について家庭等との連携を図ることが重要である。特に、学校での学習内容については、家庭生活を含む日常生活の様々な場面で、それを深化したり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるように、家庭との連携や情報交換などの工夫が大切である。

そのためには、学習内容を十分に生かすことができるよう、実際の生活に即して活動を設定し、その成果を適切に評価し、生徒がより意欲的に取り組むことができるよう、指導方法等を工夫することが大切である。

5 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

この項は、今回の改訂で、知的障害のある生徒の指導に当たって、教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有用であることから、新たに追加された内容である。

知的障害のある生徒に対する指導に当たっては、一人一人の生徒の知的障害の状態や経験、興味・関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活での活用がしやすくなるよう、できるだけ実際に使用する

る用具等を使ったりすることが重要である。

補助具の活用に当たっては、活動を効果的に補助したり、生徒のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。また、自力で取り組むことを目的に補助具を取り外す場合は、段階的に進めるなどして、生徒の負担を考慮することが大切である。

さらに、コンピュータ等の情報機器の活用により、生徒の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したりすることができることから、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科等の内容の指導において、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

第 4 章 道 徳

(第 3 章 小・中15ページ)

第 3 章 道 徳

小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めることにより、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図ることの必要性である。健全な人生観の育成とは、道徳教育の目標である道徳性の育成を指すものといえよう。特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、障害があるということで、自己の生き方について悩んだり、時には自信を失ったりして、何ごとに対しても消極的な態度になりがちなる者もみられる。こうしたことから、道徳の時間を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるよう留意し

て指導する必要がある。このことにより、明るい生活態度や健全な人生観が育成され、人間としての生き方についての自覚が深まり、道徳的実践力の育成にもつながるのである。

なお、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上は、自立活動の内容にも示されているが、このことは、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観を育成する上で、道徳の指導においても十分留意する必要がある。

第二は、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断力や道徳的実践力が身に付くように指導することの必要性である。特別支援学校に在籍する児童生徒については、道徳的心情や判断力等を育成する上で、個々の障害の状態により、結果として様々な経験の不足が課題となることがあることから、道徳の時間における指導においても、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図ることについて、特に留意する必要がある。

第三は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項である。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部及び中学部においては、道徳の内容を指導する場合においても、他の各教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから、今回新設されたものである。このことについては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

道徳の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、児童生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要である。

例えば、学校生活に必要な仕事や手伝いに取り組みながら、自分がやらなければならないことをしっかりと行う態度や、実際に動植物の世話をしながら、動植物にやさしい心で接する態度を身に付けることなどが大切である。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切である。

第5章 外国語活動

(第4章 小・中16ページ)

第4章 外国語活動

小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

今回の改訂により、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5学年及び第6学年に外国語活動が新設された。

外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、指導内容の精選等に関する配慮事項である。外国語活動の指導に当たって、最も重視すべき点は、個々の児童の障害の状態や興味・関心等を考慮して、適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方に工夫したりすることである。例えば、聴覚障害の児童の場合であれば、補聴器等の活用により、外国語の音声やリズムなどの聴取が可能な場合もあるが、一方では、聴力の程度等によって、こうした活動が困難な場合も考えられる。そのような時は、外国語を聞いたり、話したりする活動よりも、方法等の工夫により、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験したりする活動に重点を置いて指導を工夫することなどが考えられよう。

こうしたことから、個々の児童の障害の状態等に応じて、指導内容の適切な精選等に努めるよう配慮することが大切である。

第二は、自立活動の指導との関連に留意することである。外国語活動の目標の一つは、児童が外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる

よくなることであるが、特別支援学校の児童については、それぞれ障害を有していることから、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、様々な困難が生じる場合がある。そこで、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服にかかわる指導を行う自立活動との関連を図った指導が重要になる。特に、自立活動の時間における指導との関連を重視する必要がある。具体的な指導例としては、発音・発語指導や聴覚的な認知にかかわる指導、文字の視覚的な認知に関する指導などが挙げられるが、これらの指導との関連を図りながら、外国語活動の指導に取り組むことが大切である。

第6章 総合的な学習の時間

(第5章 小・中17ページ)

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

総合的な学習の時間については、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部において、それぞれ適切な授業時数を定めることとされている。従前は総則において、その趣旨やねらいなどについて定めてきたが、今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに章立てすることとした。

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、学習活動が効果的に行われるための配慮事項である。特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の種類や程度、発達の段階や特性等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。

第二は、体験活動に当たっての配慮事項である。体験活動としては、例えば、自然にかかわる体験活動、ボランティア活動など社会とかかわる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動、交流及び共同学習などが考えられるが、これらの体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。

交流及び共同学習については、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の1の(6)において、一層の充実を目指していることを示した。ここでは、小・中学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習などが展開できる場合もあることから、学習活動に応じて、適切に交流及び共同学習を行うよう配慮することを、特別支援学校独自に示した。

第7章 特別活動

(第6章 小・中18ページ)

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などとの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、各特別支援学校を通じて、小学校又は中学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、学級活動における集団の構成に当たっての配慮である。特別活動の実施に当たって最も重要な点は、望ましい集団の構成と活発な活動にあるが特別支援学校における一学級当たりの児童生徒数は、小・中学校に比較するとかなり少なくなっており、学級を単位として行われる学級活動を実施する上で、集団の構成上創意工夫が必要となることが多い。このため、「適宜他の学級や学年と合併する」ことなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。

第二は、「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。これらの実施については、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第4の1

の(6)や第5章の2においても示されているが、特別活動においてより成果が期待できることから、特に示されているものである。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。

第三は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項である。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別活動の内容を指導する場合においても、他の教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから、今回新設されたものである。このことについては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

特別活動の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に、生活に結び付いた内容を、実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

例えば、学級活動においては、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な係を分担し、児童生徒が実際的な活動に取り組めるようにして、主体的、実践的な態度を育てることが大切である。また、中学部における進路の選択などの指導に当たっては、職場見学等の実施と関連させ、実際に仕事を体験しながら、人間としての生き方について自覚し、自己を生かす能力を養うことができるようにすることが大切である。

なお、児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材について、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切である。

第 4 編 自立活動解説案

第1章 自立活動の意義と指導の基本

1 自立活動の意義

(1) 自立活動とは

特別支援学校には、学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱の幼児児童生徒、同条に該当する障害を複数併せ有する重複障害の幼児児童生徒が在学している。そして、それらの障害に言語障害、情緒障害、自閉症、LD、ADHD等を併せ有する幼児児童生徒が在学している場合もある。特別支援学校の教育においては、こうした障害のある幼児児童生徒を対象として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「小・中学校等」という。）と同様に、学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められている。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育をすることにより人間として調和のとれた育成が期待されている。

しかし、障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのである。

(2) 自立活動の教育課程上の位置付け

特別支援学校の目的については、学校教育法第72条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」ことが示されている。

この前段に示されている「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知

的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」とは、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に「準ずる教育」を行うことを示したものである。この「準ずる教育」の部分は、教育課程の観点から考えると、例えば小学校の場合には、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導に該当するものである。

後段に示されている「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、「自立活動」の指導を中心として行われるものである。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言える。

また、小学校又は中学校の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態などを考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別な教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。このため、学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第138条、同第140条)。この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領解説(総則編)では、特別支援学級又は通級による指導において特別の教育課程を編成する場合に、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れる」などして、実情に合った教育課程を編成する必要があることが示されている。

なお、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導に当たっては、本書に示した内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれる。

2 自立活動の指導の基本

(1) 自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されている。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられる。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

(2) 自立活動の内容とその取扱いについて

ア 学習指導要領等に示す自立活動の内容

小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容である。これに対して、特別支援学校の学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものである。このように自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。したがって、具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立を目指して設定される指導の目標を達成するために、学習指導要領等に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定することが重要である。

イ 自立活動の内容の考え方

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために

必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものである。自立活動の内容は、六つの区分の下に、それぞれ3～5の項目を示してある。

こうした大きな区分の下に幾つかの項目を設けるという自立活動の内容の示し方については、自立活動の前身である「養護・訓練」が創設された当時から少しも変わっていない。

養護・訓練を創設した昭和46年当時、養護・訓練の内容を示すに当たっては、各学校で行われていた特別の訓練等の指導について、その具体的な指導内容となる事項を細かく取り上げ、それらを大きく分類するという作業が繰り返された。この作業の過程において、個々の幼児児童生徒に対する具体的な指導内容は、指導の方法と密接に関連している場合が多いことが明らかにされた。これを受けて養護・訓練の内容の示し方について検討を行った結果、その示し方については、個々の方法までは言及しないという方針の下に整理が行われ、大綱的な表現となった経緯がある。

学習指導要領等の自立活動の「内容」には、たくさんの具体的な指導内容から、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出し、それらの中から代表的な要素を「項目」として示しているのである。

ウ 具体的な指導内容

学習指導要領等に示されている自立活動の「内容」は、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、一人一人の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものである。すなわち、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」は、学習指導要領等に示されている「内容」から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

ところで、自立活動の内容は大綱的に示してあることから、項目に示されている文言だけでは、具体的な指導内容がイメージしにくい場合がある。例えば、「3 環境の把握」の区分の下に示されている「(1) 保有する感覚の活用に関すること。」という項目については、弱視や難聴の児童の視覚や聴覚の活用に関することを指していることは分かるが、自

閉症があり光や音の刺激に敏感に反応してしまう状態を改善する指導はイメージしにくいといった場合などである。

障害のある幼児児童生徒の実態は多様であり、前述したような理由から、自立活動の内容の示し方はある程度大綱的にならざるを得ない。そこで、自立活動の指導を担当する教師には、学習指導要領等に示された内容を参考として、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容を工夫することが求められるのである。

また、個々の幼児児童生徒に指導する具体的な指導内容は、六つの区分の下に示された26項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要である。

例えば、玩具に興味をもち始めた上肢にまひのある幼児に、「玩具に手を伸ばす」という指導の目標が考えられたとしよう。この目標を達成するためには、置いてある玩具までの距離と方向を視覚によって正確にとらえるとともに、玩具を目指して手を伸ばすという上肢を適切に操作する運動・動作が必要である。そこで、「4 環境の把握」の区分の下に示されている項目と「5 身体の動き」の区分の下に示されている項目を組み合わせ、具体的な指導内容を設定することが求められる。その幼児が自分の視覚でとらえやすい色や大きさ、そして、上肢を動かすことができる範囲等を考慮して、具体的な指導内容を検討しなければならないのである。つまり、具体的な指導内容を考える際には、幼児児童生徒の実態を踏まえて、自立活動の様々な項目を組み合わせる必要があることに十分留意することが大切なのである。

エ 具体的な指導内容の例

個々の幼児児童生徒の具体的な指導内容について、以下に例を挙げて説明する。

(7) 障害が重度で重複している児童の例

図1は、肢体不自由の程度も知的障害の程度も共に重度な児童の例である。

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握することが大切である。そのため、まず、幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集をすることが求められる。収集された多様な情報は、指導計画を作成するために整理される必要がある。整理の方法はいろいろ考えられるが、ここでは自立活動の区分に即して整理した例を示してい

る。

この児童は、日常生活において体調は安定しているが、音声等の刺激が乏しくなると眠ることがある。また、環境が変化すると不安になりやすいが、よく知っている人がかかると落ち着きを示し、いつも接する教師や家族とのかかわりを喜ぶ。さらに、音の変化に気づき、表情を変え、音源を探索する様子が見られる。そして、玩具が手に触れるとつかむが、自分から玩具に手を伸ばそうとはしない。併せて、機嫌のよい時によく発声することなどが観察されている。

こうした現在の状態を、少しでもプラスの方向に発展させるため幾つかの指導目標を設定することが次のステップになる。この児童の場合、生活リズムの形成、人への関心の喚起、音のする玩具への興味・関心の拡大など幾つかの観点から自立活動の指導の目標を設定することができそうである。児童は、音に興味を示して音の出る玩具の方向を見ることはできるが、動く玩具を目で追ったり、手を伸ばして玩具を取ろうとしたりする行動にまでは至っていない。教師が音の出る玩具でかかると情緒的に安定し、目覚めた状態での活動が促されるようである。つまり、音に対する興味・関心を中心とした活動により、生活リズムを安定させ人とのかかわりを活発にするなど全人的な発達を促すことができると考えられる。そこで、「音を聞きながら玩具を目で追ったり、玩具を手を持ち、音を出して楽しんだりする。」という指導目標を設定することとした。

次に、この指導目標を達成するために、当面どのような優先順位で指導を行うかについて検討し、具体的な指導内容を設定することが必要である。そこで、自立活動の内容に示されている項目の中から、それぞれ必要な項目を選定し、それらを適宜組み合わせることによって、具体的な指導内容を設定している。

例えば、聴覚の活用を一層促しながら、情緒の安定を図ることなどを目指して、「音の変化を楽しんだり、音のする玩具の動きを目で追ったり、音がするところを捜したりする。」と設定した。また、音に対する興味を生かして手の動きを引き出しながら、コミュニケーションの基礎的能力を高めることなどを目指して「玩具を振ったり、それに触ったりして音を出し、笑顔になったり発声したりする。」「教師の言葉掛けを聴いて、玩具に手を伸ばして音を出したりする。」とい

児童：小学部第1学年

障害名等：肢体不自由（脳性まひ）、知的障害（知的発達のレベル：0歳6か月未満）

実 態 把 握	障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などについて情報収集					
	収集した情報を自立活動の区分に即して整理					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・体調は安定しているが，刺激が乏しくなると眠ることがある。	・不安になりやすいが，よく知っている人がかかると落ち着く。	・いつも接する教師や家族とのかかわりを喜ぶ。	・音の変化に気付き，表情を変える。音源を探索する様子も見られる。	・触れた物をつかむが，玩具に手を伸ばさうとはしない。	・機嫌のよい時によく発声する。

幾つかの指導目標の中で優先する目標として

指導目標	音を聞きながら玩具を目で追ったり，玩具を手を持ち，音を出して楽しんだりする。
------	--

指導目標を達成するために必要な項目の選定

選 定 さ れ た 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	・情緒の安定に関すること。	・他者とのかかわりに関すること。	・保有する感覚の活用に関すること。	・姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	・コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

選定された項目を
関連付け具体的な指導内容を設定

具 体 指 導 的 内 容	・音の変化を楽しんだり，音のする玩具の動きを目で追ったり，音がするところを探索したりする。	・玩具を振ったり，それに触ったりして音を出し，笑顔になったり発声したりする。	・教師の言葉掛けを聴いて，玩具に手を伸ばして音を出したりする。
---------------------------------	---	--	---------------------------------

図1 具体的な指導内容の例（障害が重度で重複している児童）

う指導内容を設定している。

このように指導目標を達成するために必要な具体的な指導内容は、幾つかの項目が関連するものである。言い換えれば、自立活動の内容は、具体的な指導内容を検討する際の視点を提供しているものと言えるのである。

(イ) 聴覚障害のある生徒の例

図2は、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する、高等部第3学年の生徒の指導内容例である。聴覚障害のある生徒の場合、就職を意識するようになると、自分が職場で聞こえる人たちとコミュニケーションができるだろうかと悩み始める者も見受けられる。こうした生徒の場合には、生徒の発音の実態や補聴器の活用状況、手話等のコミュニケーション手段の活用等に関する実態を把握するとともに、生徒の心理的な不安なども的確に受け止めて、自立活動の指導を計画することが大切である。

実際の指導に当たっては、生徒の実態把握に基づいた指導目標の設定が必要になる。この場合は、卒業後に自分が聞こえる人たちの世界に入り、そこで果たしてうまくコミュニケーションができるだろうかという不安を覚えている例である。生徒は手話も使えるが、聴覚活用も可能であることから、可能な範囲で口話によるコミュニケーションへの自信を育てることが求められる。そこで、曖昧な発音になってきていたサ行音の明瞭度を上げるなどして、会話に自信をもたせること、そして、積極的に周囲と会話をする意欲を喚起することという指導目標が設定された。

次に、この指導目標を達成するためには、具体的な指導内容を考える必要がある。そこで、自立活動の内容の「2 心理的な安定」、「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」の区分の下に示されている項目の中から、それぞれ必要な項目を選定し、それらを適宜組み合わせることによって、具体的な指導内容を設定している。

例えば、サ行音の発音要領に関する指導内容、サ行音が含まれた言葉に関する指導内容、そして実際の職場で用いられる表現を取り上げた指導内容、さらに場面や相手を想定したコミュニケーションの工夫に関する指導内容などである。また、それらを段階的に取り上げることにより、生徒のコミュニケーションに対する不安を幾らかでも解消

生徒：高等部第3学年

障害名等：聴覚障害

実 態 把 握	障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などについて情報収集
	<p>収集した情報から障害による 学習上又は生活上の困難を整理</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 口話でコミュニケーションができるが，サ行音が曖昧<small>あいまい</small>になってきている。 積極的に周囲とのかかわりをもつことができる。 手話も使えるが補聴器を活用している。 卒業後の職場でのコミュニケーションに不安を抱いている。

幾つかの指導目標の中で優先する目標として

指導 目標	<ul style="list-style-type: none"> サ行音の明瞭度<small>りょうど</small>を上げるなどして，相手に聞き取りやすい発音・発語ができるようにし，会話に自信をもたせる。 積極的に周囲と会話する意欲を喚起する。
----------	---

指導目標を達成するために必要な項目の選定

選 定 さ れ た 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	・ 集団 <small>りゆう</small> への参加の基礎に関する事。	・ 保有する感覚の活用に関する事。		・ 言語の受容と表出に関する事。

選定された項目を
関連付け具体的な指導内容を設定

具 体 的 な 指 導 内 容	<ul style="list-style-type: none"> サ行音の発音要領を思い出し，できるだけ正しい発音ができるようにする。 サ行音を含む言葉（語頭，語中，語尾）の発音明瞭度<small>りょうど</small>を上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場の様々な場面で用いられる表現（あいさつ，慣用句，用語）などを知る。 相手と積極的にコミュニケーションができるようになるための素地（心構えなど）を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場では，場面や内容によっては，筆談や手話を用いるなどして，正確なコミュニケーションが必要なことに気付かせる。 分からないことを自分から尋ねることができるようにし，職場での会話への意欲を喚起する。
--------------------------------------	--	--	---

図2 具体的な指導内容の例（高等部に在籍する聴覚障害のある生徒）

し、職場で意欲的に行動ができるようになることを意図している。

このように、自立活動の指導においては、個々の幼児児童生徒の実態に即して、それぞれの指導目標や具体的な指導内容を工夫することが必要である。教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっていると考えるのではなく、個々の幼児児童生徒の実態に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導であることに留意することが大切である。

(3) 自立活動の指導の進め方

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが必要である。そのため、自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

個別の指導計画に基づく指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進められる。それぞれの過程における配慮事項は第6章で述べるが、次の点については、十分留意する必要がある。

第一に、個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切である。こうした個別の指導計画を作成するためには、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導について、一定の専門的な知識や技能が必要である。そのため自立活動の指導における個別の指導計画の作成には、校内で専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ、各学校に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや、各学校においてこうした教師を計画的に養成していくことが必要である。また、必要に応じて、外部の専門家と連携を図ることも有効である。

第二に、個別の指導計画に基づいて行われた指導については、適切な評価の下に改善を図ることが大切である。どのような指導においても、学習の評価に基づいて指導の改善を図っていかなければならないことには変わりはないが、自立活動の場合には、指導の目標や指導内容についても個別に設定されていることから、指導の効果を評価するだけでなく、計画の妥当性についても詳細な検討を行う必要がある。その際、指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導の担当者だけでなく、各教科等の指導にかかわっている教師間の協力の下に評価を行うとともに、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図っていくことも大切である。

(4) 知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を

必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

ここで言う顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語や運動の面では、「理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない」、「全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である」などである。また、情緒や行動等の面では、例えば、「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい」、「極めて動きが多く、注意集中が困難である」などである。

一方、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部、中学部及び高等部においては、知的発達の遅れや適応行動の困難に応じた各教科が設けられており、知的障害のある児童生徒はこれを履修することになっている。この各教科の内容には、例えば、小学部の算数科には「身近にあるものの大小や多少に関心をもつ。」、同じく国語科には「教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。」などが示されている。

知的障害のある児童生徒に対する自立活動の内容と各教科の内容との関係について言えば、例えば、全般的な知的発達の程度等から見ると、上記の算数科の内容である「身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。」ことは習得できるが、同等の知的発達の程度に応じた内容である「身近にあるものの形の違いに気付く。」ことについては習得が困難な場合がある。このような認知面に特に顕著な発達の遅れが見られる児童生徒の場合には、その状態に応じた自立活動の指導を行うことによって、「身近にあるものの形の違いに気付く。」ことの習得が容易になる。また、上記の国語科の内容である「教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。」ことの指導において、注意の集中が困難なために、特定の知識・技能等の習得に支障を来している場合がある。このような児童生徒についても、こうした課題の解決を図るために自立活動の指導が必要になる。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項に基づいて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要がある。

第2章 今回の改訂の要点

1 自立活動の変遷

(1) 養護・訓練の創設

障害の状態を改善・克服するための指導は、盲学校や聾学校あるいは養護学校が開設された草創期から、障害のある幼児児童生徒の教育の大切な指導内容として認識され、様々な取組が行われてきている。しかしながら、それらは各教科等の指導の中での部分的な取組であることが多く、系統的・継続的な指導には至らなかった。

昭和39年3月に告示された「盲学校学習指導要領小学部編」及び「聾学校学習指導要領小学部編」において、障害の状態の改善・克服を図るのための指導が一部位置付けられた。これらの学習指導要領において、例えば、盲学校においては、歩行訓練を「体育」に、感覚訓練を「理科」に、聾学校においては、聴能訓練を「国語」と「律唱」に、言語指導を「国語」にそれぞれ位置付けており、これらの教科の中で指導が行われたのである。

一方、養護学校においては、児童生徒の障害の状態の改善・克服を図るための特別の指導が、昭和38・39年に示された学習指導要領の各教科等において、例えば、肢体不自由養護学校小学部の「体育・機能訓練」（中学部は「保健体育・機能訓練」）、病弱養護学校小学部の「養護・体育」（中学部は「養護・保健体育」）等において行うこととされた。

こうした各学校における実践を踏まえて、昭和45年10月にまとめられた教育課程審議会の答申では「心身に障害を有する児童生徒の教育において、その障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うためには、特別の訓練等の指導がきわめて重要である。これらの訓練等の指導は、ひとりひとりの児童生徒の障害の種類・程度や発達の状態等に応じて、学校の教育活動全体を通して配慮する必要があるが、さらになお、それぞれに必要とする内容を、個別的、計画的かつ継続的に指導すべきものであるから、各教科、道徳および特別活動とは別に、これを「養護・訓練」とし、時間を特設して指導する必要がある。」と提言された。これを受けて、昭和46年の学習指導要領の改訂において新たに「養護・訓練」という領域が設定されたのである。

(2) 養護・訓練の内容の変遷

昭和46年に新たに設定された養護・訓練の内容については、学校種別ごと

に特別に必要とされている内容を整理しながら検討が行われたが、同じ学校に在学する児童生徒であっても、その障害の状態は極めて多様であること、主障害を対象とした対症療法的なものだけでなく、二次的障害を含め、心身の機能を総合的に改善する必要があることなどから、心身の発達の諸側面を分類・整理するという観点を加えて検討が行われた。その結果、「心身の適応」、「感覚機能の向上」、「運動機能の向上」及び「意思の伝達」の四つの柱の下に12の項目にまとめられた。このような経緯をたどって、養護・訓練の内容は、心身の発達に必要な諸側面と、各障害の状態を改善し、又は克服するために必要な固有の指導内容という二つの観点から構成されたのであった。小学部・中学部の学習指導要領は、学校種別ごとに作成されたが、養護・訓練の目標と内容は共通に示され、指導計画の作成と内容の取扱いについては、障害の状態に即応するため、学校種別ごとに独自に示された。

また、昭和54年の改訂においては、盲学校、聾学校及び養護学校共通の学習指導要領となったため、指導計画の作成と内容の取扱いも共通に示された。

その後、平成元年の学習指導要領の改訂においては、それまでの養護・訓練の内容の示し方が抽象的で分かりにくいという指摘があったことや、児童生徒の障害の多様化に対応する観点から、それまでの実施の経緯を踏まえ、具体的な指導事項を設定する際の観点をより明確にするという方針で検討が行われた。その結果、それまでの四つの柱の下に12の項目で示されていた内容は、「身体の健康」、「心理的適応」、「環境の認知」、「運動・動作」及び「意思の伝達」の五つの柱の下に18の項目で示されるようになった。

(3) 幼稚部の養護・訓練

幼稚部における養護・訓練は、平成元年の幼稚部教育要領の新たな告示に伴い「幼児の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培う。」という観点から設定された。

幼稚部教育要領における養護・訓練のねらいは、幼稚部の生活全体を通して、幼児の障害の状態を改善し、又は克服するために期待される態度や習慣などを小学部の養護・訓練の内容の趣旨に準じて示されたものであり、ねらいを達成するために教師が指導し、幼児が身に付けることが期待される事項が16の項目に整理されたものであった。

これらのねらいと内容は、いずれも幼児の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な指導を念頭において示されたものであり、幼児の多様な実態に対応できるように構成されたものであった。

(4) 自立活動への改訂

既に述べたように、養護・訓練は、障害の状態を改善し、又は克服するための特別の領域として、昭和46年の学習指導要領の改訂において盲学校、聾学校及び養護学校共通に設けられたものである。

その後、「国際障害者年」、「国連・障害者の十年」、「アジア太平洋障害者の十年」など、国際的に障害者に対する取組が進められてきたこと、そのような取組の中で障害者の「自立」の概念が従前よりも広くとらえられるようになってきたこと、平成5年に障害者基本法の改正が行われたことなど、障害のある人々を取り巻く社会環境や障害についての考え方に大きな変化が見られるようになってきた。一方この間、特殊教育諸学校(現在の特別支援学校)に在学する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向が顕著になった。このような状況を踏まえ、平成10年7月にまとめられた教育課程審議会の答申では、「養護・訓練については、一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した主体的な活動であり自立を目指した活動であることを一層明確にするため、名称を「自立活動」と改めるとともに、目標・内容についても見直し、幼児児童生徒の障害の状態の多様化に対応し、適切かつ効果的な指導が行われるようにする。」と提言された。これを受けて、養護・訓練の名称、目標、内容等が見直された。

名称については、「養護」も「訓練」も受け身的な意味合いが強いと受け止められることがあること、また、この領域が一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動であることや、自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であることなどを一層明確にする観点から、「養護・訓練」から「自立活動」に改められた。

自立活動の目標については、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であることがより明確になるよう、「児童又は生徒」が「個々の児童又は生徒」に、「心身の障害の状態を改善し、又は克服する」が「自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」にそれぞれ改められた。

内容については、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、適切かつ効果的な指導を進めるため、具体的な指導内容を設定する際の観点がより明確になるよう、区分(従前の「柱」)の名称について、「身体の健康」が「健康の保持」に、「心理的適応」が「心理的な安定」に、「環境の認知」が「環境の把握」に、「運動・動作」が「身体の動き」に、「意思の伝達」が「コミュニケーション」にそれぞれ改められた。それまでは五つの区分18項目が示されていたが、同様の趣旨から各項目についても見直しを行

い、分かりやすい表現とするとともに、具体的にイメージしやすくなるよう22の項目で示すこととされた。

また、この改訂において、盲学校、聾学校及び養護学校で従前から行われてきた「個別の指導計画の作成」を学習指導要領に明示することにした。さらに、小学部・中学部及び高等部の学習指導要領とは異なった表現を用いてきた幼稚部教育要領における自立活動のねらい及び内容等については、早期から一貫した方針の下に指導ができるように、小学部・中学部及び高等部の学習指導要領と同じ示し方にする事とされた。

2 障害のとらえ方と自立活動

(1) 障害のとらえ方の変化

近年、障害のある人々を取り巻く社会環境や障害についての考え方等に大きな変化が見られる。

国際的な動向としては、障害者の社会参加に関する取組の進展を踏まえ、平成18年12月、国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、障害者の権利や尊厳を大切にしつつ社会のあらゆる分野への参加を促進することが合意された。

国内においては、平成5年の障害者基本法の改正をはじめとして、障害の有無にかかわらず、国民のだれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指した施策が推進されてきた。その後、平成15年度を初年度とした「障害者基本計画」により、障害者本人の自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動への参加を一層促す施策が積極的に進められているところである。

この間、「障害」のとらえ方についても変化があった。昭和55年にWHO（世界保健機関）が「国際障害分類（ICIDH：International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）」を発表し、その中では疾病等に基づく個人の様々な状態をインペアメント、ディスアビリティ、ハンディキャップの概念を用いて分類した。インペアメントは、身体の機能損傷又は機能不全で、疾病等の結果もたらされたものであり、医療の対象となるものである。ディスアビリティは、インペアメントなどに基づいてもたらされた日常生活や学習上の種々の困難であって、教育によって改善し、又は克服することが期待されるものである。ハンディキャップは、インペアメントやディスアビリティによって、一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益であり、福祉施策等によって補うことが期待されるものである。

ICIDHについては、各方面から、疾病等に基づく状態のマイナス面のみを取り上げているとの指摘があった。そこで、WHOは検討を重ね、平成13年5月の総会において、従来のICIDHの改訂版として「国際生活機能分類（ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択した。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」ととらえている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図3のように示されている。

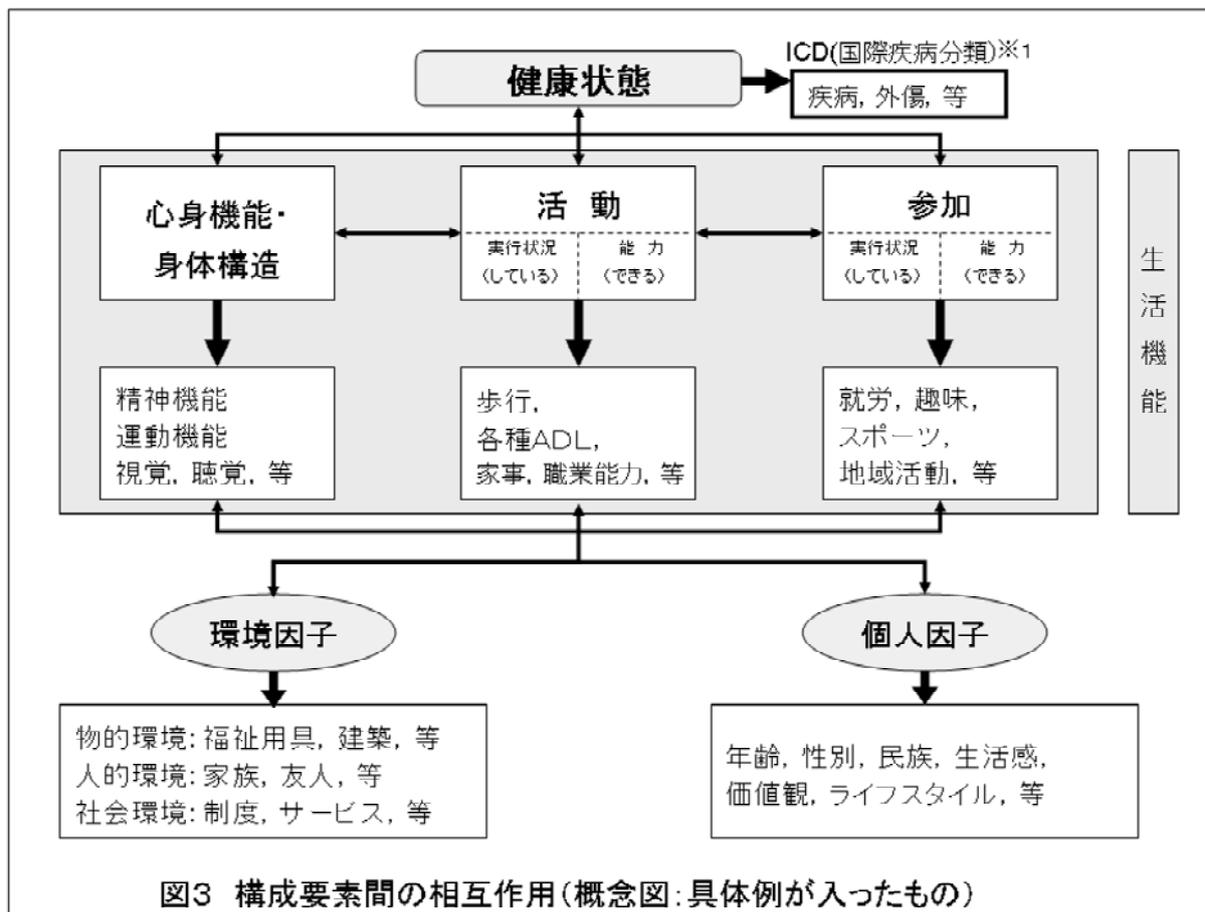


図3 構成要素間の相互作用(概念図:具体例が入ったもの)

(出典)厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD(国際疾病分類)は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO(世界保健機関)が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

(2) 障害のとらえ方の変化と自立活動とのかかわり

従前の解説では、ICIDHの三つの概念を踏まえ、自立活動の指導によって改善し、又は克服することが期待されるのは、主としてディスアビリティ、すなわちインペアメントに基づく日常生活や学習上の困難であると考えてきた。それを、従前の学習指導要領等では「障害に基づく種々の困難」と示した。今回の改訂においては、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めたところである。

自立活動が指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、WHOにおいてICFが採択されたことにより、それとの関連でとらえることが必要である。つまり、精神機能や視覚・聴覚などの「心身機能・身体構造」、歩行やADLなどの「活動」、趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能との関連で「障害」を把握することが大切であるということである。そして、個人因子や環境因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」を把握したり、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関等との連携の在り方などを検討したりすることが、これまで以上に求められているのである。

ICFのこのような視点は、実は、自立活動の指導においても考慮されてきた点である。なぜなら、自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を含むものだからである。「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」とは、例えば、食べること、視覚や聴覚を活用すること、歩くことなど、生活を営むために基本となる行動に関する要素であり、これらはICFで示している生活機能に当たるものと言える。後者の「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」とは、例えば、視覚障害ゆえの見えにくさを改善する方法を身に付けること、あるいは病気の進行を予防するための自己管理の仕方を学ぶことなどであり、ICFでも障害として示している状態を改善・克服するための要素である。したがって、自立活動の内容は、ICFで示されている「生活機能」と「障害」の双方の視点を含むものと言える。

また、自立活動の内容には、例えば、「障害による学習上又は生活上の困難を改善する意欲の向上に関すること」、「姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること」などがあり、ここには、「意欲」といった個人因子や「補助的手段の活用」といった環境因子に関する項目も示されている。

さらに、自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒に必要な項目を選定し、

相互に関連付けて指導されることになっており、具体的な指導内容を設定する際に項目相互の関連性が考慮されることになる。このように、自立活動の指導をする際には、生活機能の側面と障害による困難の側面とともに、それらと個人因子や環境因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の幼児児童生徒の実態を把握し、具体的な指導内容を設定するのである。

つまり、自立活動の指導の対象としては、障害による学習上又は生活上の困難を挙げてきたが、その困難を改善・克服するための指導を考えるに当たっては、生活機能や環境因子等も既に考慮してきているのである。ICFの考え方が広く浸透しつつあることを踏まえ、今後の自立活動の指導においては、生活機能や障害、環境因子等をよりの確に把握し、相互の関連性についても十分考慮することがこれまで以上に求められていると言えよう。

さて、ICFの考え方を念頭に置いて、自立活動の指導を考えるとどのようなようになるのであろうか。下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出をできるようにする指導を例に考えてみよう。まず、実態把握においては、本人のまひの状態や移動の困難にだけ目を向けるのではなく、移動手段の活用、周囲の環境の把握、コミュニケーションの状況などについて、実際に行っている状況や可能性を詳細に把握する。そして、このような生活機能と障害に加えて、本人の外出に対する意欲、習慣等や地域のバリアフリー環境、周囲の人の意識等を明らかにし、生活機能と障害に個人因子や環境因子がどのように関連しているのか検討する。このように実態を把握した上で、児童の自立を目指す観点から指導の目標を設定する。次に、目標を達成するために必要な指導内容を多面的な視点から検討するのであるが、その際、学習指導要領等に示された区分や項目を踏まえることが重要である。すなわち、移動を円滑に行う観点からだけでなく、心理的な安定、環境の把握、コミュニケーションなど様々な観点を踏まえて具体的な指導内容を設定し、実際の指導に当たることが求められるのである。ICFの考え方を踏まえるということは、障害による学習上又は生活上の困難を的確にとらえるとともに、幼児児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることなどに一層目を向けるようになることを意味していると言えよう。

なお、自立活動の指導においては、次のような点に留意することが必要である。

ICFの特徴の一つは、環境因子等を適切に考慮する点にあるが、成長期にある幼児児童生徒の実態は様々に変化するので、それらを見極めながら環境を構成したり整えたりする必要がある。自立活動の指導においては、幼児

第2章 今回の改訂の要点

児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けることが目標となる。したがって、それにつながるように個々の幼児児童生徒の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法の創意工夫に努め、幼児児童生徒の自立と社会参加の質の向上につながる指導を進めることが大切である。

3 今回の改訂の要点

前回の改訂では、障害のある人々を取り巻く社会環境や障害についての考え方、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等の変化を踏まえ、「養護・訓練」が「自立活動」に改められた。

近年、国内外の障害者施策においては、障害のある人々の自立と社会参加を一層促進する取組が進められている。教育においては、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育が、特別支援学校のみならず幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても積極的に推進されているところである。

こうした背景の中で、従前の「自立活動」については、障害のある人々の自立と社会参加に向けた取組の進展、特別支援学校における幼児児童生徒の障害のより一層の重度・重複化や多様化、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の推進等の状況の変化を踏まえ、今回の中央教育審議会の答申に基づいて改訂が行われた。その要点は次のとおりである。

(1) 総則の一般方針

学習指導要領総則の一般方針の自立活動に関する記述については、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

また、学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導については、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との密接な関連を保つことが必要である。今回の改訂においては、小学部には「外国語活動」が新たに位置付けられたが、この指導においても自立活動の指導との関連を図る必要性があることから、「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」と改めた。

(2) 自立活動の目標

自立活動の目標については、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

(3) 自立活動の内容

従前の内容は、五つの区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き及びコミュニケーション）の下に22項目が示されていた。

今回の改訂では、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じ

た指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」、「他者の意図や感情の理解に関すること。」、「自己の理解と行動の調整に関すること。」、「集団への参加の基礎に関すること。」、「感覚や認知の特性への対応に関すること。」の5項目を新たに追加することとした。

そのため、これまでの区分の下に設けられていた項目の見直しも同時に行った。その結果、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」、「他者の意図や感情の理解に関すること。」、「自己の理解と行動の調整に関すること。」、「集団への参加の基礎に関すること。」の4項目については、新たに「人間関係の形成」という区分の下に整理することにした。さらに、これまで「2 心理的な安定」の区分の下に設けられていた「対人関係の形成の基礎に関すること。」を削除するとともに、「感覚や認知の特性への対応に関すること。」は、「4 環境の把握」の区分に追加することとした。

また、従来項目についても、具体的な指導内容がイメージしやすくなるよう表現を工夫し、六つの区分の下に26項目を示すこととした。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

従前、自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとされ、具体的な指導内容を設定する際の配慮事項が示されていた。今回の改訂では、個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、幼児児童生徒の実態の把握、指導の目標（ねらい）の設定、具体的な指導内容の設定、評価等についての配慮事項をそれぞれ示すこととした。

その際、自立活動の指導の実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするため「児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。」を新たに規定した。

また、具体的な指導内容を設定する際の配慮事項として、児童生徒の主体的な活動を一層進めるとともに児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示すこととした。

第3章 総則における自立活動

1 教育目標

(1) 幼稚部教育要領（第1章第2 幼1ページ）

第2 幼稚部における教育の目標

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

第2項に示した目標は、特別支援学校の幼稚部独自の目標である。つまり、学校教育法第72条の後段の「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」を受けて設定された目標である。

幼稚部は、幼稚園に準じた教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育てることを目的とすることから、幼稚部における教育においては、幼稚園教育の目標と併せて、独自の目標が必要であり、それが特に重要な意義をもつものと言える。

この目標の「障害による学習上又は生活上の困難」とは、例えば、目の病気や目が見えないことなどによってもたらされる日常生活や遊び等の諸活動における様々な困難や不自由な状態を意味している。そこで、幼稚部における教育を通してこのような状態を「改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て」ることが求められているのである。

また、後段の「心身の調和的発達の基盤を培う」ことが目標の第二として求められている。特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児の場合は、発達の個人差が大きい。そこで、一人一人の幼児の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにする指導を行うなどして「調和的発達の基盤を培うようにすること」が大切である。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々

の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

(2) 小学部・中学部学習指導要領（第1章第1節 小・中1ページ）

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

高等部学習指導要領（第1章第1節 高1ページ）

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

小学部・中学部の教育目標の第3項及び高等部の教育目標の第2項の規定は、学校教育法第72条の後段「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」を受けて設定されたものである。すなわち、特別支援学校の小学部及び中学部は、小学校教育及び中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としているのである。したがって、特別支援学校における教育については、小学校又は中学校における教育には設けられていない特別の指導領域が必

要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。第3項の教育目標は、このような観点から定められたものであって、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣形成に至るまでを目指している。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

2 教育課程の編成

(1) 自立活動の指導

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節第1の4 小・中2ページ）

4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

高等部学習指導要領（第1章第2節第1款4 高2ページ）

4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

この規定の前段において、学校における自立活動の指導は、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。「自立し社会参加する資質」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、

主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味している。

そして、「学校における自立活動の指導は、……学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性にかんがみ、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。このためこの規定の後段においては、「……特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち……」と示し、このことを強調しているのである。

また、「……個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行う……」と示し、特に、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが期待されている。

(2) 自立活動の時間に充てる授業時数

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節第3の3 小・中3ページ）

3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

高等部学習指導要領（第1章第2節第2款第3の5 高6ページ，第3款第2の7 高7ページ）

5 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の範囲に含まれることとなっているが、児童生徒の実態に即して適切に設けた自立活動の時間に充てる授業時数を学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に加えると、総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である。

(3) 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節第5の3 小・中6ページ）

- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

高等部学習指導要領（第1章第2節第6款の3 高12ページ）

- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

この規定は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての教育課程の取扱いを示している。

従前は、「学習が著しく困難な児童又は生徒については」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する観点から、「障害の状態により特に必要がある場合は」と改めた。

また、小学部に外国語活動が導入されたことに伴い、自立活動を主とした指導を行う場合には、各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部を替えることができることを明記した。

障害の状態により特に必要がある場合は、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科・科目若しくは特別活動、知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動の指導を主として行うことができる。また、各教科や外国語活動（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科・科目、知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科）の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできることを示している。

重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となる。したがって、こうしたねらいに即した指導は、主として自立活動において行われ、それがこのような児童生徒にとって重要な意義を有することから、自立活動の指導を中心に行うことについて規定しているわけである。

なお、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

ここで規定する「重複障害者」とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。しかし、教育課程を編成する上で、この規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

第4章 自立活動の目標（幼稚部教育要領 ねらい）

幼稚部教育要領（第2章 自立活動1 幼3ページ）

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動のねらいは、幼稚部における生活の全体を通して、幼児が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために期待される態度や習慣などを養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここで言う「自立」とは、幼児がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、幼児の実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。なお、「改善・克服」については、改善から克服へとといった順序性を示しているものではないことに留意する必要がある。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。

このようなねらいを達成するために、教師が指導し、幼児が身に付けることが期待される事項を整理してまとめたものを、自立活動の内容として示している。

これらのねらいと内容は、いずれも幼児の障害の状態等を前提として必要とされる指導を念頭に置いて示したものである。そのため、0歳から3歳未満の発達を含め、幼児の多様な実態に対応できるように構成されている。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種類の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第1 小・中19ページ）

第1 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

高等部学習指導要領（第6章第1款 高74ページ）

第1款 目 標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここで言う「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。なお、「改善・克服」については、改善から克服へとといった順序性を示しているものではないことに留意する必要がある。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

第5章 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として六つの区分の下に分類・整理したものである。

今回の改訂では、障害の重度・重複化，発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」，「他者の意図や感情の理解に関すること。」，「自己の理解と行動の調整に関すること。」，「集団への参加の基礎に関すること。」，「感覚や認知の特性への対応に関すること。」の5項目を新たに追加することとした。

そのため、これまでの区分の下に設けられていた項目の見直しも同時に行った。その結果、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」，「他者の意図や感情の理解に関すること。」，「自己の理解と行動の調整に関すること。」，「集団への参加の基礎に関すること。」の4項目については、新たに「人間関係の形成」という区分の下に整理することにした。また、これまで「2 心理的な安定」の区分の下に設けられていた「対人関係の形成の基礎に関すること。」を削除するとともに、「感覚や認知の特性への対応に関すること。」は、「4 環境の把握」の区分に追加することとした。

本章においては、自立活動の内容を六つの区分ごとに3～5項目ずつ順に26の項目について解説するが、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではないことに十分留意する必要がある。指導に当たっては、第6章の1で解説するように、幼児児童生徒の実態把握を基に、六つの区分の下に示してある項目の中から、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになる。

なお、以下の26項目の解説に示す具体的な指導内容例は、それぞれの項目の内容をイメージしやすくすることを意図したものであって、特に示された障害の種類についてのみが指導の対象となるものではない。

本章の各項目の説明は、以下のように構成した。

「① この項目について」では、各項目で意味していることを解説した。

「② 具体的指導内容例と留意点」では、当該の項目を中心として考えられる具体的な指導内容の例を、幼児児童生徒の障害の状態を踏まえて示した。もとより、具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の指導の目標を達成するために、

自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定するものである。したがって、具体的な指導内容例として取り上げているものは、すべて他の項目と関連したものであり、あくまでも当該の項目を中心として設定された指導内容例としてとらえなければならない。また、具体的にイメージすることができるよう特定の障害のある幼児児童生徒について例示しているが、他の障害であっても、学習上や生活上の困難が共通する場合には、ここで取り上げた指導内容例を参考にすることができる。

「③ 他の項目との関連例」では、当該の項目を中心としながら他の項目と関連付けて設定する指導内容の例を示した。自立活動の指導計画において、「必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する」とはどういうことかを、特定の障害のある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難を取り上げて例示したものである。したがって、当該の項目に関連付けられる他の項目が、例示したものに限らないことに留意しなければならない。

1 健康の保持（幼稚部教育要領第2章の2(1) 幼3ページ，小学部・中学部学習指導要領第7章第2の1 小・中19ページ，高等部学習指導要領第6章第2款の1 高74ページ）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

「1 健康の保持」では、生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る観点から内容を示している。

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

① この項目について

「(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。」は、体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

障害が重度で重複している幼児児童生徒であって、発達の遅れが著しいほど、このような観点からの指導を行う必要がある。このような幼児児童生徒には、覚醒と睡眠のリズムが不規則なことが多く、しかも、体力が弱かったり、食事の量や時間、排泄の時間が不規則になったりする傾向が見られる。

こうした幼児児童生徒の場合には、睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活のリズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。

また、障害に伴う様々な要因から生活のリズムや生活習慣の形成が難しいことがある。例えば、視覚障害のある幼児児童生徒の場合、昼夜の区別がつきにくいことから覚醒と睡眠のリズムが不規則になり、昼夜逆転した生活になることがある。自閉症のある幼児児童生徒の中には、特定の食物や衣服に強いこだわりを示す場合がある。そのため、極端な偏食になったり、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けたりすることがある。ADHDのある幼児児童生徒の場合、周囲のことに気が散りやすいことから、一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていないことがある。

このような場合には、個々の幼児児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切である。生活のリズムや生活習慣の形成は、日課に即した日常生活の中で指導をすることによって養うことができるものである。そのため、家庭等との密接な連携の下に指導を行うことが求められる。

なお、生活のリズムや生活習慣の形成に関する指導を行う際には、対象の幼児児童生徒の1日の生活状況を把握する必要がある。特に、覚醒と睡眠のリズム、食事及び水分摂取の時間や回数・量、食物の調理形態、摂取時の姿勢や介助方法、口腔機能の状態、排泄の時間帯・回数、方法、排泄のサインの有無などに加えて、呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間、発熱、てんかん発作の有無とその状態、嘔吐、下痢、便秘など体調に関する情報も入手しておくことが大切である。

③ 他の項目との関連例

障害が重度で重複している幼児児童生徒は、覚醒と睡眠のリズムが不規則になりがちである。例えば、日中に身体を動かす活動が十分にできないことから、夜になっても眠くならず、その結果朝起きられなくなり、昼近

くになってやっと目覚めるといった状態が続くことがある。

このような場合には、家庭と連携を図って、朝決まった時間に起こすようにし、日中は、身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持したり、規則正しくバランスのよい食事をとるなど生活のリズムを形成するための指導を行う必要がある。日中の活動を計画する際には、幼児児童生徒が視覚や聴覚等の保有する感覚を活用するよう活動内容を工夫することが大切である。また、自分では身体を動かすことができなくても、教師が補助をして身体を動かすような活動を取り入れることによって覚醒を促すことなども効果的である。

そこで、障害が重度で重複している幼児児童生徒に生活のリズムを形成する指導を行うためには、単に「1 健康の保持」の区分に示されている「生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。」のみならず、「4 環境の把握」や「5 身体の動き」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

① この項目について

「(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。」は、自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

近年、生活習慣病の一つとして増加の傾向が見られる若年性の糖尿病の児童生徒の場合、自己の病気の状態を理解し、自ら毎日の血糖値を測定して、適切な食生活や適度の運動を取り入れることによって、病気の進行を防止する方法を身に付けることは将来の主体的な生活管理に結びつくものである。

二分脊椎^{せきつい}の幼児児童生徒の場合は、尿路感染の予防のため、排泄指導、清潔の保持、定期的検尿等に十分留意した指導を行う必要がある。

進行性疾患のある幼児児童生徒の場合は、絶えず自分の体調や病気の状態に留意するとともに、これらについて正しく理解して、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に配慮した指導を行うことが大切である。

うつ病などの精神性の疾患の児童生徒の場合、食欲の減退などの身体症

状、興味・関心の低下や意欲の減退などの症状が見られるが、それらの症状が病気によるものであることを理解できないことが多い。このような場合には、医師の了解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解させるとともに、ストレスがそれらの症状に影響を与えることが多いので、自らその軽減を図ることができるように指導することが大切である。例えば、日記を書くことでストレスとなった要因に気付かせたり、小集団での話合いの中で、ストレスを避ける方法や発散する方法を考えさせたりすることも有効である。

口蓋裂の既往歴がある幼児児童生徒の場合には、滲出性中耳炎や虫歯などになりやすいことがあるため、日ごろから子どもの聞こえの状態に留意したり、丁寧な歯磨きの習慣形成に努めたりするなどして、病気の予防や健康管理を自らできるようにすることが必要である。

てんかんのある幼児児童生徒の場合は、一般的に、生活のリズムの安定を図ること、過度の疲労をしないようにすること、きちんと服薬することなどが重要である。このため、生活管理とともに、服薬により状態が安定又は改善することの意味を理解して確実に自己管理ができるように指導することが大切である。

このように、幼児児童生徒が自分の病気を理解し、病気の状態を改善して悪化しないようにするため、自分の生活を自ら管理することのできる力を養っていくことは極めて大切である。こうした力の育成には、幼児児童生徒の発達の状態等を考慮して、その時期にふさわしい指導を段階的に行う必要がある。この場合、専門の医師の助言を受けるとともに、保護者の協力を得るようにすることも忘れてはならない。

③ 他の項目との関連例

てんかんは生活管理とともに服薬が必要な病気であるが、知的障害があり、かつ、てんかんのある幼児児童生徒の場合、生活上の注意事項を守ることや定期的に服薬することが難しい場合がある。

このような幼児児童生徒に対しては、てんかんについて分かりやすく示した絵本やビデオなどを用いて理解を図るとともに、実際の場面を通して、過労を避けることや定時に服薬をすることなどについて具体的に指導することが大切である。また、興奮したりストレスをためたりすることがてんかん発作の誘因となることが多いことから、情緒の安定を図る指導を考慮する必要がある。さらに、幼児児童生徒が注意事項を守り服薬を忘れないようにするためには、他の人の理解や協力を得ることが有効な場合もある。

したがって、幼児児童生徒の発達の段階に応じて、自分の病状を他の人に適切に伝えることができるようにすることにも留意する必要がある。

そこで、知的障害があり、かつ、てんかんのある幼児児童生徒に、病気の状態の理解を図り、進んで自己の生活規制を行うことができるような指導を行うためには、この項目について実際的な指導方法を工夫するとともに、「2 心理的な安定」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

① この項目について

「(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。」は、病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることを意味している。なお、今回の改訂においては、「損傷」という用語が、身体の状態を表す際に、一般的に使われなくなっていることを踏まえ、「身体各部」と改めた。

② 具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒については、発達の段階に応じて、眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図ることが必要である。その上で、保有する視覚機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるように指導することが大切である。

聴覚障害のある幼児児童生徒については、発達の段階に応じて、耳の構造や自己の障害についての十分な理解を図ることが必要である。その上で、補聴器等を用いる際の留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行うことが大切である。

下肢切断によって義肢を装着している場合は、義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりすることができるようにする必要がある。床ずれ等がある場合には、患部への圧迫が続かないように、定期的な体位を変換することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、自分でできない場合には他の人に依頼したりできるようにすることが大切である。

このように病気や事故等による身体各部の状態を理解し、自分の生活を自己管理できるようにするなどして、自分の身体を養護する力を育てていくことは極めて大切なことである。

また、これらの指導は、医療との関連がある場合が多いので、必要に応じて専門の医師の助言を得るようにしなければならない。

③ 他の項目との関連例

筋肉が萎縮し筋力が低下する筋ジストロフィーのある幼児児童生徒に対しては、身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導することが大切である。

そのためには、幼児児童生徒が病気の原因や経過，進行の予防，運動の必要性，適切な運動方法や運動量などについて学習することが必要である。その際、治療方法や将来に関する不安等をもつことがあるので、情緒の安定に配慮した指導を行うことが求められる。また、姿勢変換や移動などの運動を行う際には、周囲の人に援助を依頼することもあることから、場や状況に応じたコミュニケーションについて学ぶことも大切である。

こうしたことから、筋ジストロフィーのある幼児児童生徒が身体の状態に応じて運動の自己管理ができるように指導するためには、この項目と「2 心理的な安定」の区分に示されている項目との関連を十分に図るとともに、「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導することが求められる。

(4) 健康状態の維持・改善に関すること

① この項目について

「(4) 健康状態の維持・改善に関すること。」は、障害があることにより、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合、健康の状態を明確に訴えることが困難なため、様々な場面で健康観察を行うことにより、変化しやすい健康状態を的確に把握することが必要である。その上で、例えば、乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の

維持・改善に努めることが大切である。

たんの吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の場合、このような観点からの指導が特に大切である。その際、健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等のケアが必要なこともあることから、養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進めることが大切である。

知的障害や自閉症のある幼児児童生徒の中には、運動量が少なくなり、結果として肥満になったり、体力低下を招いたりする場合がある。また、心理的な要因により不登校の傾向が続き、運動が極端に少なくなったり、食欲不振の状態になっていたりする場合もある。このように、障害のある幼児児童生徒の中には、障害そのものによるのではなく、二次的な要因により体力が低下することもある。

このような幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、適切な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活における自己の健康管理のための指導が必要である。

健康状態の維持・改善を図る指導を進めるに当たっては、主治医等から個々の幼児児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握する必要があることから、医療機関や家庭と密接な連携を図ることが大切である。

③ 他の項目との関連例

心臓疾患のある児童生徒は、運動の制限の範囲を超えて動いてしまい病気の状態を悪化させることがあるため、病気の状態や体調に応じて生活の自己管理をできるようにすることが重要である。

そのためには、心臓疾患の特徴、治療方法、生活規制など病気の状態と生活管理について、学校生活管理指導表を活用しながら発達の段階に応じた理解ができるようにするとともに、自覚症状や体温、脈拍等から自分の健康状態を把握し、その状態に応じて日常生活や学習活動の状態をコントロールしたり、自ら進んで医師に相談したりできるようにすることが大切である。このような指導を行う時には、生活規制や入院生活から生じるストレスなど心理的な側面に配慮することが欠かせない。

こうしたことから、心臓疾患等の病気のある児童生徒が、健康の自己管理ができるようにするためには、「1 健康の保持」の区分に示されている項目や「2 心理的な安定」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導することが求められる。

2 心理的な安定（幼稚部教育要領第2章の2（2） 幼3ページ，小学部・中学部学習指導要領第7章第2の2 小・中19ページ，高等部学習指導要領第6章第2款の2 高74ページ）

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

「2 心理的な安定」では，自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る観点から内容を示している。

今回の改訂においては，従前，「2 心理的な安定」の区分に示していた「対人関係の形成の基礎に関すること。」を，新設した「3 人間関係の形成」の区分の各項目に含めて整理した。

(1) 情緒の安定に関すること

① この項目について

「(1) 情緒の安定に関すること。」は，情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が，安定した情緒の下で生活できるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

障害のある幼児児童生徒は，生活環境など様々な要因から，心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し，集団に参加することが難しくなることがある。このような場合は，環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから，睡眠，生活のリズム，体調，天気，家庭生活，交友関係など，その要因を明らかにし，情緒の安定を図る指導をするとともに，必要に応じて環境の改善を図ることが大切である。

白血病のため入院している幼児児童生徒は，治療の副作用による貧血や嘔吐などが長期間続くことにより，心理的に不安定な状態になることがある。そのような時は，悩みを打ち明けたり，自分の不安な気持ちを表現できるようにしたりするなどして，心理的な安定を図ることが大切である。

ADHDのある幼児児童生徒は，自分の行動を注意された時に，反発して

興奮を静められなくなることがある。このような場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場を離れて深呼吸するなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるように指導することが大切である。

障害があることや過去の失敗経験等により、二次的に自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする場合には、機会を見つけて自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲を促すように指導することが重要である。

LDのある児童生徒は、例えば、書き取りの練習を繰り返し行っても、期待したほどの成果が得られなかったなどの経験から、生活全体においても自信を失っている場合がある。そのため自らの失敗に対して感情的になり、情緒が不安定になることがある。このような場合には、本人が得意なことを生かして課題をやり遂げるように指導し、成功したことを褒めることで自信をもたせたり、自分のよさに気付くことができるようにしたりすることが必要である。

障害が重度で重複している幼児児童生徒の中には、情緒が安定しているかどうかを把握することが困難な場合がある。そのような場合には、その判断の手掛かりとして「快」、「不快」の表出の状態を読み取ることが重要である。そして、安定した健康状態を基盤にして「快」の感情を呼び起こし、その状態を継続できるようにするための適切なかわり方を工夫することが大切である。

③ 他の項目との関連例

心身症のある幼児児童生徒は、心理的に緊張しやすく、不安になりやすい傾向がある。また、身体面では、嘔吐、下痢、拒食等様々な症状があり、日々それらが繰り返されるため強いストレスを感じることもある。それらの結果として、集団に参加することが困難な場合がある。

こうした幼児児童生徒が、自ら情緒的な安定を図り、日常生活や学習に意欲的に取り組むことができるようにするためには、教師が病気の原因を把握した上で、本人の気持ちを理解しようとする態度でかかわることが大切である。その上で、良好な人間関係作りを目指して、集団構成を工夫した小集団で、様々な活動を行ったり、十分にコミュニケーションができるようにしたりすることが重要である。

そこで、心身症のある幼児児童生徒が情緒を安定させ、様々な活動に参加できるようにするためには、この項目に加え、「3 人間関係の形成」や「6

コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

① この項目について

「(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。」は、場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることを意味している。今回の改訂においては、場面等の状況を理解した上で、適切に対応することをより一層明確にするために、「状況の変化への対応」を「状況の理解と変化への対応」に改めたところである。

② 具体的指導内容例と留意点

場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる幼児児童生徒の場合には、教師と一緒に活動しながら徐々に慣れるよう指導することが必要である。

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になることがある。そこで、状況の説明を聞いたり、状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることが大切である。また、日ごろから一定の場所に置かれている遊具など、移動する可能性の少ないものを目印にして行動したり、自ら必要な情報を得るために身近な人に対して的確な援助を依頼したりする力などを身に付けることが大切である。

家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況ではそれができない選択性かん黙の幼児児童生徒の場合には、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにすることが大切である。

自閉症のある幼児児童生徒は、予告なしに行われる避難訓練や、急な予定の変更などに対応することができず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。このような場合には、予想される事態や状況を予告したり、事前に体験できる機会を設定したりすることなどが必要である。

③ 他の項目との関連例

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、見えにくさから周囲の状況を把握することが難しいため、初めての場所や周囲の変化に対して、不安になる場合がある。

このような場合には、一人一人の見え方やそれに起因する困難を踏まえた上で、周囲がどのような状況かを教師が言葉で説明したり、あらかじめ幼児児童生徒とその場に移動して一緒に確かめたりすることによって情緒的な安定を図るようにする。その上で、幼児児童生徒が周囲を見回したり、聴覚などの保有する感覚を活用したりして状況を把握することや、状況やその変化について友達や教師に尋ねて情報を得るようにすることなどを指導することが大切である。

したがって、視覚障害のある幼児児童生徒が、周囲の状況を理解し、状況の変化に適切に対応していくためには、この項目の内容と「2 心理的な安定」、「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

① この項目について

「(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。」は、自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることを意味している。今回の改訂においては、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

② 具体的指導内容例と留意点

障害による学習上又は生活上の困難を理解し、それを改善・克服する意欲の向上を図る方法は、障害の状態により様々であるが、指導を行うに当たっては、幼児児童生徒の心理状態を把握した上で指導の内容や方法を工夫することが必要である。

筋ジストロフィーのある児童生徒は、小学部低学年のころは歩行が可能であるが、年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、その後、車いす又は電動車いすの利用や酸素吸入などが必要となることが多い。また、同じ病棟内の友達の病気の進行を見ていることから将来の自分の病状についても

認識している場合がある。

こうした状況にある幼児児童生徒に対しては、学習や運動において打ち込むことができることを見つけ、それに取り組むことにより、生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る指導が大切である。

肢体に不自由があるために移動が困難な児童生徒の場合、手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う不自由を自ら改善し得たという成就感がもてるような指導を行うことが大切である。特に、障害の状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難な幼児児童生徒の場合には、寝返りや腕の上げ下げなど、不自由な運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行うことが、自己を確立し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を育てることにつながる。

障害に起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある児童生徒の場合、同じ障害のある者同士の自然なかかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にしたりするなどして、心理的な安定を図り、障害を改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てることが大切である。

LDのある児童生徒の場合、計算の仕方などを覚えることが他の人と比較して時間がかかることなどに気付いても、それを自分自身の努力不足によるものと思い込んでいる場合がある。このような場合には、自分の得意な面と不得意な面を知り、その得意な面を活用することで、困難を克服することができるということを経験することが大切である。成功体験やそれを賞賛される経験などを積み重ね、自分に自信をもてるようにすることが、不得意なことにも積極的に立ち向かう意欲を育てることにもつながるのである。

③ 他の項目との関連例

吃音のある幼児児童生徒の場合は、人とのコミュニケーションを円滑に行うことができないことなどから、学校生活等において消極的になりがちである。そこで、教師との良好な関係を築き、気持ちを楽にして話す方法を指導したり、自分の得意なことに気付かせて自信をもたせたりするなどして、障害を自分なりに受け止め、積極的に学習等に取り組むようにすることが大切である。

その際、幼児児童生徒の好きなことや得意なことを話題にして、自ら話

せるようにするとともに、達成感や成功感を味わえるようにすることも必要である。

そこで、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図るためには、この項目に加えて、「3 人間関係の形成」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連させるなどして具体的な指導内容を工夫することが大切である。

3 人間関係の形成（幼稚部教育要領第2章の2（3） 幼3ページ，小学部・ 中学部学習指導要領第7章第2の3 小・中19ページ，高 等部学習指導要領第6章第2款の3 高74ページ）

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

「3 人間関係の形成」では、自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。

今回の改訂においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化，発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実する観点から、従前の「2 心理的な安定」の区分に示されていた「対人関係の形成の基礎に関する事。」を含めて必要とされる項目を検討し、「他者とのかかわりの基礎に関する事。」、「他者の意図や感情の理解に関する事。」、「自己の理解と行動の調整に関する事。」、「集団への参加の基礎に関する事。」を新たに示し、これらを区分「3 人間関係の形成」として整理した。

(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事

① この項目について

「(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。」は、人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようになることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

人に対する基本的な信頼感は、乳幼児期の親子の愛着関係の形成を通してはぐくまれ、成長に伴い様々な人との相互作用を通して対象を広げていく。障害のある幼児児童生徒は、障害による様々な要因から、基本的な信頼感の形成が難しい場合がある。

人に対する認識がまだ十分に育っておらず、他者からの働き掛けに反応が乏しい重度の障害がある幼児児童の場合には、抱いて揺さぶるなど幼児児童が好むかかわりを繰り返し行って、かかわる者の存在に気付くことができるようにすることが必要である。このように身近な人と親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやりとりを広げていくようにすることが大切である。

また、他者とのかかわりをもととするが、その方法が十分に身に付いていない自閉症のある幼児児童生徒の場合には、まず、直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との安定した関係を形成することが大切である。そして、やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、そのやりとりの方法が定着するようにし、相互にかかわり合う素地を作ることが重要である。その後、やりとりの方法を少しずつ増やしていくが、その際、言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報を加えて分かりやすくすることも大切である。

③ 他の項目との関連例

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、相手の顔が見えない、あるいは見えにくいために、他者とのかかわりが消極的、受動的になってしまう傾向が見られる。

このような場合、だれかが話し掛けてきた場面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行う。また、一緒に活動している友達や周囲の状況が変化した場合は、必要に応じて、近くにいる友達に援助を求めたり、他の友達のところへ連れて行ってもらったりするなどして、他者とかかわる機会を設けるようにするなど、積極的に他者とかかわろうとする態度や習慣を養うよう指導することが大切である。

したがって、視覚障害のある幼児児童生徒に対して他者との積極的なやりとりを促すには、この項目に加えて、「2 心理的な安定」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されている各項目等を相互に関連付けて具

体的な指導内容を設定することが大切である。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

① この項目について

「(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。」は、他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

他者の意図や感情を理解する力は、多くの人々とのかかわりや様々な経験を通して次第に形成されるものである。しかし、障害のある幼児児童生徒の中には、単に経験を積むだけでは、相手の意図や感情をとらえることが難しい場合もある。

自閉症のある幼児児童生徒は、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の心の状態を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまうため、行動や表情に表れている相手の真意を読み取れないこともある。そこで、生活の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、立場や考えを推測するような指導を通して、相手とかかわる際の具体的な方法を身に付けることが大切である。

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、相手の表情を視覚的にとらえることが困難であるために、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。この場合、聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを的確に聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養うことが大切である。

③ 他の項目との関連例

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合には、聴覚的な情報を入手しにくいことから、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心にとらえたりしやすいことがある。

例えば、本当は嫌な気持ちを抱いていても、場面によっては、笑い顔になってしまうこともある。そのような時に、聴覚障害のある幼児児童生徒が笑っているという表情だけから、相手が喜んでいると受け止めてしまうと、相手の感情に応じて適切に行動できないことがある。また、会話によ

る補完が十分にできないため目の前の状況だけで判断しがちなことがあるが、そこに至るまでの状況の推移についても振り返りながら、順序立てて考えるなど、出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積ませることも必要である。その際には、聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握することも必要になる。

こうしたことから、聴覚障害のある幼児児童生徒が相手の感情や真意を理解できるようにするためには、この項目に加えて、「2 心理的な安定」、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連させるなどして具体的な指導内容を設定することが大切である。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

① この項目について

「(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。」は、自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

自己に対する知識やイメージは、様々な経験や他者との比較を通じて形成されていく。障害のある幼児児童生徒の場合には、障害による認知上の困難や経験の不足等から自己の理解が十分でない場合がある。

知的障害のある生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己の理解を深めていくことが大切である。

肢体不自由のある幼児児童生徒は、経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがある。自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して手伝ってもらうことなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。

ADHDのある幼児児童生徒の場合、状況にそぐわない行動をすることがあるために友達に受け入れられず、集団参加が難しい場合がある。このような場合は、状況に合わせて行動することが自分は不得意であることを理解し、行動する前に周囲の状況を観察したり、状況を理解するゆとりを

もつようにしたりする態度を身に付けることが必要である。その際には、ロールプレイのように、できるだけ具体的な状況を設定して指導することが大切である。

また、障害のある幼児児童生徒の中には、経験が少ないことや課題に取り組んでもできなかった経験などから自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている場合がある。その結果、活動が消極的になったり、自暴自棄きになったりすることがあるので、早期から成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的にとらえる感情を高められるような指導内容を検討することが重要である。

③ 他の項目との関連例

自閉症のある幼児児童生徒は、「他者が自分をどう見ているか」、「どうしてそのような見方をするのか」ということの意味が十分でないことから、「自分がどのような人間であるのか」といった自己の意味が困難な場合がある。そのため、友達の行動に対して適切に応じることができないことがある。

このような場合には、体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの意味を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりする指導を関連付けて行うことが必要である。

また、自閉症のある幼児児童生徒は、特定の光や音などにより混乱し、行動の調整が難しくなることがある。そのような光や音に対して少しずつ慣れたり、それらの刺激を避けたりすることができるように、感覚や認知の特性への対応に関する内容も関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

このように自閉症のある幼児児童生徒が、自己を理解し、状況に応じて行動できるようになるためには、この項目と「他者の意図や感情の意味に関すること。」の項目などを関連付けるとともに、「4 環境の把握」等の区分に示されている項目などとも関連を図り、具体的な指導内容を設定することが必要である。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

① この項目について

「(4) 集団への参加の基礎に関すること。」は、集団の雰囲気に合わせて、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

障害のある幼児児童生徒は、見たり聞いたりして情報を得ることや、集団に参加するための手順やきまりを理解することなどが難しいことから、集団生活に適応できないことがある。

例えば、視覚障害のある幼児児童生徒の場合には、目で見ればすぐに分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけないことがある。そこで、あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする必要がある。

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、場面や相手によっては、行われている会話等の情報を的確に把握できにくいことがある。そのため、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合がある。そこで、背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導することが大切である。

LDのある幼児児童生徒の場合には、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加できないことがある。そこで、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からない時の尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくことなどが必要である。

③ 他の項目との関連例

ADHDのある幼児児童生徒は、遊びの説明を聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりするためにルールを理解していない場合がある。また、ルールを理解していても、勝ちたいという気持ちから、ルールを守ることができない場合がある。その結果、うまく遊びに参加することができなくなってしまうこともある。

このような場合には、ルールを少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイによって適切な行動を具体的に学習したりすることが必要である。また、遊びへの参加方法が分からない時の不安を静める方法を学習するなど、「2 心理的な安定」の区分に示されている項目や、友達への尋ね方を練習するなど「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目との関連を図りながら、具体的な指導内容を設定することが大切である。

4 環境の把握（幼稚園教育要領第2章の2（4） 幼3ページ，小学部・中学部学習指導要領第7章第2の4 小・中19ページ，高等部学習指導要領第6章第2款の4 高74ページ）

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

「4 環境の把握」では、感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。

今回の改訂では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化，多様化に伴い，一人一人の感覚や認知の特性を踏まえた指導を必要とする者が増加していることから，「感覚や認知の特性への対応に関すること。」を新たに示すこととした。

(1) 保有する感覚の活用に関すること

① この項目について

「(1) 保有する感覚の活用に関すること。」は、保有する視覚，聴覚，触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

視覚障害のある幼児児童生徒の場合，全盲であれば聴覚や触覚を活用し，弱視であれば，保有する視覚を最大限に活用するとともにその他の感覚も十分に活用して，学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行うことが重要である。

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合，補聴器等の装用により，保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに，場所や場面に応じて，磁気ループを用いた集団補聴システム，FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。

肢体不自由や知的障害のある幼児児童生徒の中には，視覚障害や聴覚障害を併せ有する者も少なくないことから，保有する感覚を最大限に活用して，学習や日

常生活に必要な情報を適切に取り入れるための指導が必要である。

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合には、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る感覚についても考慮する必要がある。その際には、それらを個々の感覚ごとにとらえるだけでなく、相互に関連付けてとらえることが重要である。例えば、玩具を手を持って目の前で振っている状態は、玩具の色や形を視覚で、かたさやなめらかさを触覚で感じているほか、よく見ようとして姿勢を変化させ、玩具を握ったり振ったりするために、筋や関節を絶えず調整しているにとらえることができる。つまり、様々な感覚を関連させながら運動・動作を行っているのである。したがって、個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の与え方を工夫することが大切である。

③ 他の項目との関連例

障害が重度で重複している幼児児童は、視覚や聴覚への働き掛けに対して明確な応答が見られないことがある。しかし、このような場合であっても、教師が抱きかかえて適度に揺さぶると笑顔が見られることがある。これは、スキンシップによる触覚や揺れの感覚が、快の感情をもたらしているものと考えられる。

そして、そうした働き掛けに加えて、玩具を見せたり言葉掛けをしたりするなど視覚や聴覚の活用を促すことも大切である。適度な揺さぶりの中で視覚や聴覚に対する働き掛けも心地よく受け止められるようになったら、目の前に音の出る玩具などを示し、音を聞きながら目で玩具を追ったり、音の方に顔を向けて玩具を見つめたりできるように働き掛けを発展させていく。また、次のステップでは、その玩具に手を触れさせて、自分の手を動かして音を出したり、音の出る玩具を目で見つめて手を伸ばして取ったりという動作を誘発させていく。このように、細かなステップを追って、視覚と聴覚を協調させたり、視覚と手の運動を協調させたりする指導が求められる。

そこで、障害が重度で重複している幼児児童に、保有する感覚の活用を促す指導を行うためには、この項目に加えて、一人一人の実態に応じて「5 身体の動き」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

① この項目について

「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に適切に対応できるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

感覚は、身体の内外的からの刺激を目、耳、皮膚などの感覚器官を通してとらえる働きである。認知とは、感覚を通して得られる情報を基にして行われる情報処理の過程であり、記憶する、思考する、判断する、決定する、推理する、イメージを形成するなどの心理的な活動である。

障害のある幼児児童生徒は、視覚、聴覚、触覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり、特定の音や光に過敏に反応したりする場合がある。

眼の病気によりまぶしさを強く感じる幼児児童生徒を対象に屋外の活動を行う際には、遮光眼鏡を必ず着用するよう指導するとともに、その習慣化を図ることが大切である。

自閉症のある幼児児童生徒の中には、聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱く場合が見られる。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥ることもある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。なお、ある幼児児童生徒にとって不快な刺激も、別な幼児児童生徒にとっては快刺激である場合もある。したがって、個々の幼児児童生徒にとって、快刺激は何か、不快刺激は何かをきめ細かく観察して把握しておく必要がある。

また、障害のある児童生徒が言葉や数の学習で示す困難は、個々の認知の特性による場合が少なくない。話を聞いて理解することが困難な場合には、言葉の記憶力が弱いことや話し声から特定の音韻を聞き取ることなどが難しいことがある。本を読むことが苦手な場合には、読んでいる箇所を目で追うことができないことがある。また、漢字や図形を正しく書くことができない場合には、位置関係の認知が困難なことがある。こうした個々の認知の特性は、脳性まひや知的障害のほか、LD、ADHD、自閉症等のある児童生徒にも見られるものである。

これらの児童生徒は、認知面において不得意なことがある一方で得意な方法をもっていることも多い。例えば、聴覚からの情報は理解しにくくても、視覚からの情報の理解は優れている場合がある。したがって、一人一人の認知の特性に応じた指導の方法を工夫し、不得意な課題を少しずつ改善するよう指導するとともに、得意な方法を積極的に活用するよう指導することも大切である。

③ 他の項目との関連例

脳性まひの児童生徒の中には、文字や図形を正しくとらえることが困難な場合がある。原因としては、数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しいことなどが考えられる。

このような場合には、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的なことがある。

児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえて指導を工夫するほか、上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい場合には、コンピュータ等を活用して書くことを補助することによって、学習を効果的に進めることができる。また、学習活動を通じて、例えば文字の部首や図形の特徴については、話し言葉で聞いた方が理解しやすいというような自分の得意な学習のスタイルを知り、自ら使えるように指導することも大切である。

そこで、肢体不自由のある児童生徒の感覚や認知の特性を踏まえて、文字や図形を正しくとらえることを指導する場合には、この項目に加えて、「5 身体の動き」や「3 人間関係の形成」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

① この項目について

「(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。」は、保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

視覚に障害があり、小さい文字等が見えにくい場合には、拡大読書器や遠用・近用などの各種の弱視レンズなどの視覚補助具を効果的に活用することが有効である。また、実験や観察を行うに当たって、明るさの変化を音の変化に変える感光器を用いるなど視覚情報を聴覚や触覚で代行する機器を活用できるように指導することが大切である。

また、聴覚に障害がある場合には、感覚の補助手段として、音声を増幅する補聴器等の活用とともに、代行手段としての視覚の活用が考えられる。特に、言葉を受容するための視覚的な手段としては、相手の口形や表情を基にして理解する読話、手指の形や動き等を基にして理解する手話や指文字、キュード・スピーチ（又はキューサインなど）がある。このほかにも、音声等の情報を文字表示する機器、時刻を光や振動を用いて知らせる機器等がある。これらの補助手段や代行手段の特徴及び機能を的確に理解して、幼児児童生徒が、個々の障害の状態に応じた活用方法を工夫できるようにすることが大切である。

以上のように、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階、興味・関心等に応じて、将来の社会生活等に結び付くように補助及び代行手段の適切な活用に努めることが大切である。

③ 他の項目との関連例

弱視の児童生徒で、遠くの文字が見えにくかったり、本などを読むのに時間がかかったりする場合、遠用・近用などの各種の弱視レンズなどを使いこなすための指導を行うことが大切である。

例えば、動いているバスの行き先表示や時刻表、街頭の標識などの方向に素早くレンズを向け、細かなピント合わせをするよう発達の段階に応じて指導したり、表やグラフの読み取りのため、ルーペを速く正確に動かして数値などを把握する指導をしたりする必要がある。これらの指導は、緻密な作業を円滑に遂行する能力を高める指導と関連付けて行うことが大切である。

さらに、せっかくルーペ等の使用に習熟しても、思春期になると周囲の人から見られることを気にして使うことをためらうことがあるため、弱視レンズを使ってよく見える体験を繰り返すことにより、低学年の段階から障害の受容を図り、障害による困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する指導を行うことが大切である。

したがって、弱視の児童生徒が、保有する感覚を用いて各種の補助機器を活用したり、他の感覚や機器で代行したりするためには、この項目に加

えて、「5 身体の動き」や「2 心理的な安定」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

① この項目について

「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」は、いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

視覚に障害がある場合、白杖を用いて一人で市街を歩く時には、その前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描くことが重要である。歩き始めてからは、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置、においなど様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用して、それらの情報と頭の中にある地図とを照らし合わせ、確かめながら歩くことが求められる。したがって、周囲の状況を把握し、それに基づいて的確に判断し行動できるよう指導することが極めて重要である。また、中学部・高等部の生徒の場合は、必要に応じて、携帯電話のナビゲーション機能などを利用して自分の位置と周囲の状況を把握させることも考えられる。

聴覚に障害がある場合、補聴器等を通して得られた情報だけでは、周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難な場合がある。例えば、補聴器の活用の仕方によって、音の方向のとらえ方に違いが生じることもある。そこで、身の回りの音を聞き取り、様子や言葉を理解する場合には、視覚や嗅覚などの感覚も総合的に活用する指導が必要である。その際には、情報を的確に収集するとともに、様々な感覚をいかに活用するかについても考えさせることが大切である。

このように、視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して、周囲の状況を的確に把握することが大切である。

③ 他の項目との関連例

聴覚に障害があることにより、背後や外の様子等周囲の状況を的確に把握できにくいことがある。また、周囲の人とのコミュニケーションの不十

分さなどの影響で、物事がどのように推移してきたか、相手がどう思っているか、これから何が始まるかなどについて、予想できにくい場合もある。

こうした場合には、視覚や嗅覚等の様々な感覚を活用して情報を収集したり、多様な手段を活用した積極的なコミュニケーションを通して相手を理解したりするとともに、それまでに得ている情報等と照らし合わせたりしながら、周囲の状況や人の気持ち、今後の展開等を推察することが必要である。

したがって、感覚を総合的に活用して周囲の状況等を理解し、自己の生活に生かす指導については、この項目に加えて、「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連させて、具体的な指導内容を設定することが必要である。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

① この項目について

「(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。」は、ものの機能や属性、形、色、音が変化の様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

認知とは、前述したように感覚を通して得られる情報を基にして行われる情報処理の過程であり、記憶する、思考する、判断する、決定する、推理する、イメージを形成するなどの心理的な活動を指す。こうした活動を適切に進めていくことによって、幼児児童生徒は発達段階に即した行動をすることが可能となる。

一方、概念は、個々の事物・事象に共通する性質を抽象し、まとめ上げることによって作られるものであり、認知の過程においても重要な役割を果たすものである。

「認知や行動の手掛かりとなる概念」とは、これまでの自分の経験によって作り上げてきた概念を、自分が新たに認知や行動を進めていくために活用することを意味している。したがって、極めて基礎的な概念を指しているが、常時行われる認知活動によって更にそれが変化し、発達に即した適切な行動を遂行する手掛かりとして、次第により高次の概念に形成されていくと考えられる。

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、触覚によって、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりする指導が必要となる。これらの指導に当たっては、幼児児童生徒がいろいろなものの的確なイメージや概念をもつことができるように、教材・教具等を工夫したり、環境の設定に配慮したりする必要がある。この場合、日常生活や学習においては、適切に認知したり、行動したりする際の手掛かりとして、形や大きさ、機能等の概念を的確に活用できるよう指導することが大切である。

肢体不自由のある幼児児童生徒は、身体の動きの不自由さから自分の身体の状況を十分に理解していなかったり、空間における自分とものの位置関係を理解することに困難が見られたりする場合がある。こうしたことが概念を形成する際の基礎となる上下、左右、前後、高低、遠近等の空間に関する概念の形成を妨げる。そこで、自分の姿勢と対象の位置関係を意識させ、言葉と結び付けながら空間に関する概念の形成を図るよう指導していくことが必要である。

LDのある幼児児童生徒は、例えば、左右の概念を理解することが困難であるため、左右の概念を含んだ指示や説明を理解することがうまくできず、学習を進めていくことが困難になる場合がある。このような場合には、様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と「左」や「右」という位置や方向を示す言葉を関連付けながら指導して、基礎的な概念の形成を図ることが重要である。

③ 他の項目との関連例

聴覚障害のある幼児児童の場合、視覚的な情報を適切に活用して作業等を行うことが大切である。例えば、幼児が折り紙をする場合で、教師や友達の折り方を見て、同じように紙を折るような活動の際には、それぞれの作業過程を的確な言葉に結び付けていくことが大切である。

折り紙の例では、「端をぴったり重ねる」、「角が重なるように折る」、「左手で押さえて、右手で折り目を付ける」、「片方を開く」などの言葉を知り、実際に作業できるようにする必要がある。このような言葉と行動の対応関係を、生活の様々な機会を通じて繰り返していくことで、その概念を的確に身に付けることができるのであり、さらに、習得したこれらの概念を用いて、幼児はより複雑な事柄の認知や作業に取り組むことが可能になる。

そこで、この項目を中心としつつ、「4 環境の把握」や「6 コミュ

ニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、幼児児童が興味・関心を抱きながら取り組めるような具体的な指導内容を設定することが大切である。

5 身体の動き（幼稚部教育要領第2章の2（5） 幼4ページ，小学部・
中学部学習指導要領第7章第2の5 小・中19ページ，高等
部学習指導要領第5章第2款の5 高74ページ）

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

「5 身体の動き」では、日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事

① この項目について

「(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。」は、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関する事を意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

姿勢には、臥位、座位、立位などがあり、あらゆる運動・動作の基礎になっている。姿勢を保持することは、広い意味では動作の一つである。これらの姿勢保持と上肢・下肢の運動・動作を含めて基本動作と言うが、この基本動作は、姿勢保持、姿勢変換、移動、四肢の粗大運動と微細運動に分けることができる。

障害によって身体の動きに困難のある幼児児童生徒は、基本動作が未習得であったり、誤って身に付けてしまったりしているために、生活動作や作業動作を十分に行うことができない。そこで、個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切である。

例えば、全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合は、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。

一方、筋ジストロフィーで病気の進行のため筋力の低下が見られる場合には、筋力の維持を図る運動が必要である。

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難な場合がある。このような場合には、より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導することが考えられる。そして、次第に、目的の動きに近付けていくことにより、必要な運動・動作が幼児児童生徒に確実に身に付くよう指導することが重要である。

また、視覚に障害がある場合は、身体の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することが困難であることが多い。そこで、姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接接触させて確認させた後、幼児児童生徒が自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が適切な指示を与えることによって、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得することが大切である。

なお、このような指導を行う場合には、必要に応じて医師等の専門家と十分な連携を図ることが大切である。

③ 他の項目との関連例

A D H Dのある幼児児童生徒は、身体を常に動かしている傾向があり、自分でも気付かない間に座位や立位の姿勢が大きく崩れ、活動を継続できなくなってしまうことがある。

このような幼児児童生徒に対しては、身体を動かすことに関する指導だけでなく、姿勢を整えやすいような机やいすを使用することや、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるような指導を行うことが有効な場合がある。

そこで、姿勢を保持することが困難なA D H Dのある幼児児童生徒に対しては、この項目に加え、例えば、「2 心理的な安定」や、「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導することが必要である。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

① この項目について

「(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。」は、姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具などの補助的手段を活用してこれらができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

姿勢保持や基本動作の習得・改善を促進し、日常生活動作や作業動作の遂行を補うためには、幼児児童生徒の運動・動作の状態に応じていろいろな補助的手段を活用する必要がある。また、この補助的手段の活用に関する指導内容には、各種の補助用具の工夫とその使用法の習得も含まれている。

補助用具には、座位姿勢安定のためのいす、作業能率向上のための机、移動のためのつえや歩行器及び車いす、白杖などがある。このほか、よく用いられる例としては、持ちやすいように握りを太くしたり、ベルトを取り付けたりしたスプーンや鉛筆、食器やノートを机上に固定する装置、着脱しやすいようにデザインされた衣服、手すりなどを取り付けた便器などがある。

また、表現活動を豊かにするために、コンピュータの入力動作を助けるための補助用具も重要なものである。

幼児児童生徒が補助用具を必要とする場合には、用途や目的に応じて適切な用具を選び十分使いこなせるように指導する必要がある。また、その発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助用具を調整したりすることを指導することも大切である。一方で、例えば、車いすの使用が度重なることにより立位を保持する能力の低下を来す場合がある。したがって、補助用具の使用の仕方を工夫し、幼児児童生徒の身体の動きの維持や習得を妨げないように十分留意しなければならない。

なお、つえ、車いす、白杖等の活用に当たっては、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の協力や助言を得ることが大切である。

③ 他の項目との関連例

障害が重度で重複している幼児児童生徒は、自分で自由に姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが困難なことが多い。寝たきりの状態が続くことは、筋や骨格、内臓等の発達の上でも望ましくないことから、補助用具を活用するなどしていろいろな姿勢をとることが大切である。座位をとることが可能ならば、骨盤を安定させるための装置や体幹を支える

ためのベルトなどが付いたいすを活用すると効果的である。

しかし、単にいすを用意してベルト等を装着するだけでよいわけではなく、頭を上げる、背筋を伸ばすなど自分の身体を操作して座位を保つことを指導しなければならない。また、身体を起こした状態を維持するためには、積極的に見ようとしたり触ろうとしたりすることが必要である。そこで、幼児児童生徒が視覚や触覚などを積極的に活用するように、教材・教具や環境の設定を工夫することが大切である。

このように、障害が重度で重複している幼児児童生徒が、いろいろな姿勢を保持するために補助用具を活用する場合には、「5 身体の動き」の区分に示されている他の項目や「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定することが求められる。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

① この項目について

「(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。」は、食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、幼児児童生徒の自立にとって、極めて重要なことである。これらを身に付けるには、姿勢保持、移動、上肢の諸動作といった基本動作が習得されていることが必要であり、座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になる。つまり、

ア 安定した座位を確保しながら、両腕を体の前へ伸ばすことができること。

イ 身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりすることができること。

ウ 身体のほとんどの部位へ指先が届くこと。

エ 手の動きを目で追うこと。

というような動作が可能であれば、さらに、次の段階の指導を工夫することによって、日常生活の諸動作の多くを行うことができるようになる。その上で、これらの動作を実際の日常生活で使うことができるところまで習慣化していくことが大切である。

また、運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合には、日常生活に必要な運動・動作のほとんどを介助に頼っている場合が多い。このような幼児児童生徒の場合には、介助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行うことが必要である。

③ 他の項目との関連例

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、細かな手指の動作が困難であり、衣服の着脱や食事などが困難な場合がある。

このような場合には、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導するが、その際、注意が他のことに向いてしまって、衣服の着脱等に気持ちを集中させて取り組むことが難しい幼児児童生徒も多い。そのため、集中して取り組むことができるように、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫が大切である。

そのため、このような幼児児童生徒が日常生活に必要な動作を身に付けるためには、「2 心理的な安定」や「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

(4) 身体の移動能力に関すること

① この項目について

「(4) 身体の移動能力に関すること。」は、自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

移動とは、自分で自分の身体を動かし、目的の場所まで行くことで、興味・関心を広げる上でも重要な手段であり、自立するために必要な動作の一つである。一般に、首のすわりから始まって、寝返りから座位へと続く、いわゆる初期の運動・動作の発達の到達点が歩行である。

視覚に障害がある場合には、発達の段階に応じて基本的な歩行技術の習得や援助を依頼する方法などを身に付け、白杖を有効に活用して一人で安全に目的地まで行けるように指導することが大切である。校内や室内の歩行においては、伝い歩きや介助歩行なども適切に行えるよう指導する必要

がある。また、弱視の場合は、白杖だけでなく保有する視覚を活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付けることも必要である。

障害の状態により、筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない幼児児童生徒の場合には、歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、歩行が困難な場合には、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する必要がある。

心臓疾患のある幼児児童生徒の中には、心臓への負担がかかることから歩行による移動が制限されることがあり、必要に応じて歩行器や電動車いす等の補助的手段を活用することになる。このような場合には、医師の指導を踏まえ、病気の状態や移動距離、活動内容によって適切な移動手段を選択し、心臓に過度の負担をかけることなく移動の範囲が維持できるように指導することが大切である。

運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合には、寝返りや腹這いによる移動だけでなく、それらも含めた基本動作すべての習得・改善を目指す必要がある。したがって、姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえて幼児児童生徒に適した移動の方法を選択することが大切である。例えば、寝返りや腹這いができなくても、姿勢を保持することができるようならば、移動を補助する手段の活用が考えられる。

なお、障害の状態や発達の段階によっては、学校外での移動や、交通機関の利用の際に、一人での移動が困難な場合もある。そこで、このような社会的な場面における移動能力を総合的に把握し、実際の場面で有効に生かされるよう指導することが大切である。

③ 他の項目との関連例

肢体不自由のある幼児児童生徒が、目的地まで一人で移動できるようになるためには、移動能力のほか様々な状況に対する的確な判断力を身に付ける必要がある。

肢体不自由のあるため車いすを利用している生徒が外出する場合には、車いすの操作に慣れるとともに、目的地まで車いすを操作し続けるための体力がなければならない。それに加えて、目的地までの距離や段差の状況などを調べ、自分で車いすを操作する力を考慮して一人で行けるかどうかを判断し、一人で行くことが難しい場合には、援助者を捜して依頼することが必要となる。また、実際に外出した際には、途中で通行人に道を尋ねたり、路上にある障害物を取り除いてもらったりすることも考えられる。そのため、周囲にいる人に質問をしたり、依頼をしたりするコミュニケー

ションについても習熟しておくことが大切である。

このように、肢体不自由のある幼児児童生徒が、目的地まで一人で移動できるようにするためには、この項目に加えて、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

① この項目について

「(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。」は、作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味している。

今回の改訂においては、作業の円滑な遂行に必要な一つ一つの動作をきめ細かく指導することを明確にするため、「作業の円滑な遂行」を「作業に必要な動作と円滑な遂行」に改めた。

② 具体的指導内容例と留意点

作業に必要な基本動作を習得するためには、姿勢保持と上肢の基本動作の習得が前提として必要である。つまり、自分一人で、あるいは補助的手段を活用して座位保持ができ、机上で上肢を曲げたり伸ばしたり、ものを握ったり放したりするなどの動作ができなければならない。

また、作業を円滑に遂行する能力を高めるためには、両手の協応や目と手の協応の上に、正確さや速さ、持続性などの向上が必要である。さらに、その正確さと速さを維持し、条件が変わっても持続して作業を行うことができるようにする必要がある。

肢体に不自由がある児童生徒の場合には、室内ゲームや戸外のスポーツの種目を通して、粗大運動での機敏さや持続性の向上を図ったり、各種の作品を制作する活動を通して、微細運動での正確さや速さの向上を促したり、単純な作業やゲームなどを繰り返して行うことを通して、速さや持続性を養ったりすることが考えられる。

ADHDのある幼児児童生徒は、一連の作業において最後まで注意の集中が続かないことがある。このような場合には、作業工程を分割し、一つ一つの工程に短時間集中することから始めて、徐々に作業に集中できる時間を長くするような指導が必要である。

自閉症のある幼児児童生徒には、手足を協調させて動かすことや微細な

運動をすることの困難が見られることがある。そのため、目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりすることなどが必要である。また、手指の巧緻性を高めるためには、幼児児童生徒が興味・関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切である。

障害の状態によっては、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、作業における基本動作の習得や巧緻性、敏捷性の向上を図るとともに、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるように指導することが大切である。

③ 他の項目との関連例

自閉症のある幼児児童生徒は、自分のやり方にこだわりがあったり、手足を協調させてスムーズに動かしたりすることが難しい場合がある。また、他者の意図を適切に理解することが困難であったり、一つの情報のみに注意を集中してしまったりすることから、教師が示す手本を自ら模倣しようとする気持ちがもてないことがある。その結果、作業に必要な巧緻性などが十分育っていないことがある。

このような場合には、一つの作業についていろいろな方法を経験させるなどして、作業のやり方へのこだわりを和らげたり、幼児児童生徒と指導者との良好な人間関係を形成し、幼児児童生徒が主体的に指導者の示す手本を模倣しようとする気持ちを育てたりすることが大切である。

したがって、自閉症のある幼児児童生徒に対しては、この項目に加えて、「2 心理的な安定」や「3 人間関係の形成」などの区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定して指導を行うことが大切である。

6 コミュニケーション（幼稚部教育要領第2章の2（6） 幼4ページ、小学部・中学部学習指導要領第5章第2の6小・中19ページ、高等部学習指導要領第5章第2款の6 高74ページ）

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。

- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

「6 コミュニケーション」では、場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

① この項目について

「(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。」は、幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

コミュニケーションとは、人間が意思や感情などを相互に伝え合うことであり、その基礎的能力として、相手に伝えようとする内容を広げ、伝えるための手段をはぐくんでいくことが大切である。

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合には、話し言葉によるコミュニケーションにこだわらず、本人にとって可能な手段を講じて、より円滑なコミュニケーションを図る必要がある。周囲の者は、幼児児童生徒の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察することにより、その意図を理解する必要がある。したがって、まずは双方向のコミュニケーションが成立することを目指して、それに必要な基礎的能力を育てることが大切である。これらのことは、いわばコミュニケーションの発達における初期の活動を高める事柄であって、認知の発達、言語概念の形成、社会性の育成及び意欲の向上と関連していることに留意する必要がある。

聴覚に障害がある場合は、幼児児童生徒の発達の段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、あるいは自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかかわることができるようにしたりするなど、コミュニケーションを行うための基礎的能力を身に付ける必要がある。

自閉症のある幼児児童生徒の場合、持ち主の了解を得ないで、物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れようとしたりすることがある。また、他人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとすることもある。このような状態に対しては、周囲の者がそれらの行動は意思や要求を伝達しようとした行為であると理解するとともに、できるだけ

望ましい方法で意思や要求などが伝わる経験を積み重ねるよう指導することが大切である。

③ 他の項目との関連例

知的障害のある幼児児童生徒には、発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができるが、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない場合がある。

このような場合には、幼児児童生徒が欲しいものを要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、幼児児童生徒の様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切である。

同時に、他の人への関心が乏しいことや、他の人からの働き掛けを受け入れることが難しい場合もあることから、教師との信頼関係を形成し、教師の言葉や動きに対する関心を高めるようにすることが大切である。また、コミュニケーション手段として身振りや機器などを活用する際には、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、無理なく活用できるように工夫することが必要である。

以上のように、コミュニケーションの基礎的能力に関する指導においては、一人一人の幼児児童生徒の実態に応じて、「3 人間関係の形成」や「5 身体の動き」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定することが大切である。

(2) 言語の受容と表出に関すること

① この項目について

「(2) 言語の受容と表出に関すること。」は、話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

意思が相手に伝わるためには、伝える側が意思を表現する方法をもち、それを受ける側もその方法を身に付けておく必要がある。このように言語を受容したり、表出したりするための一般的な方法は音声や文字であるが、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、身振りや表情、指示、具体物の提示等非言語的な方法を用いる必要がある場合もある。

脳性まひの幼児児童生徒は、言語障害を伴うことがあるが、その多くは意思の表出の困難である。内言語や言葉の理解には困難がないが、話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりすることがある。こうした場合には、発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促すことが大切である。

聴覚に障害がある場合には、言葉を受容する感覚として視覚と保有する聴覚とがある。しかし、言葉の意味は単に聴覚や視覚による刺激を与えるだけで獲得されるわけではない。言葉を構成している音節や音韻の構造、あるいは文字に関する知識等を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に適切に伝えていくことが大切である。また、意思の表出の手段の一つとして音声があるが、幼児児童生徒の障害の状態によって、その明瞭度は異なっている。したがって、こうしたことに配慮しつつ、音声だけでなく身振りを状況に応じて活用し、さらに、手話・指文字や文字等を活用して、幼児児童生徒が主体的に自分の意思を表出できるような機会を設けることが大切である。

構音障害のある場合には、発声・発語器官(口腔器官)の微細な動きやそれを調整する力を高め、正しい発音を習得させるようにすることが必要である。そのため、音を弁別したり、自分の発音をフィードバックしたりする力を身に付けさせるとともに、構音運動を調整する力を高めるなどして正しい発音を定着させ、発話の明瞭度を上げるようにすることが大切である。

③ 他の項目との関連例

自閉症のある幼児児童生徒の中には、他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい場合があることから、話す人の方向を見たり、話を聞く態度を形成したりするなど、他の人とのかわりやコミュニケーションの基礎に関する指導を行うことが大切である。その上で、正確に他者とやりとりするために、絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことや、絵や記号を示したボタンを押すと音声が出る機器などを活用して自分の話したいことを相手に伝えることなど、様々なコミュニケーション手段を用いることも有効である。

このように自閉症のある幼児児童生徒が、相手の意図を受け止め、自分の考えを伝えることができるようにするためには、話し言葉や絵、記号、文字などを活用できるように指導するとともに、一人一人の実態に応じて、「3 人間関係の形成」や「6 コミュニケーション」等の区分に示されて

いる他の項目などと密接に関連させて、具体的な指導内容を設定して指導することが重要である。

(3) 言語の形成と活用に関すること

① この項目について

「(3) 言語の形成と活用に関すること。」は、コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

コミュニケーションは、相手からの言葉や身振り、その他の方法による信号を受容し、それを具体的な事物や現象と結び付けて理解することによって始まる。したがって、言語の形成については、言語の受容と併せて指導内容・方法を工夫することが必要である。その際には、語彙や文法体系の習得に努めるとともに、それらを通して言語の概念が形成されることに留意する必要がある。

障害の状態が重度な場合には、話し言葉を用いることができず、限られた音声しか出せないことが多い。このような場合には、掛け声や擬音・擬声語等を遊びや学習、生活の中に取り入れて、自発的な発声・発語を促すようにすることも考えられる。また、時には、物語や絵本を身振りなどを交えて読み聞かせることも大切である。

聴覚に障害がある場合には、経験と言葉を結び付けることが困難になりやすいことから、幼児児童生徒の主体性を尊重しながら、周りの人々による意図的な働き掛けが必要である。また、幼児児童生徒の発達の段階等に応じては、抽象的な言葉の理解が課題となる。話し言葉や書き言葉、指文字や手話を活用するなどして、言語の受容・表出を的確に行うとともに、併せて言葉の意味理解を深める必要がある。さらに、文法等に即した表現を促すなどして、体系的な言語の習得を図り、適切に活用できるようにすることが大切である。

視覚に障害があり、点字を常用して学習する幼児児童生徒の場合には、視覚的に対象をとらえることが困難又は不可能である。このため、言葉の概念が音声言語だけの情報で成立しやすく、事物や現象及び動作と言葉とを対応させて、確かなイメージに裏付けられた言葉として獲得することに困難があることも少なくない。そこで、教材・教具に工夫を加えるとともに、触覚や聴覚、あるいは保有する視覚を適切に活用して、言葉の意味を

正しく理解し、活用することができるよう指導することが大切である。

LDのある幼児児童生徒の中には、文字や文章を読んで理解することに極端な困難を示す場合がある。このような場合、聞いて理解する力を伸ばしつつ、読んで理解する力の形成も図る必要がある。その際、コンピュータのディスプレイに表示された文章が音声で読み上げられると同時に、読み上げられた箇所 of 文字の色が変わっていくようなソフトウェアを使って、読むことを繰り返し指導することが考えられる。

③ 他の項目との関連例

乳幼児期のコミュニケーションが十分に行われなかったことなどにより、言語発達に遅れのある場合には、まず、良好な人間関係を形成し、そこでのコミュニケーションが円滑に行われるようにすることが必要である。その上で、幼児児童の興味・関心をもっている事柄を利用して、言葉遊びを行ったり、作業や体験的な活動を取り入れたりすることが大切である。また、語彙の習得や上位概念、属性、関連語等の言語概念の形成には、生活経験の記憶、言語化、関連付けなどを行うことが大切である。課題の設定を工夫して幼児児童生徒に「できた」という経験と自信をもたせたり、コミュニケーションに対する意欲を高めたりして、言葉を生活の中で生かせるようにしていく必要がある。

そこで、コミュニケーションを通して適切な言語概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けるようにするためには、「2 心理的な安定」や「3 人間関係の形成」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定して指導を行うことが大切である。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

① この項目について

「(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。」は、話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすることを意味している。

② 具体的指導内容例と留意点

近年、科学技術の進歩等により、様々なコミュニケーション手段が開発されてきている。そこで、幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応

じて、適切なコミュニケーション手段を身に付け、それを選択・活用して、それぞれの自立と社会参加を一層促すことが重要である。

例えば、音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解ができる児童生徒の場合は、筆談で相手に自分の意思を伝えたり、文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って、自分の意思を表出したりすることができる。なお、音声言語による表出が難しく、しかも、上肢の運動・動作に困難が見られる場合には、下肢や舌、顎の先端等でこれらの機器等を操作できるように工夫する必要がある。

進行性の病気により、運動機能が徐々に低下する児童生徒の場合には、言葉による意思の表出が難しくなるだけでなく、上肢などで操作する機器の活用も次第に困難になることがある。そのため、現在の状況だけで判断することなく、将来必要となるコミュニケーション手段も視野に入れて、指導を工夫することが必要である。

自閉症のある幼児児童生徒で、言葉でのコミュニケーションが困難な場合には、まず、自分の意思を適切に表し、相手に基本的な要求を伝えられるように身振りなどを身に付けたり、話し言葉を補うために機器等を活用できるようにしたりすることが大切である。

聴覚に障害がある幼児児童生徒の場合には、コミュニケーション手段として、音声や文字、手話等を用いる方法が考えられる。手指を用いる際にも、例えば、指文字は言葉の音節を、キュード・スピーチは子音部分を表し、手話は単語レベルで意味を表現するなどの特徴があることから、幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に努め、円滑なコミュニケーションが行えるようにすることが大切である。

視覚に障害がある場合には、点字キーボードでの入力や点字ディスプレイによる出力に慣れたり、拡大文字によるディスプレイ上での編集に習熟したりするなど、コンピュータを操作する技能の習得を図ることが大切である。また、普通の文字と点字とを相互変換したり、コンピュータの表示内容を音声で読み上げる機能を使ったりして文書処理ができるようにすることにより、コミュニケーションを図ることも重要である。進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。

③ 他の項目との関連例

聴覚に障害がある幼児児童生徒については、聴覚障害の補助手段としての補聴器や人工内耳等、代行手段としての読話やキュード・スピーチ、指文字、手話等のコミュニケーション手段が単独若しくは組み合わせて用いられている。これらの選択・活用に当たっては、幼児児童生徒の聴覚障害の状態や発達の段階、進路希望等の本人の意思、保護者の考え等を総合的に勘案し、本人のもっている可能性を最大限に生かして、自立し積極的に社会参加できるよう指導内容・方法の工夫を行うことが大切である。その際、意欲や自信の喚起、関心や人間関係の拡大等に留意することが必要である。また、一つのコミュニケーションの方法にこだわることなく、幼児児童生徒の発達の段階や興味・関心等に応じて、方法を変えたり、幾つかの方法を組み合わせたりするなどの配慮も大切である。

そこで、聴覚に障害がある幼児児童生徒に適切なコミュニケーション手段の選択・活用を指導するに当たっては、「2 心理的な安定」や「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選択し、それらを相互に組み合わせて具体的な指導内容を設定するなどの創意工夫が重要である。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

① この項目について

「(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。」は、場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすることを意味している。コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係が重要である。

② 具体的指導内容例と留意点

障害による経験の不足などを踏まえ、相手や状況に応じて、適切なコミュニケーション手段を選択して伝えたりすることや、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確かめたりすることなど、主体的にコミュニケーションの方法等を工夫することが必要である。こうしたことについては、実際の場面を活用したり、場を再現したりするなどして、どのようなコミュニケーションが適切であるかについて具体的に指導することが大切である。

また、友人や目上の人との会話、会議や電話などにおいて、相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにしたり、コンピュータ等を活用してコミュニケーションができるようにしたりする

ことも大切である。

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることが少なくない。こうした場合、例えば、相手と握手することにより、体格や年齢などを推測して会話の糸口を見つかったり、相手の声や話の内容を注意深く聞くことによって、部屋の広さや相手の状況を的確に判断したり、相手との距離に応じて声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要がある。

LDのある幼児児童生徒は、話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難なため、会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない場合がある。このような場合には、自分で内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からない時に聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けるなどして、その時の状況に応じたコミュニケーションが展開できるようにすることが大切である。

③ 他の項目との関連例

家庭では普通の会話ができるものの、学校の友達とは話すことができない選択性かん黙の児童生徒の場合、まず、気持ちを安定させ、安心できる状況作りや信頼感のある人間関係作りが重要である。その上で、児童生徒が興味・関心のある事柄について、共感しながら一緒に活動したり、日記や作文などを通して気持ちや意思を交換したりする機会を多くすることが大切である。また、状況に応じて、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段を活用することも大切である。その際、幼児児童生徒が自信をもち、自己に対して肯定的なイメージを保つことができるよう配慮しつつ、自己理解を促す指導をすることが大切である。

したがって、場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにするには、「2 心理的な安定」や「3 人間関係の形成」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連させて具体的な指導内容を設定することが大切である。

第6章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3 幼4ページ）

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。その際、2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること。

幼稚園における自立活動のねらい及び内容は、他の五つの領域すなわち、健康、人間関係、環境、言葉及び表現のねらい及び内容との関連を図り、具体的な活動を通して総合的に指導される場合と、この領域に重点を置いて指導される場合とに大別される。

この規定の前段では、自立活動の指導に当たって、幼児一人一人の実態に基づいた個別の指導計画を作成することを示している。すなわち、幼稚園においては、自立活動に重点を置いて指導を行う場合はもとより、総合的に指導する場合においても、個別の指導計画に基づいて指導する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が幼児の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

- ① 個々の幼児の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 個々の実態に即した指導のねらいを明確に設定する。
- ③ 幼稚園教育要領第2章自立活動の2の内容の中から、個々の指導のねらいを達成させるために必要な項目を選定する。
- ④ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。
- ⑤ 他の領域との関連を図り、指導上留意すべき点を明確にする。

後段では、個別の指導計画に盛り込まれる指導内容は、個々の幼児が必要とするものを自立活動の内容の中から選定し、それらを相互に関連付け、具体的に設定するよう示している。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙

げ、それを分類・整理したものである。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しているわけではない。つまり、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」又は「コミュニケーション」のそれぞれの区分に従って指導計画が作成されることを意図しているわけではないので、この点に留意する必要がある。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の1 小・中19ページ）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

高等部学習指導要領（第5章第3款の1 高74ページ）

第3款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2款に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の指導における個別の指導計画の作成は、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づいた指導の目標を明らかにした上で、自立活動の第2（高等部は第2款）に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものである。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

- ① 個々の児童生徒の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 個々の実態に即した指導の目標を明確に設定する。

③ 小学部中学部学習指導要領第7章第2（高等部においては、第6章第2款）の内容の中から、個々の指導の目標を達成させるために必要な項目を選定する。

④ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙げ、それを分類・整理したものである。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しているわけではないので、この点に留意する必要がある。

例えば、視覚に障害がある児童生徒にとっての歩行は、単に足で歩くという移動動作のみが関与しているわけではない。安全に能率よく目的地まで歩くためには、移動に伴って変化する周囲の環境をいかに的確に把握するかが重要な点になる。また、道に迷ったり分からなくなったりした場合には、近くにいる人に尋ねるといったコミュニケーションの技能も求められる。さらに、こうした指導を通して、一人で歩けるという自信がつけば、心理的にも安定し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲にもつながっていくものである。このように、視覚に障害がある児童生徒の歩行という指導内容は、自立活動に示されている「4 環境の把握」、「5 身体の動き」はもとより「6 コミュニケーション」や「2 心理的な安定」等に区分されている自立活動の内容とも密接にかかわっている。したがって、これらの内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、視覚に障害がある児童生徒の歩行という指導内容を設定することが求められているのである。

こうした「第2（第2款）に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け」ることは、どのような指導内容を設定する場合にも大切にしなければならない点である。

例えば、言葉の指導においても、具体的な事物・事象や動作等と結び付けて、正しいイメージや概念に裏付けられた言葉の獲得を促さなければならない。つまり、単に「6 コミュニケーション」の区分の下に示されている項目のみならず、「4 環境の把握」や「5 身体の動き」等の区分の下に示されている項目の中からも必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けた具体的な指導内容を設定することによって、日常生活や学習の中で、生き生きと活用できる言葉の指導が展開できるのである。

2 指導計画の作成手順

幼稚園教育要領(第2章 自立活動3(2) 幼4ページ)

(2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。

小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2 小・中19ページ)

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

高等部学習指導要領(第5章第3款の2 高75ページ)

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第3の1(幼稚園は3の(1)、高等部は第3款の1)では、自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することを明確にしており、従前はこれに続けて、「指導内容を設定する際の配慮事項」が示されていた。

今回の改訂では、個別の指導計画の作成の手順について分かりやすく示す観点から、従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて、「幼児児童生徒の実態の把握」、「指導の目標(ねらい)の設定」、「具体的な指導内容の設定」、「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示すよう改めた。

個別の指導計画に基づく指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進められなければならない。

まず、幼児児童生徒の実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から目標(ねらい)を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に幼児児童生徒の学習の状況の評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、幼児児童生徒にとってより適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画、実践、評価、改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

(1) 幼児児童生徒の実態把握

幼稚部教育要領(第2章 自立活動3(2)ア 幼4ページ)

ア 個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

小学部・中学部学習指導要領(第7章第3の2(1) 小・中20ページ)

(1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

高等部学習指導要領(第5章第3款2(1) 高75ページ)

(1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

個々の幼児児童生徒の実態把握は、すべての教育活動に必要なことであるが、自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから特に重要である。このため今回の改訂においては、幼児児童生徒の障害の状態などの実態を的確に把握することについて新たに示した。

幼児児童生徒の障害の状態は、一人一人異なっている。自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標にしているため、必然的に一人一人の指導内容や指導方法も異なってくる。そのため、個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。ここに実態把握の目的があり、実態把握の内容やその範囲は自立活動の指導を行う観点から明確に整理する必要がある。

実態把握の具体的な内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具(機器を含む)の必要性、進路、家庭や地域の環境等様々なことが考えられる。

幼児児童生徒の実態を把握する方法としては、観察法、面接法、検査法等の直

接的な把握の方法が考えられるが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切である。幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えをとらえたりすることは欠くことができないことである。保護者から話を聴く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切である。また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要である。

しかしながら、幼児児童生徒の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないというわけではない。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切である。

なお、このようにして得られた情報は、実際の指導に生かされることが大切であり、個別の指導計画を作成するために必要な範囲に限定するとともに、その情報の適切な管理についても十分留意する必要がある。

(2) 指導の目標（ねらい）の設定

幼稚園教育要領(第2章 自立活動3(2)イ 幼4ページ)

イ 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(2) 小・中20ページ）

(2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(2) 高75ページ）

(2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

指導の目標（ねらい）の設定に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて、幼稚園、小学部、中学部、高等部の各部の在籍期間、学年等の長期的

な観点に立った目標とともに、当面の短期的な観点に立った目標を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要である。この場合、個々の幼児児童生徒の障害の状態等は変化し得るものであるので、特に長期の目標については、今後の見通しを予測しながら指導の目標を適切に変更し得るような弾力的な対応が必要である。

長期的な観点に立った指導の目標を達成するためには、個々の幼児児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切である。すなわち、段階的に短期の指導の目標が達成され、それがやがては長期の指導の目標の達成につながるという展望が必要である。

例えば、ある児童の個別の指導計画を作成する場合、具体的な指導の目標を設定して、指導内容を選定するに当たっては、その児童の現在の状態に着目するだけでは十分でない。その生育の過程の中で、現在の状態に至った原因を明らかにし、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るようにすることも効果がある。

また、その児童の将来の可能性を広い視野から見通した上で、現在の発達段階において育成すべき具体的な指導の目標と指導内容を選定し、重点的に指導することが大切である。この場合、その児童の将来の可能性を限定的にとらえるのではなく、技術革新や社会の発展を考慮し、長期的な観点から考えることが重要である。

幼稚部においては、指導のねらいと指導内容のそれぞれを、総合的な指導として取り上げるべきか、自立活動の内容に重点を置いた指導として取り上げるべきかについても検討する必要がある。いずれの形で指導を行う場合においても、幼児の主体性を重んじ、機械的な反復練習にならないよう留意し、自然な形で活動が展開されるようにしなければならない。

なお、幼稚部、小学部、中学部、高等部と継続的に指導していく過程で指導内容の重複や欠落がないように、個人ファイルなどによって個々の幼児児童生徒の指導記録の管理を適切に行うとともに、それまでの指導の累積効果を生かすようにすることも重要である。

(3) 具体的な指導内容の設定

幼稚部教育要領(第2章 自立活動3(2)ウ 幼4ページ)

ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

小学部・中学部学習指導要領（第5章第3の2(3) 小・中20ページ）

(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(3) 高75ページ）

(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

個別の指導計画の作成においては、個々の幼児児童生徒に長期的及び短期的な観点から目標（ねらい）を定め、その達成のために必要な指導内容を段階的に取り上げることが重要である。

自立活動の指導に当たっては、第2に示す「内容」の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定することとなるが、その際の配慮事項を示している。

以下に、これらの項目について述べる。

ア 主体的に取り組む指導内容

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(2)ウ(ア) 幼4ページ）

(ア) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(3)ア 小・中20ページ）

ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(3)ア 高75ページ）

ア 生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。

幼稚園においては、一人一人の幼児の実態に即した環境を設定し、幼児はその環境とのかかわりにおいて自発性や自主性を発揮した活動を展開し、これらの活動を通して具体的な指導のねらいに迫ることが求められている。自立活動の指導

においても、この点を大切にするとともに、幼児が結果を予測したり、確かめたりすることができる具体的な指導内容を設定するなどして、成就感や満足感を味わうことができるようにすることも重要である。この成就感や満足感は、次の活動への意欲につながるものとして非常に大切なものである。

小学部、中学部、高等部においては、自立活動の指導の効果を高めるため、児童生徒が興味をもって主体的に活動し、しかも成就感を味わうことができるようにする必要がある。

児童生徒が意欲的、主体的に自分の学習課題に取り組めるようにするには、児童生徒が自分の課題、つまり、具体化された学習課題を認識し、自覚できるようにすることが大切である。自分が何のために、何をするのかを理解し、学習に意欲が湧いてくるような、指導内容を取り上げることが大切である。したがって、児童生徒が自分のなすべきことを意識し、努力の結果、課題が達成できたという成就感を味わうことができるようにするためには、次のような点に配慮しながら指導内容を設定することが必要である。

(ア) 児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容にすること。

児童生徒にとって余りに課題が容易すぎても進歩は望めないし、難しすぎても意欲を喪失させてしまうことになるので、この点に留意することが大切である。

(イ) 児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容にすること。

児童生徒が自ら進んで意欲的に取り組もうとする自発性を促すために、例えば、指導の段階を細分化する、興味を引くような教材・教具を準備する、賞賛や激励を適宜行うなどの動機付けが行われることが多いが、こうした外的な動機付けから始めて、次第に主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。

(ウ) 児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容にすること。

児童生徒が成就感を味わうためには、自分の課題達成の度合いを理解できるようにする必要がある。そのためには、いわゆる自己評価ができるように課題を細分化し、達成度を分かりやすくすることが大切である。また、わずかな進歩であっても、褒めたり励ましたりすることを忘れてはならない。

また、今回の改訂では、児童生徒が「興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうことができるような」観点に加えて、自己に対する肯定的なイメージを早期から育てることも大切であることから、「自己を肯定的にとらえることができるような指導内容も取り上げること」を新たに示した。

「自己を肯定的にとらえる」感情は、自分にもよいところがあると認める感情

であり、自己肯定感や自己有能感と言われることもある。自己を肯定的にとらえることができるような指導は、各教科等の指導も含め学校の教育活動全体を通して行われなければならないが、自立活動の指導においては特に重視されなければならないことである。障害のある児童生徒の自己に対するイメージは、障害をどのようにとらえるかということに大きく影響を受ける。時には、障害のある自分をひどく他者から劣っていると思うこともあり、自分を肯定的にとらえられないことも少なくない。

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難と向き合い、その困難の改善・克服を目指す指導であるから、どのようなことを課題とし、どのように学習活動に取り組み、その結果をどのように受け止めるかということは、自己に対するイメージの形成に深くかかわることになる。自己を肯定的にとらえる感情は、一般に、自分のよいところを認められる段階から、自分のよいところも悪いところも含めて自分であることを肯定できる段階に移っていく。したがって、児童生徒が自己に対してどのような感情を抱いているのかを把握し、成長に即して自己を肯定的にとらえる感情を高められるような指導内容を検討することが大切である。

このような指導としては、例えば、児童生徒が自立活動の学習に取り組む自分について振り返る機会を適宜設定して、がんばっている自分を確認したり、過去と比較して成長していることを実感できるようにしたりすることが考えられる。また、児童生徒の意見を取り入れながら自立活動の学習課題を設定することも、障害に対する認識や自分の得意な面及び不得意な面などに対する認識を促すことになり、自己を肯定的にとらえる感情を高めることにつながる。

さらに、同じ障害のある年長者がモデルとなって自己を肯定的にとらえていききっかけになることもあるので、特に中学部、高等部では先輩の話を聴く機会を設けることも有効な方法の一つと考えられる。

一方、自己を客観的にとらえられるようにすることも大切である。自己を肯定的にとらえる感情は、自分のよいところも悪いところも含めて自分であることを肯定できるものであるが、同時に自己を他者との比較や何らかの基準によって客観的にとらえられるようにすることも必要であり、発達の段階に応じて適切に指導することが求められる。

イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(3)イ 小・中20ページ）

イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し

ようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(3)イ 高75ページ）

イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとすることは、自立活動の目標にも示されている重要な観点である。このため、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることが大切であり、指導内容の設定に当たっても、その意欲を喚起できるようにすることに重点を置く必要がある。この場合、その意欲は単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てることは難しく、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的である。

ウ 遅れている側面を補う指導内容

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(2)ウ(イ) 幼4ページ）

(イ) 個々の幼児の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(3)ウ 小・中20ページ）

ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(3)ウ 高75ページ）

ウ 個々の生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

具体的な指導内容の設定に当たっては、一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目しがちである。しかしながら、幼児児童生徒の発達

の遅れた側面やできないことのみにとらわれて、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上に時間を要したり、また、方法によっては幼児児童生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられる。

人間の発達には諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、幼児児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくない。したがって、指導内容の設定に際しては、個々の幼児児童生徒の発達の進んでいる側面にも着目することが大切である。

エ 自ら環境を整える指導内容

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(3)エ 小・中20ページ）

エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(3)エ 高75ページ）

エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、児童生徒が、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能等を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要である。このような観点は、これまでも必要とされてきたが、障害のある人々を取り巻く社会的状況の変化の中で、障害の状態をとらえる上で環境要因が重視されていることや、周囲のサポートを得ながら自分らしく生きるという考え方が広がっていることを踏まえ、今回の改訂において明示することにしたものである。

具体的には、弱視の児童生徒が読書をする場合、適切な明るさを確保するために照明等の準備をしたり、準備が一人でできない場合に他者への依頼の仕方を学んだりすることを指している。また、自閉症のある児童生徒が、不快に感じる音や光、雰囲気等を避けるために場所を移動したり、移動することを周囲の人に伝

えたりすることを学習することもその例である。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、児童生徒自身が行う場合と周囲の人に依頼してやってもらう場合が考えられる。自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず、児童生徒自ら環境に働き掛けられるような力をはぐくむことが大切である。児童生徒が自ら、行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導する必要がある。

また、自分だけで活動しやすい環境が作れない場合は、周囲の人に依頼をして環境を整えていくことを指導することが必要となる。この場合、単に依頼の仕方を教えるだけに終わってはならない。求める環境は、自分自身で判断しなければならないので、調整のためには再依頼をしなければならないこともあることなどを体験的に学習できるようにすることが必要である。さらに、他者に支援を依頼することを経験するだけでなく、その反対に他者からの依頼を受けて支援を行う経験をすることにより、依頼を受ける側の心情にも配慮できるように指導することが大切である。

(4) 評価

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(2)エ 幼4ページ）

エ 幼児の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の2(4) 小・中20ページ）

(4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

高等部学習指導要領（第5章第3款2(4) 高75ページ）

(4) 生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

今回の改訂では、個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によ

って改善される必要があることから、幼児児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることを、新たに規定した。

自立活動における幼児児童生徒の学習の評価は、実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導の目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導の目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものである。また、幼児児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもある。

自立活動の指導は、教師が幼児児童生徒の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われるが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければならない。

指導の結果や幼児児童生徒の学習状況の評価するに当たっては、指導の目標を設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即して、その到達状況を具体的にとらえておくことが重要である。例えば、「自分の病気を理解する」ということを指導の目標として考えた場合、幼児児童生徒の実態に即して、どのような場面を想定するか、どのような方法を用いることができるかなど、幼児児童生徒の具体的な行動や観察できる状態として評価が可能になるように工夫することが必要である。

指導と評価は一体であると言われるように、評価は幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。したがって、教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、幼児児童生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付くことが求められる。

目標を達成するための学習は、一定期間にわたって行われるが、その間においても、幼児児童生徒が目標に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、幼児児童生徒の学習状況の評価し、指導の改善に日ごろから取り組むことが重要である。こうした学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要がある。また、保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、幼児児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めることが大切である。

評価は、幼児児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義がある。自立活動の指

導においては、幼児児童生徒が、自分の障害と向き合うことが多くなる。障害のある自分を知り、受け止め、それに伴う困難を改善しようとする意欲をもつことが期待される。したがって、自立活動の時間の課題についても、学習中あるいは、学習後において、幼児児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。

3 他領域との関連

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(3) 幼4ページ）

(3) 指導計画の作成に当たっては、各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。

自立活動の指導に当たっては、幼稚園教育要領第2章に示されている健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五つの領域におけるねらい及び内容と密接な関連を図りながら、一人一人の幼児の指導のねらいに基づいて、内容の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定するように工夫することが大切である。また、指導内容を段階的に取り上げ、必要に応じて総合的な指導を行ったり、自立活動の内容に重点を置いた指導を行ったりして、計画的、組織的に指導が進められるようにしなければならない。

自立活動の内容に重点を置いた指導は、個別に、あるいはグループごとに自立活動の時間を設けて行ったり、幼稚園における生活の流れの中で意図的に行ったりすることが考えられる。このような場合においても、幼児が興味をもって意欲的に取り組むことのできる具体的な指導内容や環境を設定することが大切である。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の3 小・中20ページ）

3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

高等部学習指導要領（第5章第3款3 高75ページ）

3 指導計画の作成に当たっては、各教科・科目、総合的な学習の時間及び

特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

自立活動の指導計画の作成に当たっては、小学部・中学部においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、高等部においては、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間）と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合って、効果的な指導が行われるようにすることが大切である。

個別の指導計画を作成する際も、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする必要がある。

なお、各教科（各教科・科目）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要がある。

4 指導方法の創意工夫

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の4 小・中20ページ）

4 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

高等部学習指導要領（第5章第3款4 高75ページ）

4 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要である。このためには、個々の児童生徒の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切である。この場合、指導方法が、指導の目標の達成に有効なものであるよう留意する必要がある。

ア 個々の児童生徒の実態に応じた指導方法

児童生徒の障害の状態や発達の段階等は多様である。このため、個別の指導計画を立てることが不可欠であると同時に、指導方法も児童生徒一人一人に適したものでなければならない。したがって、特定の方法をすべての児童生徒に機械的に当てはめるのではなく、個々の児童生徒の実態に適合した方法を創意工夫することが必要となる。

イ 意欲的な活動を促す指導方法

児童生徒の反応や行動（活動）を意欲的なものにするためには、児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切である。この場合、少なくとも、教師からの一方的な働き掛けに終始する方法や画一的な方法にならないよう留意する必要がある。

個々の児童生徒の実態に応じて、指導の目標が明確にされ、次いで具体的な指導内容が設定され、それらを組織して個別の指導計画が作成されるが、それに基づいた指導に当たっては、それらの指導内容にふさわしい指導方法を工夫する必要がある。

自立活動の指導に適用できると思われる方法又は方法の裏付けとなっている理論が幾つか想定される。それらには、例えば、心理療法、感覚訓練、動作の訓練、運動療法、理学療法、作業療法、言語治療等があるが、これらの理論・方法は、いずれも自立活動の指導という観点から成り立っているわけではない。これらについては、実際の臨床においてそれなりの効果があると評価されていても、それらは、それぞれの理論的な立場からの問題の把握及びその解決を追求しているものであることを忘れてはならない。したがって、その方法がどのように優れていたとしても、それをそのまま自立活動の指導に適用しようとする、当然無理を生じることをあらかじめ知っておくことが必要である。

これらの点を十分に踏まえて、特定の指導に有効であると思われる方法を選択し、それを自立活動の指導に適合するように工夫して応用することが大切である。その際には、児童生徒自身が、指導の目標に照らした課題に自ら取り組むことができるように、指導の段階や方法を工夫する必要がある。つまり、指導の課題や段階を児童生徒の実態に即して細分化し、それに応じた方法の適用を工夫することが大切である。

5 自立活動を主とした指導

小学部・中学部学習指導要領（第5章第3の5 小・中20ページ）

5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

高等部学習指導要領（第5章第3款5 高75ページ）

5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

「重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。」と総則（小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5の3）に示されている。これら児童生徒に対する自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた指導内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるよう配慮することが、全人的な発達を促す上からも必要である。

なお、高等部学習指導要領においても、同様の規定が示されている。

6 教師の協力体制

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(4) 幼4ページ）

イ 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の6 小・中20ページ）、高等部学習指導要領（第5章第3款6 高75ページ）

6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に一人一人の幼児児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要である。ここで言う専門的な知識や技能を有する教師とは、特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する者をはじめとして、様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高め、校内で自立活動の指導的役割を果たしている教師を含めて広くとらえている。

自立活動の指導において中心となる教師は、学校における自立活動の指導の全体計画の作成に際し、担任や専科の教師、養護教諭等を含めた全教師の要としての役割を果たすことを意味している。

また、自立活動の時間における指導は、幼児児童生徒の障害の状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、いずれの学校においても、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい専門性を身に付けておくことが必要である。

なお、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようにする必要がある。例えば、肢体不自由教育に関する専門的な知識や技能を有する教師は、肢体不自由のある幼児児童生徒の自立活動の指導を担当するだけでなく、他の障害のある幼児児童生徒の身体の動きに関する指導計画の作成やその実践において、専門的な知識や技能を發揮することが求められる。

また、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

7 専門の医師等との連携協力

幼稚園教育要領（第2章 自立活動3(5) 幼4ページ）

(5) 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。

小学部・中学部学習指導要領（第7章第3の7 小・中20ページ）

7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

高等部学習指導要領（第5章第3款7 高75ページ）

7 生徒の障害の状態により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにするものとする。

自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては，専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り，適切な指導ができるようにする必要があるので，本項はこの点について示したものである。

このことは，専門の医師をはじめ，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理学の専門家等各分野の専門家との連携協力については，必要に応じて，指導・助言を求めたり，連絡を密にしたりすることなどを意味している。

幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等は多様であり，その実態の的確な把握に基づいた指導が必要とされ，時には，教師以外の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合がある。

例えば，内臓や筋の疾患がある幼児児童生徒の運動の内容や量，脱臼^{きゆう}や変形がある幼児児童生徒の姿勢や動作，極端に情緒が不安定になる幼児児童生徒への接し方などについては，専門の医師からの指導・助言を得ることが不可欠である。

また，姿勢や歩行，日常生活や作業上の動作，摂食動作やコミュニケーション等について，幼児児童生徒の心身の機能を評価し，その結果に基づいて指導を進めていくためには，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切である。さらに，情緒や行動面の課題への対応が必要な場合には，心理学の専門家等からの指導・助言が有益である。

学校において，幼児児童生徒の実態の把握や指導の展開に当たって，以上のような専門的な知識や技能が必要である場合には，幼児児童生徒が利用する医療機関の理学療法士等やその他の外部の専門家と積極的に連携して，幼児児童生徒にとって最も適切な指導を行うことが必要である。その際，留意すべきことは，自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものであり，外部の専門家の指導にゆだねてしまうことのないようにすることである。つまり，外部の専門家の助言や知見などを指導に生かすことが大切なのである。

このような専門家からの指導・助言を得ることの必要性の有無を判断するのは，当然，自立活動の指導に当たる教師である。したがって，教師は日ごろから自立活動に関する専門的な知識や技能を幅広く身に付けておくとともに，関連の

ある専門家と連携のとれる体制を整えておくことが大切である。

今回の改訂では、学習指導要領の総則等において、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との緊密な連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うため「個別の教育支援計画」を作成することを示したところである(幼稚園教育要領第3章第1の13、小学部・中学部学習指導要領第1章第4の2(14)、高等部学習指導要領第4款5(14))。関係機関との連携に当たっては、個別の教育支援計画を十分活用することが必要である。

（資料）

小学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

3 その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

(2) 通級による指導の場合

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第1章総則第4の2(7)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号）。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また、児童が在籍校以外の小学校又は特別支援学校の小学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（同規則第141条）。なお、このように児童が他

校において指導を受ける場合には、当該児童が在籍する小学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

(資料)

中学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

3 その他の教育課程編成の特例

(1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある生徒を対象とする学級であるため、対象となる生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

(2) 通級による指導の場合

通級による指導は、中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、生徒の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒（特別支援学級の生徒を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号）。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また、生徒が在籍校以外の中学校又は特別支援学校の中学部において、特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する中学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている（同規則第141条）。なお、このように生徒が他

校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する中学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。